

平成 29 年度相模原市一般会計予算

平成 29 年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 289,300,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 市税		千円 113,400,000
	5 市民税	50,982,154
	10 固定資産税	44,818,923
	15 軽自動車税	909,917
	20 市たばこ税	4,528,544
	30 事業所税	3,105,088
	35 都市計画税	9,055,374
10 地方譲与税		1,750,000
	7 地方揮発油譲与税	800,000
	10 自動車重量譲与税	920,000
	20 石油ガス譲与税	30,000
13 利子割交付金		100,000
	5 利子割交付金	100,000
16 配当割交付金		800,000
	5 配当割交付金	800,000
19 株式等譲渡所得割交付金		800,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	800,000
20 分離課税所得割交付金		100,000
	5 分離課税所得割交付金	100,000
21 県民税所得割臨時交付金		14,200,000
	5 県民税所得割臨時交付金	14,200,000
22 地方消費税交付金		11,400,000
	5 地方消費税交付金	11,400,000
25 ゴルフ場利用税交付金		170,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	170,000
31 自動車取得税交付金		800,000
	5 自動車取得税交付金	800,000
32 軽油引取税交付金		3,000,000
	5 軽油引取税交付金	3,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1,254,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1,254,000
37 地方特例交付金		540,000
	5 地方特例交付金	540,000
40 地方交付税		9,900,000
	5 地方交付税	9,900,000

款	項	金 額
43 交通安全対策特別交付金		千円 220,000
	5 交通安全対策特別交付金	220,000
46 分担金及び負担金		2,771,836
	5 負担金	2,771,836
50 使用料及び手数料		5,653,868
	5 使用料	3,803,597
	10 手数料	1,850,271
55 国庫支出金		56,305,710
	5 国庫負担金	47,111,764
	10 国庫補助金	8,772,423
	15 国庫委託金	421,523
60 県支出金		14,749,343
	5 県負担金	10,408,191
	10 県補助金	3,175,513
	15 県委託金	1,165,639
65 財産収入		171,872
	5 財産運用収入	119,041
	10 財産売却収入	52,831
70 寄附金		53,870
	5 寄附金	53,870
75 繰入金		7,176,025
	10 基金繰入金	7,122,830
	15 財産区繰入金	53,195
80 繰越金		1,500,000
	5 繰越金	1,500,000
85 諸収入		17,816,676
	5 延滞金加算金及び過料	276,080
	10 市預金利子	150
	15 貸付金元利収入	12,333,187
	22 収益事業収入	1,300,000
	25 雑入	3,907,259
90 市債		24,666,800
	5 市債	24,666,800
歳 入	合 計	289,300,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 994,786
	5 議会費	994,786
10 総務費		25,315,220
	5 総務管理費	16,011,717
	10 徴税費	2,264,377
	13 市民生活費	6,526,078
	15 選挙費	117,225
	20 統計調査費	65,283
	25 人事委員会費	138,218
	30 監査費	192,322
15 民生費		122,373,876
	5 社会福祉費	51,141,287
	10 児童福祉費	46,884,620
	15 生活保護費	24,347,969
20 衛生費		21,733,779
	5 保健衛生費	11,470,781
	10 清掃費	9,636,755
	15 環境保全費	626,243
25 労働費		708,123
	5 労働諸費	708,123
30 農林水産業費		713,237
	5 農業費	648,007
	10 林業費	65,230
35 商工費		14,240,728
	5 商工費	14,240,728
40 土木費		26,076,040
	5 道路橋りょう費	9,459,623
	10 河川費	414,811
	15 都市計画費	14,275,246
	20 公園費	1,100,698
	25 住宅費	825,662
45 消防費		7,656,528
	5 消防費	7,656,528

款	項	金 額
50 教育費		千円 43,388,995
	5 教育総務費	4,871,595
	10 小学校費	21,032,255
	15 中学校費	11,775,562
	18 幼稚園費	1,295,679
	20 社会教育費	2,815,931
	25 市民体育費	1,597,973
55 災害復旧費		160,000
	2 災害復旧費	160,000
60 公債費		25,829,367
	5 公債費	25,829,367
65 諸支出金		9,321
	5 諸費	9,321
70 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	289,300,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
20 衛生費	10 清掃費	北 清 掃 工 場 基 幹 的 設 備 等 改 良 事 業	7,049,089	29	45
				30	1,111,409
				31	3,144,777
				32	2,792,858
40 土木費	5 道路橋 りょう 費	国 道 4 1 3 号 (仮 称) 横 山 ト ン ネ ル 道 路 改 良 事 業	706,597	29	197,097
				30	457,127
				31	52,373
50 教育費	20 社会教育費	麻溝まちづくりセンター・ 公民館移転整備事業	913,573	29	123,446
				30	790,127

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (平成29年度設定分)	平成29年度から 平成30年度まで	千円 借入金 6,590,000 千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (平成29年度設定分)	平成29年度から 平成30年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 6,590,000 千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (平成29年度設定分)	平成29年度から 平成30年度まで	借入金 674,000 千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
既設道路照明灯LED化事業	平成29年度	0
	平成30年度から 平成40年度まで	624,730
中学校完全 給食推進事業 (平成29年度設定分)	平成29年度	32,541
	平成30年度	119,539
	平成31年度	119,539
	平成32年度	119,539
	平成33年度	86,997

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) 防災対策整備費 まちづくりセンター等整備費	千円 13,300 54,700	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成29年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
(民生債) 障害者福祉施設整備費 保育所整備費	11,600 36,900			
(衛生債) 塵芥処理施設建設費 し尿処理施設整備費	176,100 98,900			
(商工債) 自然の村事業費	64,800			
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 緑地保全事業費 自転車駐車場建設費 街路整備費 都市交通対策事業費 住宅建設費 土地区画整理費	1,721,400 34,000 50,100 101,000 5,000 1,621,800 16,500 62,200 166,900			
(消防債) 消防施設整備費	447,900			
(教育債) 教育施設整備費 小学校整備費 中学校整備費 公民館建設費	62,900 217,200 85,100 118,500			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	19,500,000			
計	24,666,800			

平成 29 年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

平成 29 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 90,300,000 千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 264,000 千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険税		千円 16,950,000
	5 国民健康保険税	16,950,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
15 国庫支出金		15,800,000
	5 国庫負担金	14,107,000
	10 国庫補助金	1,693,000
20 療養給付費交付金		750,000
	5 療養給付費交付金	750,000
22 前期高齢者交付金		21,300,000
	5 前期高齢者交付金	21,300,000
25 県支出金		4,300,000
	5 県負担金	678,000
	10 県補助金	3,622,000
30 共同事業交付金		21,300,000
	5 共同事業交付金	21,300,000
35 繰入金		9,500,000
	5 一般会計繰入金	9,500,000
40 繰越金		100,000
	5 繰越金	100,000
45 諸収入		299,900
	5 延滞金及び過料	153,200
	15 雑入	146,700
歳 入 合 計		90,300,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1, 150, 000
	5 総務管理費	641, 030
	10 徴税費	508, 300
	15 運営協議会費	670
10 保険給付費		52, 900, 000
	5 療養諸費	45, 883, 000
	10 高額療養費	6, 577, 600
	15 移送費	1, 200
	20 出産育児諸費	378, 200
	25 葬祭諸費	60, 000
12 後期高齢者支援金等		10, 100, 000
	5 後期高齢者支援金等	10, 100, 000
13 前期高齢者納付金等		40, 000
	5 前期高齢者納付金等	40, 000
15 老人保健拠出金		1, 000
	5 老人保健拠出金	1, 000
20 介護納付金		3, 650, 000
	5 介護納付金	3, 650, 000
25 共同事業拠出金		21, 300, 100
	5 共同事業拠出金	21, 300, 100
30 保健事業費		780, 000
	2 特定健康診査等事業費	769, 000
	5 保健事業費	11, 000
35 公債費		900
	5 公債費	900
40 諸支出金		278, 000
	5 償還金及び還付加算金	265, 000
	15 繰出金	13, 000
45 予備費		100, 000
	5 予備費	100, 000
歳 出 合 計		90, 300, 000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 175,900
	5 外来収入	158,865
	10 その他の診療収入	17,035
10 使用料及び手数料		800
	3 使用料	162
	5 手数料	638
20 繰入金		76,000
	5 他会計繰入金	63,000
	10 事業勘定繰入金	13,000
25 繰越金		3,000
	5 繰越金	3,000
30 諸収入		8,300
	7 受託事業収入	7,690
	10 雑入	610
歳 入 合 計		264,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 141,080
	5 施設管理費	141,080
10 医業費		96,917
	5 医業費	96,917
20 公債費		24,403
	5 公債費	24,403
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出 合 計		264,000

平成 29 年度相模原市介護保険事業特別会計予算

平成 29 年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,240,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 保険料		千円 11,457,406
	5 介護保険料	11,457,406
10 使用料及び手数料		4,301
	10 手数料	4,301
15 国庫支出金		8,980,916
	5 国庫負担金	7,941,834
	10 国庫補助金	1,039,082
20 支払基金交付金		12,869,620
	5 支払基金交付金	12,869,620
25 県支出金		6,858,918
	5 県負担金	6,433,186
	7 県補助金	425,732
30 財産収入		25,679
	5 財産運用収入	25,679
40 繰入金		8,025,000
	5 一般会計繰入金	7,225,000
	10 基金繰入金	800,000
50 諸収入		18,160
	5 延滞金及び過料	200
	15 雑入	17,960
歳 入 合 計		48,240,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,037,361
	5 総務管理費	357,293
	10 徴収費	75,525
	15 介護認定審査会費	604,543
10 保険給付費		44,230,834
	5 介護サービス等諸費	42,909,991
	10 高額介護サービス等費	1,320,843
20 地域支援事業費		2,927,026
	5 地域支援事業費	2,927,026
25 基金積立金		25,679
	5 基金積立金	25,679
30 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
35 諸支出金		17,100
	5 償還金及び還付加算金	17,100
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		48,240,000

平成 2 9 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 2 9 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 9 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		千円 5, 000
	5 一般会計繰入金	5, 000
10 繰越金		50, 000
	5 繰越金	50, 000
15 諸収入		144, 000
	5 貸付金元利収入	142, 810
	15 雑入	1, 190
歳 入 合 計		199, 000

歳 出

款	項	金 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 198,850
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,850
10 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		50
	5 償還金及び還付加算金	50
歳 出 合 計		199,000

平成 29 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 29 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 0 2 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 6,721,000
	5 後期高齢者医療保険料	6,721,000
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		1,182,000
	5 一般会計繰入金	1,182,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		56,990
	5 延滞金及び過料	1,000
	10 償還金及び還付加算金	15,000
	20 雑入	40,990
歳 入 合 計		8,020,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 148,900
	5 総務管理費	148,900
10 分担金及び負担金		7,846,000
	5 広域連合負担金	7,846,000
12 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		15,000
	5 償還金及び還付加算金	15,000
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		8,020,000

平成 2 9 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

平成 2 9 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 0 1 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 駐車場事業収入		千円 1,051,000
	5 事業収入	1,051,000
15 財産収入		2,000
	5 財産運用収入	2,000
20 繰入金		850,000
	5 繰入金	850,000
25 繰越金		109,000
	5 繰越金	109,000
歳 入 合 計		2,012,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 782,432
	5 駐車場管理費	782,432
10 公債費		1,228,568
	5 公債費	1,228,568
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,012,000

平成29年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計予算

平成29年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,914,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成29年2月21日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 国庫支出金		千円 724,155
	5 国庫補助金	724,155
10 繰入金		650,630
	5 繰入金	650,630
15 繰越金		3,000
	5 繰越金	3,000
25 市債		1,522,200
	5 市債	1,522,200
30 保留地処分金		14,000
	5 保留地処分金	14,000
85 諸収入		15
	5 雑入	15
歳 入 合 計		2,914,000

歳 出

款	項	金 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地 区画整理事業費		千円 2,909,922
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業費	2,909,922
10 公債費		3,778
	5 公債費	3,778
15 予備費		300
	5 予備費	300
歳 出 合 計		2,914,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土 地 区 画 整 理 費	千円 1,522,200	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成29年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 2 9 年度相模原市簡易水道事業特別会計予算

平成 2 9 年度相模原市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 5 3 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		千円 5,698
	5 分担金	416
	10 負担金	5,282
10 使用料及び手数料		19,248
	5 使用料	19,228
	10 手数料	20
15 国庫支出金		86,000
	10 国庫補助金	86,000
25 財産収入		300
	5 財産運用収入	300
30 繰入金		109,000
	5 繰入金	109,000
35 繰越金		12,000
	5 繰越金	12,000
40 諸収入		4,754
	10 雑入	4,754
45 市債		216,000
	5 市債	216,000
歳 入 合 計		453,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 41,934
	5 総務管理費	41,934
10 簡易水道事業費		387,066
	5 簡易水道事業費	387,066
15 基金積立金		300
	5 基金積立金	300
20 公債費		23,300
	6 元金	10,167
	10 利子	13,133
25 予備費		400
	5 予備費	400
歳 出 合 計		453,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業 費	千円 216,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成29年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができ

平成 29 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成 29 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 6 6 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 財産収入		千円 16,000
	5 財産売払収入	16,000
10 繰入金		21,000
	5 繰入金	21,000
20 市債		2,623,000
	5 市債	2,623,000
歳 入 合 計		2,660,000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 2,624,000
	5 公共用地先行取得事業費	2,624,000
15 公債費		36,000
	5 公債費	36,000
歳 出 合 計		2,660,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得 事業費	千円 2,623,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成29年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 29 年度相模原市財産区特別会計予算

平成 29 年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 県支出金		千円 450
	5 県補助金	450
15 財産収入		70,720
	5 財産運用収入	69,330
	10 財産売払収入	1,390
20 繰入金		13,059
	5 基金繰入金	13,059
25 繰越金		5,571
	5 繰越金	5,571
歳 入 合 計		89,800

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 35,117
	5 総務管理費	35,117
10 諸支出金		53,195
	5 繰出金	53,195
15 予備費		1,488
	5 予備費	1,488
歳 出 合 計		89,800

平成 29 年度相模原市公債管理特別会計予算

平成 29 年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,786,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 財産収入		千円 42,000
	5 財産運用収入	42,000
10 繰入金		36,958,800
	5 他会計繰入金	36,228,800
	10 基金繰入金	730,000
15 市債		5,785,200
	5 市債	5,785,200
歳 入 合 計		42,786,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 42,786,000
	5 公債費	42,786,000
歳 出 合 計		42,786,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換	千円 5,785,200	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成29年度とする。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 29 年度相模原市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度相模原市下水道事業会計の予算は、次により定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 処理区域内人口	693,491 人
2 主要な建設改良事業	
(1) 公共下水道整備事業(管渠)	4,030,419 千円
(2) 公共下水道整備事業(ポンプ場)	273,708 千円
(3) 農業集落排水整備事業(管渠)	8,797 千円
(4) 市設置高度処理型浄化槽整備事業	791,483 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 公共下水道事業収益	16,008,152 千円
第 1 項 公共下水道営業収益	11,143,145 千円
第 2 項 公共下水道営業外収益	4,865,007 千円
第 2 款 農業集落排水事業収益	32,694 千円
第 1 項 農業集落排水営業収益	3,120 千円
第 2 項 農業集落排水営業外収益	29,574 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽事業収益	127,461 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽営業収益	25,830 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽営業外収益	101,631 千円

支 出

第 1 款 公共下水道事業費用	15,360,645 千円
第 1 項 公共下水道営業費用	12,996,697 千円
第 2 項 公共下水道営業外費用	2,353,948 千円
第 3 項 公共下水道予備費	10,000 千円
第 2 款 農業集落排水事業費用	48,454 千円
第 1 項 農業集落排水営業費用	46,814 千円
第 2 項 農業集落排水営業外費用	1,640 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽事業費用	263,870 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽営業費用	255,692 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽営業外費用	8,178 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額6,475,503千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入	
第1款 公共下水道資本的收入	5,258,389 千円
第1項 公共下水道企業債	4,160,200 千円
第2項 公共下水道他会計負担金	283,600 千円
第3項 公共下水道分担金	26,187 千円
第4項 公共下水道負担金	37,324 千円
第5項 公共下水道国庫補助金	414,078 千円
第6項 公共下水道県補助金	327,500 千円
第7項 公共下水道その他資本的收入	9,500 千円
第2款 農業集落排水資本的收入	8,750 千円
第1項 農業集落排水企業債	8,600 千円
第2項 農業集落排水分担金	150 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的收入	791,152 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債	408,100 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽分担金	17,370 千円
第3項 市設置高度処理型浄化槽国庫補助金	101,082 千円
第4項 市設置高度処理型浄化槽県補助金	264,600 千円

支 出

第 1 款 公共下水道資本の支出	11,722,878 千円
第 1 項 公共下水道建設改良費	4,304,127 千円
第 2 項 公共下水道固定資産購入費	311,664 千円
第 3 項 公共下水道企業債償還金	7,107,087 千円
第 2 款 農業集落排水資本の支出	17,677 千円
第 1 項 農業集落排水建設改良費	8,797 千円
第 2 項 農業集落排水企業債償還金	8,880 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽資本の支出	793,239 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽建設改良費	791,483 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽企業債償還金	1,756 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
			千円		千円
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	境川第28 バイパス 雨水幹線 整備事業	5,124,000	29	478,800
				30	1,441,800
				31	2,055,600
				32	358,200
				33	789,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 建設費充当	千円 3,485,500	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 ・平成29年度と する。 ただし、事業 の進捗等により 翌年度以降に繰 越して借り入れ ることができる。	年5.0%以内 ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 定するところによる。 ただし、企業財政の都合に より繰上償還又は償還期限の 短縮若しくは未償還額を借換 えすることができる。
流域下水道 負担金充当	306,100			
農業集落排水 建設費充当	8,600			
市設置高度 処理型浄化槽 建設費充当	408,100			
下水道事業 資本費平準化債 公債費充当	221,600			
下水道事業 特別措置分 公債費充当	147,000			
合 計	4,576,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

861,729 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,750,000千円である。

平成29年2月21日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 27 年相模原市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち相模原市個人情報保護条例(平成 16 年相模原市条例第 23 号)第 2 条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号の次に 1 号を加える改正規定中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 3 条のうち相模原市個人情報保護条例第 35 条の改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の改正に伴い、情報提供等記録の定義及び保有個人情報の訂正をした場合の通知に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 13 号関係資料

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の改正の概要

1 改正の内容

情報提供等記録に係る規定の改正(相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)第2条及び第35条関係)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の改正により、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の授受ができる場合として、条例事務関係情報提供者が条例事務関係情報照会者に提供する場合が規定されたことに伴い、情報提供等記録の定義に当該提供に係る記録を含めること及び当該提供がされた記録に係る保有個人情報を訂正した場合に当該条例事務関係情報照会者等へその旨を通知することとするもの

情報提供ネットワークシステム

国の機関と地方公共団体との間等で特定個人情報の授受をする際に使用するシステムをいう。

情報提供等記録

情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の授受をした場合における当該授受の記録をいう。

条例事務関係情報照会者

番号法第9条第2項の規定により個人番号を利用することができるものとして条例で定めた事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして国の個人情報保護委員会規則で定められたものを処理するため、必要な特定個人情報を情報提供ネットワークシステムにより提供を受ける者をいう。

条例事務関係情報提供者

特定個人情報を情報提供ネットワークシステムにより条例事務関係情報照会者に対して提供をする者をいう。

2 施行期日

公布の日

この条例により改正される改正規定の施行期日は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日である。

相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 6 号)の一部
を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、その職種により、それぞれ第 1 号様式から第 3
号様式までに定める宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはなら
ない。

附則の次に次の 3 様式を加える。

第 1 号様式(教育公務員及び消防職員を除く職員)

宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、か つ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営 すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行す ることを固く誓います。 年 月 日 氏 名
--

第 2 号様式(教育公務員)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

第 3 号様式(消防職員)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、法令、条例その他の規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚して、その綱領が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 6 年法律第 5 1 号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されるに当たり、職種により使用する宣誓書に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 4 号関係資料

相模原市職員の服務の宣誓に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

職種により使用する宣誓書に係る規定の改正(第 2 条及び第 1 号様式から第 3 号様式まで関係)

県費負担教職員がこれまで使用していた宣誓書について、使用する者を学校職員から教育公務員とした上で、他の職種の職員が使用する宣誓書とともに使用する職員の職種の明確化及び宣誓内容の統一化をするもの

2 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
について

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(3) 介護時間

第 12 条の 3 第 1 項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者」を「要介護者」に、「同項に規定する」を「前項の」に、「連続する 6 月の期間」を「3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 12 条の 4 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る指定期間又は前条第 2 項の連続する 1 年の期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第 13 条の 2 第 1 項中「その子」の次に「(民法(明治 29 年法律第 89 号)第

817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、同条第2項中「第12条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に改め、「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、「第12条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第13条の3第1項中「の定める者」を「で定める者」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第12条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「あるのは「第12条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者」に、「「深夜における」を「第1項中「深夜に」に、「おける」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条中「介護休暇」の次に「若しくは勤務条件条例第12条の4の規定による介護時間」を加える。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「介護休暇」の次に「若しくは介護時間」を加える。

(相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第3条第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第5号イ中「次条第3号」を「第3条第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に到達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 5 条中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 7 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 1 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 5 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 1 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第 1 6 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 5 条第 2 号ア又はイに該当することとなったこと。

第 2 1 条第 2 項中「を承認されている」を「の承認を受けている」に改め、「定める職員」の次に「又は勤務条件条例第 1 2 条の 4 第 1 項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員」を加え、「を承認された」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第 3 項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例第12条の3第1項に規定する介護休暇の承認を受けた職員(当該介護休暇の期間を同条第2項に規定する連続する6月の期間内において必要と認められる期間として承認を受けた職員に限る。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例第12条の3第2項の指定期間については、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

提案の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の改正に伴い、介護休暇の取得方法、介護又は育児を行う職員の支援制度、非常勤職員の育児休業の取得要件及び育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に係る規定の改正、介護時間に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 15 号関係資料

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正(第1条関係)

ア 介護休暇の取得方法に係る規定の改正

介護休暇として与えることができる連続する6月の期間について、3回を超えない範囲で分割することができることとするもの

イ 介護時間に係る規定の追加

連続する3年の期間(介護休暇の取得期間と重複する期間を除く。)内において、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で、無給の休暇として介護時間を与えることができることとするもの

ウ 介護を行う職員の時間外勤務の免除に係る規定の改正

介護を行う職員から介護を行うために請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととするもの

エ 育児を行う職員の支援制度に係る規定の改正

次に掲げる者について、子を養育する職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る当該子の範囲に含むこととするもの

(ア) 特別養子縁組の成立を家庭裁判所に請求した職員が現に監護する者

(イ) 養子縁組里親である職員に委託されている者

(ウ) (ア)及び(イ)に準ずる者として人事委員会規則で定める者

(2) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

介護時間の承認を受けて勤務しなかった場合は、給与を減額することとするもの

(3) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第3条関係)

介護時間の承認を受けて勤務しなかった場合は、報酬を減額することとするもの

(4) 相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第4条関係)

ア 非常勤職員の育児休業の取得要件に係る規定の改正

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、雇用継続要件については、その育児休業の対象となる子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこととするもの

イ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴う規定の改正

(ア) 実の親等の意に反することから養子縁組里親としてではなく、養育里親として職員に委託されている子について、育児休業及び育児短時間勤務の対象となる養子縁組里親である職員に委託されている子等に準ずる者とするもの

(イ) 新たな育児休業の承認を受けたことにより、従前の育児休業が取り消された場合で、新たな育児休業に係る子の特別養子縁組が成立しなかったとき又は養子縁組が成立しないまま里親への委託が終了したときについて、従前の育児休業に係る子の再度の育児休業又は終了後1年を経過せずに再度の育児短時間勤務をすることができる特別な事情とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の規定により連続する6月の期間として介護休暇の承認を受けた職員であって施行日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る指定期間については、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定することとするもの

相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 26 年相模原市条例第 29 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 2 項」を「から第 4 項まで」に改める。

第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 26 条の 6 第 3 項の規定に基づき、配偶者同行休業の延長後の期間が満了する日後も配偶者の外国での勤務が引き続くこととなった場合等について、当該期間を更に延長することができる特別の事情がある場合とする規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「危険物」を「危険物等」に改める。

別表第 4 第 1 号の表 36 の項中「対する検査」の次に「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「省エネ適合性判定」という。)に係る建築物(以下この号において「省エネ適合性判定建築物」という。)に係るものを除く。)」を加え、同表中 43 の項を 45 の項とし、38 の項から 42 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 37 の項中「対する検査」の次に「(省エネ適合性判定建築物に係るものを除く。)」を加え、同項を同表 38 の項とし、同項の次に次のように加える。

39	法第 7 条 第 1 項又は法第 18 条第 16 項	建築物に関する特定工程終了後の検査の申請又は通知に対する中間検査をしたときの完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査(省エネ適合性判定建築物に係るものに限る。)	1 件	当該建築物の床面積の合計面積に応じて 38 の項により得た金額に、37 の項の(1)から(5)までに掲げる 1 棟の省エネ適合性判定建築物の床面積の区分に応じて定める金額のうち
----	--------------------------------	---	-----	--

				当該検査に係るものの金額を合算した金額を加算した金額
--	--	--	--	----------------------------

別表第 4 第 1 号の表 3 6 の項の次に次のように加える。

3 7	法 第 7 条 第 1 項 又 は法第 1 8 条 第 1 6 項	建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査 (省エネ適合性判定建築物に係るものに限る。)	1 件	当該建築物の床面積の合計面積に応じて 3 6 の項により得た金額に、次に掲げる 1 棟の省エネ適合性判定建築物の床面積の区分に応じて定める金額のうち当該検査に係るものの金額を合算した金額を加算した金額 (1) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円 (2) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 95,000 円 (3) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メ
-----	---	--	-----	---

				メートル未満のもの の 140,000 円
				(4) 床面積の合計 が 10,000 平方 メートル以上、 25,000 平方メ ートル未満のもの の 180,000 円
				(5) 床面積の合計 が 25,000 平方 メートル以上の もの 220,000 円

別表第 4 第 1 号の表備考 2 中「 3 7 の項」を「 3 8 の項」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 この表 3 7 の項において、床面積は、当該検査に係る省エネ適合性判定建築物について、省エネ適合性判定をした場合において別表第 4 第 6 号の表 1 の項又は 2 の項を適用したときに用いる面積とする。

別表第 4 第 2 号の表 2 の項及び 4 の項中「同表 4 1 の項」を「同表 4 3 の項」に改め、別表第 4 第 3 号の表 1 の項(1)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 5 4 年法律第 4 9 号)第 7 6 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 5 条第 1 項」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「登録住宅性能評価機関」の次に「(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)」を加え、同表 2 の項及び 4 の項中「同表 4 1 の項」を「同表 4 3 の項」に改め、別表第 4 中第 9 号を第 1 1 号とし、第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 5 号中「平成 2 7 年法律第 5 3 号。」を削り、同号の表 5 の項(1)中「の場合(」の次に「当該評価方法が」を、「及び口(1)」の次に「の基準」を加え、「省令第 1 条第 1 項第 2 号口(1))に適合するものとして申請された」を「省令第 1 条第 1 項第 2 号口(1)の基準)による評価方法の」に改め、同項(1)ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同項(3)ア中「住宅部分(」の次

に「当該評価方法が」を、「及び口(1)」の次に「の基準」を加え、「省令第1条第1項第2号口(1))又は同項第3号口に適合するものとして申請された建築物に係る」を「省令第1条第1項第2号口(1)の基準)による評価方法の」に改め、同項(3)ウ中「省令第1条第1項第1号イ又は同項第3号口に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る」を「当該評価方法がモデル建物法のものを除く」に改め、同項(3)エ中「ウに該当するものを除く」を「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」に改め、同項を同表7の項とし、同表4の項中「3の項」を「5の項」に、「同表41の項」を「同表43の項」に改め、同項を同表6の項とし、同表3の項(2)イ中「省令第8条第1号イ(1)及び口(1)(当該非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合又は省令附則第3条第2項に該当する場合は、省令第8条第1号口(1))又は同条第3号口に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る」を「当該評価方法がモデル建物法のものを除く」に改め、同項(2)ウ中「イに該当するものを除く」を「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」に改め、同項(2)エ中「1の項」を「3の項」に改め、同項を同表5の項とし、同表2の項中「1の項の」を「3の項の」に、「同表41の項」を「同表43の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表1の項(1)ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関(以下「登録建築物調査機関等」という。)」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に、「4の項」を「6の項」に改め、同項(2)イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)」第8条第1号イ(1)及び口(1)」を「当該評価方法が省令第10条第1号イ(2)及び口(2)の基準」に改め、「同号に規定する」を削り、「第8条第1号口(1))又は同条第3号口に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る」を「第10条第1号口(2)の基準)による評価方法(以下この項及び5の項において「モデル建物法」という。)のものを除く」に改め、同項(2)ウ中「イに該当するものを除く」を「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」に改め、同項を同表3の項とし、同項の前に次のように加える。

1	法第12条第1項又は第13条第	建築物エネルギー消費性能確保計	1件	(1)1棟の建築物の用途が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省
---	-----------------	-----------------	----	---

	2 項	画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	令第 1 号。以下この号において「省令」という。)第 10 条第 1 号に規定する工場等(以下「工場等」という。)以外の場合 次に掲げる区分に応じて定める金額 ア 当該評価方法が省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準による評価方法(以下この項、2 の項及び 7 の項において「モデル建物法」という。)以外の場合 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 370,000 円 (イ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 530,000 円 (ウ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 650,000 円 (エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 770,000 円 (オ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 870,000 円 イ 当該評価方法がモデル建物法の場合 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 150,000 円 (イ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル
--	-----	-------------------------------	---

				未満のもの 240,000 円
			(ウ)	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 310,000 円
			(エ)	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 370,000 円
			(オ)	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 440,000 円
			(2)	1 棟の建築物の用途が工場等の場合 次に掲げる区分に応じて定める金額
			ア	当該評価方法がモデル建物法以外の場合
			(ア)	床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 43,000 円
			(イ)	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 100,000 円
			(ウ)	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 150,000 円
			(エ)	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 190,000 円
			(オ)	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 230,000 円
			イ	当該評価方法がモデル建物法の場合
			(ア)	床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 43,000 円

				トル以上、2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円 (イ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 95,000 円 (ウ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 140,000 円 (エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 180,000 円 (オ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 220,000 円
2	法第 12 条第 2 項後段又は第 13 条第 3 項後段	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 件	(1) 1 棟の建築物の用途が工場等以外の場合 次に掲げる区分に応じて定める金額 ア 当該評価方法がモデル建物法以外の場合 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 185,000 円 (イ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 265,000 円 (ウ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 325,000 円 (エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 385,000 円 (オ) 床面積の合計が 25,000 平方メ

				ートル以上のもの 435,000 円
			イ	当該評価方法がモデル建物法の場合
			(ア)	床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 75,000 円
			(イ)	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 120,000 円
			(ウ)	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 155,000 円
			(エ)	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 185,000 円
			(オ)	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 220,000 円
			(2)	1 棟の建築物の用途が工場等の場合 次に掲げる区分に応じて定める金額
			ア	当該評価方法がモデル建物法以外の場合
			(ア)	床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 21,500 円
			(イ)	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 50,000 円
			(ウ)	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 75,000 円

				(エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 95,000 円 (オ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 115,000 円 イ 当該評価方法がモデル建物法の場合 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 19,000 円 (イ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 47,500 円 (ウ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満のもの 70,000 円 (エ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 90,000 円 (オ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 110,000 円 (3) 判定に係る床面積が増加する場合 1 の項により算定した金額(この場合において、「床面積」とあるのは、「既に判定を受けた 1 棟の建築物の床面積と増加する部分の床面積」と読み替えるものとする。)
--	--	--	--	---

別表第 4 第 5 号の表に備考として次のように加える。

備考 この表 1 の項において、次の(1)から(3)までに掲げる場合の床面積は、当該(1)から(3)までに定める面積とし、1 棟の建築物ごとに算定する。

(1) 既に建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築基準法第 7 条第 1 項又

は第 18 条第 16 項の規定による完了検査(以下この表において「完了検査」という。)を受けた建築物(以下この表において「判定済既存建築物」という。)に係る増築又は改築に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合であって、当該完了検査後にエネルギー消費性能確保計画に係る変更が生じておらず、かつ、判定済既存建築物に係る適合判定通知書及びエネルギー消費性能に係る計算書等並びに建築基準法第 7 条第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証(以下この表において「検査済証」という。)を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知と併せて提出するとき 判定済既存建築物部分を除いた床面積

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画又は低炭素建築物新築等計画の認定及び完了検査を受けた建築物(以下この表において「認定済既存建築物」という。)に係る増築又は改築に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合であって、当該完了検査後にエネルギー消費性能向上計画又は低炭素建築物新築等計画に係る変更が生じておらず、かつ、認定済既存建築物に係る認定通知書及びエネルギー消費性能に係る計算書等並びに検査済証を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知と併せて提出するとき 認定済既存建築物部分を除いた床面積

(3) 平成 28 年 4 月 1 日において現に存する建築物に係る増築又は改築に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合であって、その既存部分の設計一次エネルギー消費量が一定のものであるとみなして当該増築又は改築に係る部分と併せて建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を行うとき 当該既存部分を除いた床面積

別表第 4 第 5 号を同表第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	省令第 11 条	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1 件	別表第 4 第 6 号の表 2 の項の(1)、(2)又は(3)により算定した金額

2	省令第29条	認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1件	別表第4第6号の表5の項の(1)又は(2)により算定した金額
---	--------	---	----	--------------------------------

別表第4中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	省令第46条の2	認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1件	別表第4第3号の表3の項の(1)、(2)又は(3)により算定した金額

別表第5中「危険物の保安」を「危険物等の保安」に改め、同表に次の1号を加える。

(3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務		単位	金額
1	法第3条	火薬類の製造の許可の申請に対する審査		1件	220,000円
2	法第5条	火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	競技用紙雷管のみの販売営業	1件	25,000円
			その他の販売営業	1件	110,000円
3	法第12条第1項	火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査		1件	73,000円
4	法第12条第1項	火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		1件	8,300円
5	法第15条第1項又は第2項	火薬類の製造施設の完成検査		1件	41,000円

6	法 第 1 5 条 第 1 項 又 は 第 2 項	火薬庫の完 成検査	設置又は移転の工事に係る 完成検査		1 件	41,000 円
			構造又は設備の変更の工事 に係る完成検査		1 件	23,000 円
7	法 第 1 7 条第 1 項	火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審 査		1 件	1,200 円	
8	法 第 1 7 条第 1 項	火薬類の譲 受けの許可 の申請に対 する審査	火工品のみの譲受け		1 件	2,400 円
			その他の譲 受けであっ て、右に掲 げる区分ご とであるも の	申請に係る火 薬類(火工品 を除く。)の 数量が25キ ログラム以下 のもの	1 件	3,500 円
				その他のもの	1 件	6,900 円
9	法 第 2 4 条第 1 項	火薬類の輸 入の許可の 申請に対す る審査	申請に係る火薬及び爆薬の 数量が25キログラム以下 のもの		1 件	12,000 円
			その他のもの		1 件	25,000 円
10	法 第 2 5 条第 1 項	煙火の消費の許可の申請に対する審査			1 件	7,900 円
11	法 第 3 5 条第 1 項	特定施設に係る保安検査又は火薬庫に係 る保安検査			1 件	41,000 円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料の規定の追加、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)による火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の改正に伴い神奈川県から移譲される火薬類の製造許可等の申

請に対する審査等の事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 17 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料の規定の追加
(別表第 4 関係)

ア 建築主が、非住宅部分の規模が一定規模以上の建築物の新築又は増築若しくは改築をする場合に義務付けられる建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適合性判定」という。)の事務に係る手数料の規定を追加するもの

(ア) 建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「確保計画」という。)の提出又は通知に対する省エネ適合性判定の事務の手数料

判定床面積	単位	金 額	
		工場等以外の場合	工場等の場合
300 平方メートル以上、 2,000 平方メートル未満	1 件	370,000 円 (150,000 円)	43,000 円 (38,000 円)
2,000 平方メートル以上、 5,000 平方メートル未満	1 件	530,000 円 (240,000 円)	100,000 円 (95,000 円)
5,000 平方メートル以上、 10,000 平方メートル未満	1 件	650,000 円 (310,000 円)	150,000 円 (140,000 円)
10,000 平方メートル以上、 25,000 平方メートル未満	1 件	770,000 円 (370,000 円)	190,000 円 (180,000 円)
25,000 平方メートル以上	1 件	870,000 円 (440,000 円)	230,000 円 (220,000 円)

備考 括弧内は、建築物のエネルギー消費性能の評価方法がモデル建物法(建築物の用途に応じてエネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると国土交通大臣が認めるモデル建築物を用いてエネルギー消費性能を評価する方法をいう。)の場合の金額

(イ) 変更後の確保計画(既に省エネ適合性判定を受けた確保計画について非住宅部分に係る部分の変更をしたものをいう。)の提出又は通知に対する

省エネ適合性判定の事務の手数料

1(1)ア(ア)により算定した金額に、2分の1を乗じて得た金額(判定に係る床面積が増加する変更に係るものである場合は、1(1)ア(ア)により算定した金額)

イ 確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金 額
省エネ適合性判定を受けた確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付	1 件	1(1)ア(イ)により算定した金額

ウ その認定を受けることで省エネ適合性判定に係る適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金 額
認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付	1 件	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査の事務の手数料の金額(別表第4第6号の表5の項により算定した金額)
認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付	1 件	低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査の事務の手数料の金額(別表第4第3号の表3の項により算定した金額)

エ 省エネ適合性判定に係る建築物に関する工事の完了の検査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金 額		
建築物に関する工事の完了の検査		完了の検査の事務の手数料の金額(別表第4第1号の表36の	300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満	38,000 円

の申請又は完了の通知に対する検査(省エネ適合性判定に係る建築物に係るものに限る。)	1件	項(特定工程終了後の中間検査をしたときは、同表38の項)により得た金額)に、右に掲げる省エネ適合性判定に係る1棟の建築物の床面積の区分に応じて定める金額のうち当該検査に係るものの金額を合算した金額を加算した金額	2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満	95,000 円
			5,000 平方メートル以上、10,000 平方メートル未満	140,000 円
			10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満	180,000 円
			25,000 平方メートル以上	220,000 円

(2) 火薬類の製造許可等の申請に対する審査等の事務に係る手数料の規定の追加
(別表第5関係)

火薬類の製造許可等の申請に対する審査、火薬類の製造施設等の完成検査及び特定施設等の保安検査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	金 額
火薬類の製造の許可の申請に対する審査		1 件	220,000 円
火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	競技用紙雷管のみの販売営業	1 件	25,000 円
	その他の販売営業	1 件	110,000 円
火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査		1 件	73,000 円
火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		1 件	8,300 円
火薬類の製造施設の完成検査		1 件	41,000 円
火薬庫の完成検査	設置又は移転の工事に係る完成検査	1 件	41,000 円
	構造又は設備の変更の工事に係る完成検査	1 件	23,000 円
火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査		1 件	1,200 円
火薬類の譲受けの許	火工品のみの譲受け	1 件	2,400 円

可の申請に対する審査	その他の譲受けであって、右に掲げる区分ごとであるもの	申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下のもの	1件	3,500円
		その他のもの	1件	6,900円
火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの		1件	12,000円
	その他のもの		1件	25,000円
煙火の消費の許可の申請に対する審査			1件	7,900円
特定施設に係る保安検査又は火薬庫に係る保安検査			1件	41,000円

2 施行期日

平成29年4月1日

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例
相模原市立市民健康文化センター条例(昭和 58 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、それらの者の利用に支障のない範囲で第 18 条の規定によりセンターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が規則で定める事業の用に供する場合は、この限りでない。

第 6 条に次の 1 項を加える。

6 前項ただし書の場合においては、指定管理者は、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

第 7 条第 1 項中「第 18 条の規定によりセンターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)」を「指定管理者」に改める。

第 24 条中「又は第 7 条第 1 項」を「又は第 6 条第 5 項ただし書」に改め、「並びに第 5 条」を削り、「第 7 条第 1 項」を「第 6 条第 5 項ただし書に規定する指定管理者」と、第 5 条中「市長」とあるのは「次条第 5 項ただし書」に、「第 4 項までの」を「第 3 項までの」に、「次条第 1 項」を「第 5 項ただし書に規定する指定管理者」と、同条第 4 項中「市長」とあるのは「次項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市立北市民健康文化センターの障害者プールの利用の特例として、障害者及びその介護者の利用に支障のない範囲で指定管理者が当該プールを事業の用に供する場合に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市人権 施策審議会	人権施策の推進に関する重要な 事項について、市長の諮問に応 じて調査審議し、その結果を答 申し、又は意見を建議すること。	9 人以内	2 年(補欠の委 員の任期にあつ ては、前任者の 残任期間)
-----------------	---	-------	---

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

人権施策の推進に関する重要な事項について調査審議等をすることを目的とする相模原市人権施策審議会を設置いたしたく提案するものである。

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について
相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例
相模原市立児童クラブ条例(平成 11 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表相模原市立千木良児童クラブの項の次に次のように加える。

相模原市立桂北児童クラブ	相模原市緑区与瀬 877 番地
--------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布
の日から施行する。

(相模原市立桂北児童クラブの設置に伴う準備行為)

- 2 相模原市立桂北児童クラブの入会及び延長育成に係る決定、通知等の行為は、
この条例の施行の日前においても行うことができる。

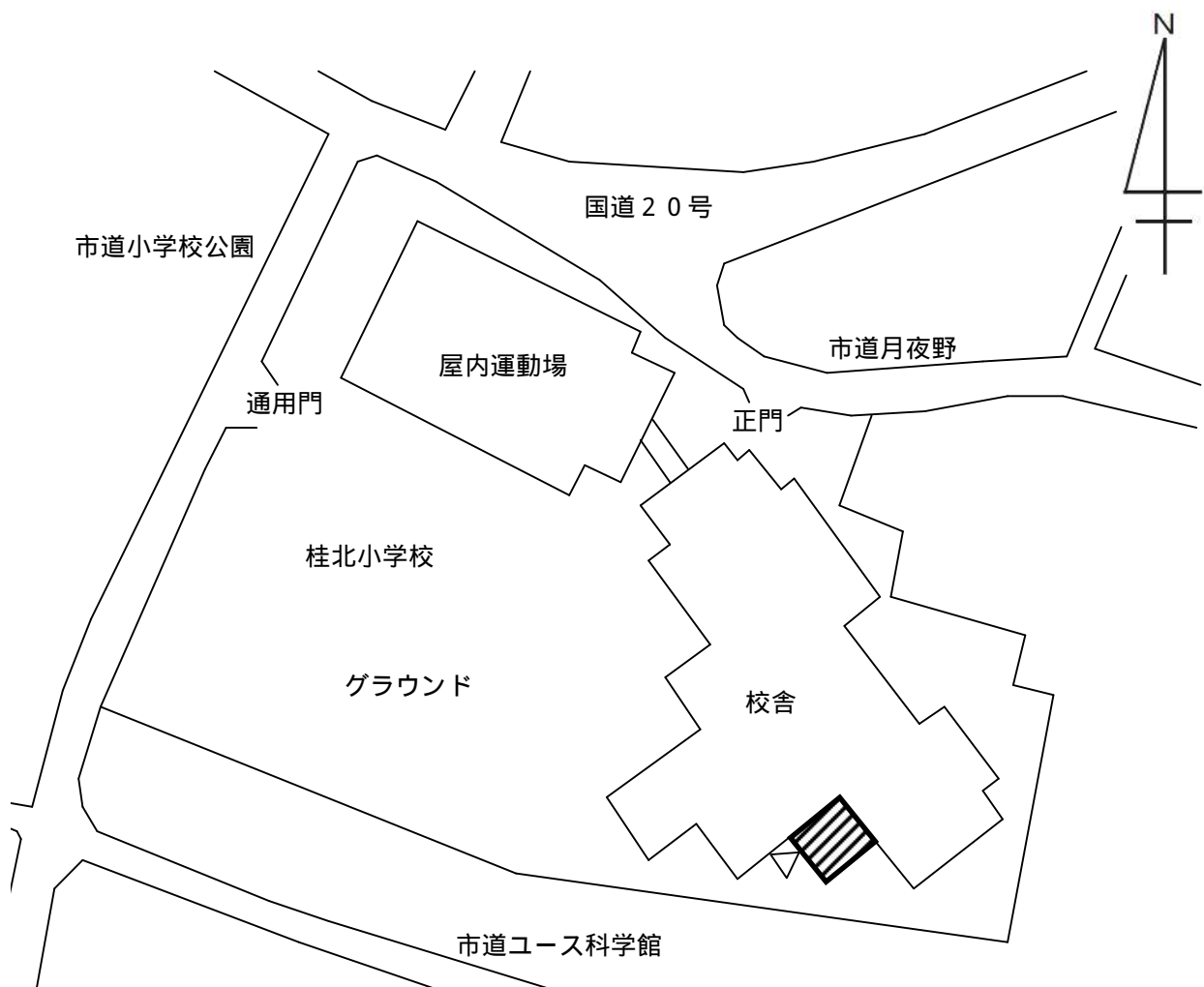
提案の理由

相模原市立桂北児童クラブを設置いたしたく提案するものである。

案 内 図



配置図



凡 例



相模原市立桂北児童クラブ

施設の概要

位 置	相模原市緑区与瀬877番地 (相模原市立桂北小学校内)
延べ床面積	64.00㎡

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例について
相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例

相模原市産業集積促進条例(平成 1 7 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「法人」の次に「(金融商品取引法(昭和 2 3 年法律第 2 5 号)第 5 条第 1 項第 2 号に規定する企業集団及びこれに準ずるもの(以下「企業グループ」という。))における複数法人を含む。)」を加え、同条中第 2 1 号を第 2 2 号とし、第 2 0 号を第 2 1 号とし、同条第 1 9 号中「のうち規則で定める者」を「であって規則で定めるもの」に、「第 7 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に、「に規定する」を「の」に改め、「雇用奨励金」の次に「(以下「雇用奨励金」という。)」を加え、同号を同条第 2 0 号とし、同条第 1 8 号中「第 3 4 1 条」を「第 3 4 1 条第 2 号から第 4 号まで」に改め、同号エ中「金融商品取引法(昭和 2 3 年法律第 2 5 号)第 5 条第 1 項第 2 号に規定する企業集団及びこれに準ずるものに属する企業等の間」を「企業グループ内」に、「企業集団間取引」を「企業グループ内取引」に改め、同号を同条第 1 9 号とし、同条中第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 1 5 号を第 1 6 号とし、同条第 1 4 号イ中「企業等(」の次に「企業グループにおける複数法人にあっては、1 以上の法人が市内で 3 0 年以上操業している事業所を有するもの。」を加え、同号ウ中「第 1 7 号カ」を「第 1 8 号カ」に改め、「企業等(」の次に「企業グループにおける複数法人にあっては、1 以上の法人が工業系地区計画区域内に事業所を有するもの。」を加え、同号を同条第 1 5 号とし、同条中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 8 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 重点リーディング産業 リーディング産業のうち、本市が重点的に立地の促

進を強化する産業として規則で定めるものをいう。

第4条第1項中「前条第2項第6号」の次に「の工業用地継承奨励金(以下「工業用地継承奨励金」という。)」を加え、「に規定する奨励金」を「の工業保全地区奨励金(以下「工業保全地区奨励金」という。)」に改め、「除く」の次に「。第11条第1項において同じ」を加え、同項第3号中「投下資本額」の次に「(企業グループにおける複数法人の場合にあっては、各法人の投下資本額の合計)」を、「大企業」の次に「又は企業グループにおける複数法人の1以上の法人が大企業の場合」を加え、同項第4号中「こと」の次に「(企業グループにおける複数法人の場合にあっては、いずれの法人もこれらの税を完納していること。)」を加え、同条第2項及び第3項中「に規定する」を「の」に改め、同条第4項本文中「に規定する」を「の」に改め、「本社移転加算金」の次に「(以下「本社移転加算金」という。)」を加え、同項ただし書中「同条第2項第3号に規定する」を「当該企業等は、」に改め、同条第5項中「に規定する」を「の」に改め、同条第6項中「前条第2項第5号に規定する」及び「(以下「雇用奨励金」という。)」を削り、「大企業」の次に「又は企業グループにおける複数法人の1以上の法人が大企業の場合」を加え、同条第7項中「企業等」の次に「(企業グループにおける複数法人を除く。)」を加え、同項第4号イ中「企業集団間取引」を「企業グループ内取引」に改め、同条第8項中「前条第2項第6号に規定する」を削り、同条第9項中「前条第2項第7号に規定する」及び「(以下「工業保全地区奨励金」という。)」を削る。

第5条第4項を削る。

第6条第1項中「認定企業等は」を「同条第2項の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定企業等」という。)は」に改め、同条第3項中「から第4項まで」を「及び第3項並びに次条」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「当該」を削り、同項第1号中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第2項中「ときは」の次に「、適用企業等に対し」を加え、同条を第15条とする。

第13条中「当該」を削り、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「(第3条第2項第6号及び第7号に規定する奨励金の交付に係る奨励措置を除く。)」を削り、同条を第11条とする。

第 9 条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「5 年」を「10 年」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(事業の着手等)

第 7 条 認定企業等は、規則で定める期間内に、立地計画に係る事業に着手しなければならない。

2 認定企業等(土地の売却に係る事業計画の認定の通知を受けた者を除く。)は、当該認定企業等が最初に提出した立地計画に記載した立地の日(第 4 条第 7 項第 1 号の規定による賃借の場合にあっては、操業の開始の日)から規則で定める期間内に、立地(当該賃借の場合にあっては、操業の開始)をしなければならない。

別表中	土地に係る投下資本額の 100 分の 10 以内の額	を
	家屋に係る投下資本額の 100 分の 10 以内の額	

土地に係る投下資本額の 100 分の 10 以内の額(重点リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための新設又は既存事業所活用の場合にあっては、土地に係る投下資本額の 100 分の 15 以内の額)	に改める。
家屋に係る投下資本額の 100 分の 10 以内の額(重点リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための立地の場合にあっては、家屋に係る投下資本額の 100 分の	

15 以内の額)

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市産業集積促進条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出された立地計画により交付を受けようとする奨励金について適用する。
- 3 新条例第7条第2項の規定は、施行日以後に提出された立地計画に基づく立地又は操業の開始について適用する。
- 4 新条例第10条第2項の規定は、施行日以後に提出された立地計画により交付を受けようとする奨励金について適用し、施行日前に提出された立地計画により交付を受けようとする奨励金については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に相模原市内において操業している事業所が編入前の城山町、津久井町、相模湖町又は藤野町において操業していた期間については、相模原市内において操業していた期間とみなす。

提案の理由

企業形態の多様化等、社会経済情勢の変化に対応するとともに、本市が重点的に立地の促進を強化する産業として位置付ける重点リーディング産業の更なる集積を促進するため、企業グループにおける複数法人を奨励措置の適用の対象とするための規定の改正、重点リーディング産業の定義及び重点リーディング産業に関する製品の製造等を行う企業に対する奨励金の算定基準に係る規定並びに認定企業等の立地等の期限に係る規定の追加、奨励金の分割交付期間に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 1 号関係資料

相模原市産業集積促進条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 企業グループにおける複数法人を奨励措置の適用の対象とするための規定の改正(第 2 条及び第 4 条関係)

企業形態の多様化等に対応するため、企業等の定義の規定のうち法人に企業グループ(金融商品取引法(昭和 2 3 年法律第 2 5 号)第 5 条第 1 項第 2 号に規定する企業集団及びこれに準ずるものをいう。)における複数法人を含むこととし、企業グループにおける複数法人が奨励措置を受けるための要件を加えるもの

- (2) 重点リーディング産業の定義及び重点リーディング産業に関する製品の製造等を行う企業に対する奨励金の算定基準に係る規定の追加(第 2 条及び別表関係)

ア リーディング産業のうち重点的に立地の促進を強化する産業を新たに重点リーディング産業として定義するもの

イ 重点リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行う企業に対するインセンティブを強化するため、当該企業に対する土地取得奨励金及び建物建設奨励金の算定基準を土地又は家屋に係る投下資本額の 1 0 0 分の 1 5 以内の額とするもの

- (3) 認定企業等の立地等の期限に係る規定の追加(第 7 条関係)

立地等の事業計画(以下「立地計画」という。)の認定を受けた企業等に対し、立地計画の確実な実行を促すため、当該企業等は、最初に提出した立地計画に記載した立地等の日から規則で定める期間内に立地等をしなければならないこととするもの

- (4) 奨励金の分割交付期間に係る規定の改正(第 1 0 条関係)

奨励金の交付に係る奨励措置の適用の決定を受けた企業等が当該奨励措置に係る事業を継続しなければならない期間に合わせて、土地取得奨励金、建物建設奨励金、本社移転加算金及び市内企業活用奨励金の分割交付期間を 5 年から 1 0 年に延長するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1 (2) イに係る規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出された立地計画により交付を受けようとする奨励金について適用することとするもの

イ 1 (3)に係る規定は、施行日以後に提出された立地計画に基づく立地又は操業の開始について適用することとするもの

ウ 1 (4)に係る規定は、施行日以後に提出された立地計画により交付を受けようとする奨励金について適用し、施行日前に提出された立地計画により交付を受けようとする奨励金については、なお従前の例によることとするもの

エ 相模原市内において 3 0 年以上操業している事業所を有する企業等に該当するか否かの判定に当たり、編入前の城山町、津久井町、相模湖町又は藤野町で操業していた期間を相模原市内で操業していた期間とみなすこととするもの

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成 22 年相模原市条例第 38
号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「たい積」を「堆積」に改め、「を行う行為」を削り、同条第 2
号中「埋立て等」の次に「の用」を加え、同条第 3 号中「(以下「土砂等の埋立て
等の許可」という。)」を削り、同条第 4 号中「一時たい積事業」を「一時堆積事
業」に、「たい積」を「堆積」に改め、同条第 6 号中「埋立て等の」の次に「工事
の」を加え、同条第 7 号中「埋立て等の」の次に「工事の」を加え、「事業の」を
「工事の」に改め、同条第 8 号ア中「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を
「土地の所有者等」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号の次に次の 2 号
を加える。

(8) 土砂等発生者 土砂等を発生させる工事の請負契約の注文者若しくは請負人
(当該工事の下請負人を含む。)又は請負契約によらないで自ら土砂等を発生さ
せる工事を行う者

(9) 土地の所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者

第 3 条中「発生防止」を「発生の防止」に改める。

第 4 条の見出し中「事業主及び事業施工者」を「事業主等」に改め、同条第 1 項
中「発生防止」を「発生の防止」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 土砂等発生者は、土壌の汚染及び災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び
生活環境の保全を図るため、工事により発生した土砂等を用いて事業区域におい

て土砂等の埋立て等が行われるときは、当該土砂等の埋立て等が適正に行われるよう努めなければならない。

第5条中「土砂等の埋立て等を行う者」を「事業主」に、「土地を提供した」を「土砂等の埋立て等の用に供する土地を提供する当該」に、「発生防止」を「発生の防止」に、「その所有する」を「当該」に改める。

第6条中「埋立て等」の次に「(切土を除く。第8条第2項第2号、第8条の2及び第31条第1項において同じ。)」を加える。

第7条中「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を「土地の所有者等」に改める。

第8条第1項第1号中「となる」を「である」に、「当該事業区域と」を「当該事業区域の面積と」に改め、同項第2号中「となり」を「であり」に、「となる」を「である」に改め、同条第2項中「土砂等の埋立て等の」を「同項の」に改め、同項第1号中「採取された土砂等のみを用いて行う」を「行われる」に改め、同項第2号中「の認可」を「に基づく認可」に、「土砂等の採取場」を「採取計画に係る岩石又は砂利の採取場」に、「土砂等のみ」を「岩石又は砂利のみ」に改め、同項第3号中「農地で、」を「農地を事業区域として行う土砂等の埋立て等であって、当該」に改め、「土砂等の埋立て等の」を削り、「の土砂等の埋立て等」を「のもの」に改め、同項第4号中「(神奈川県条例を含む。)」を「又は神奈川県条例」に、「届出等」を「届出」に改め、「であって、あらかじめ市長に届け出たもの」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(特定埋立て等に係る届出)

第8条の2 前条第2項第4号に該当する土砂等の埋立て等であって、事業区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、高さが1メートル以上のもの(以下「特定埋立て等」という。)を行おうとする事業主は、あらかじめ特定埋立て等を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該特定埋立て等が同項第1号、第2号及び第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

第9条第1項中「土砂等の埋立て等の許可」を「第8条第1項の許可」に改め、「当該」を削る。

第12条中「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を「土地の所有者等」に改める。

第 13 条第 1 項各号列記以外の部分中「土砂等の埋立て等」を「第 8 条第 1 項」に改め、同項第 6 号中「期間」の次に「(以下「事業期間」という。)」を加え、同項第 9 号中「、事業区域」を「事業区域」に改め、同項第 10 号中「の埋立て等」の次に「の用」を加える。

第 14 条第 1 項中「土砂等の埋立て等の」を「第 8 条第 1 項の」に、「土砂等の埋立て等を行う期間」を「事業期間」に改め、同項ただし書中「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改め、同条第 2 項中「土砂等の埋立て等の許可を」を「第 8 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の許可を」に、「、土砂等の埋立て等の」を「、当該」に改める。

第 15 条第 1 項中「(一時たい積事業に係るものを除く。)」を削り、「おいて、」の次に「当該申請が」を加え、同項第 2 号中「土砂等の埋立て等の」を「第 8 条第 1 項の」に、「となっている」を「である」に改め、同項第 8 号中「の埋立て等」の次に「の用」を加え、同項第 10 号中「土砂等の埋立て等の」を「第 8 条第 1 項の」に、「が、」を「が」に改め、同項第 11 号中「自ら」を「請負契約によらないで自ら」に、「が、」を「が」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」を「前項第 3 号」に、「及び前項第 1 号の」を「に掲げる」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 16 条中「土砂等の埋立て等」を「第 8 条第 1 項又は第 23 条第 1 項」に改める。

第 17 条中「第 15 条に規定する」を「第 15 条第 1 項各号に掲げる」に、「申請者」を「当該申請をした事業主」に改める。

第 18 条中「土砂等の埋立て等の許可」を「この条例に基づく許可(第 8 条第 1 項、第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可をいう。以下同じ。)」に改め、「という。)」の次に「及び第 8 条の 2 の規定により届け出た事業主」を、「当該許可」の次に「又は届出」を加え、同条第 1 号中「が、」を「が」に、「発生し、又は採取された土砂等であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたもの」を「発生した土砂等」に改め、同条第 2 号中「が、」を「が」に、「、砂利採取法その他の法令等に基づき許可、認可を受け、又は届出がなされた土砂等」を「又は砂利採取法に基づく認可を受けた岩石又は砂利」に、「土砂等で」を「岩石又は砂利で」に改め、同条第 3 号中「ついて、土壌の」を削る。

第 19 条中「、搬入土量」を「搬入土量」に改める。

第20条中「許可事業主」を「この条例に基づく許可(切土に係る許可を除く。以下この条において同じ。)を受けた事業主及び第8条の2の規定により届け出た事業主」に、「事業区域」を「事業区域」に改める。

第22条第2項中「者」を「許可事業主」に改め、同条第4項中「第1項の規定」を「許可事業主は、第1項の規定」に、「第13条第1項第6号に掲げる事項の」を「事業期間を延長する」に、「者は、」を「ときは、当該事業期間を延長しようとする期間について」に、「土砂等の埋立て等の期間」を「事業期間」に改め、同項ただし書中「当該」の次に「変更の」を加え、「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改め、同条第6項中「者は、当該」を「許可事業主は、同項の」に、「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を「土地の所有者等」に改める。

第23条第1項中「当該許可」を「当該許可事業主が受けたこの条例に基づく許可(以下「許可事業主が受けた許可」という。)」に、「者」を「事業主」に改め、同条第2項中「者」を「事業主」に改め、同条第4項中「第2項の」の次に「規定による」を加え、「申請者」を「当該申請をした事業主」に改め、同条第5項中「者」を「事業主」に、「第31条第1項の」を「第31条第3項の」に改め、同条第6項中「の事業」の次に「の全部」を加え、「者」を「事業主」に改める。

第24条第1項中「(当該」の次に「許可事業主が受けた」を加え、同条第2項中「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を「土地の所有者等」に改める。

第25条第1項中「、当該」の次に「許可事業主が受けた」を加え、同項第1号中「第8条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の」を「この条例に基づく」に改め、同項第2号中「土砂等の埋立て等の」を「第8条第1項の」に改め、「当該」を削り、同項第3号中「土砂等の埋立て等の許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日」を「次条第3項の規定による届出に記載された着手日」に改め、「当該」を削る。

第26条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「許可事業主」を「第8条第1項の許可を受けた事業主」に改め、「埋立て等」の次に「に係る工事」を加え、「あらかじめその旨を市長に届け出なければ」を「第12条の同意をした土地の所有者等に規則で定める通知書により通知しなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による通知を受けた土地の所有者等は、速やかに規則で定める確認書により当該通知を受けた旨を同項の事業主に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた事業主は、第8条第1項の許可に係る土砂等の埋立て等に着手する旨を前項の確認書を添付してあらかじめ市長に届け出なければならない。

第27条中「、当該」を「当該許可事業主が受けた」に改める。

第28条第1項中「当該」の次に「許可事業主が受けた」を加え、「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を「土地の所有者等」に改め、同条第2項中「当該許可」を「同項の許可」に改める。

第29条第1項中「当該」の次に「許可事業主が受けた」を加え、「土地を所有し、占有し、又は管理する者」を「土地の所有者等」に改め、同条第2項中「当該」を「同項の」に改め、同条第3項中「当該」を「第1項の規定による」に改める。

第30条第1項中「第8条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の」を「この条例に基づく」に、「者」を「事業主」に改める。

第31条第1項中「土砂等の埋立て等の許可」を「第8条第1項の許可」に、「者(小規模埋立て等に係る許可を除く。)」を「事業主」に改め、「保全等を保証するため」の次に「、当該許可に係る土砂等の埋立て等が次の各号のいずれかに該当するときは」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の土砂等の埋立て等

(2) 盛土を行う前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上の土砂等の埋立て等

第31条第2項中「搬入土量に、」を「300万円及び搬入土量に」に、「200円」を「400円」に、「切り捨てる。)」を「切り捨てる。以下この項において同じ。)の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

第31条第3項中「者」を「事業主」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項及び前項」に、「土砂等の埋立て等」を「第8条第1項」に改める。

第32条中「当該」を「受けた」に改める。

第34条第1項中「第8条第1項、第22条第1項若しくは第23条第1項の」を「この条例に基づく」に改め、「当該許可の申請に係る」を削る。

第35条第1項中「が当該」の次に「許可事業主の受けたこの条例に基づく」を加え、同条第2項中「当該」を「同項の」に改める。

第36条中「所有者」の次に「(以下「同意をした土地所有者」という。)」を加える。

第37条の見出しを「(立入調査等)」に改める。

第38条中「第8条」を「第8条第1項」に、「当該」を「違反」に改める。

第39条中「第12条の」を削り、「土地の所有者」を「土地所有者」に改める。

第40条第1項中「、安全基準」を「安全基準」に改め、「第12条の」を削り、「土地の所有者」を「土地所有者」に改め、同条第2項中「市長は、」の次に「許可事業主が行った」を加え、「の許可に係る事業に」を「において」に改め、「第12条の」を削り、「土地の所有者」を「土地所有者」に改め、「当該土砂等の埋立て等」に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために」を削り、同条第3項中「土地の所有者」を「同意をした土地所有者」に、「、当該」を「、同項の」に、「使用された」を「おいて使用された」に改め、同条第4項中「土地の所有者」を「同意をした土地所有者」に、「当該」を「同項の」に改め、「埋立て等」の次に「おいて」を加える。

第41条第1項中「氏名」の次に「(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)」を加え、同項第1号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第43条第1号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第45条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第8条の2の規定による届出をしなかった者

第46条中「第26条」を「第26条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第8条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第8条第2項第4号の許可、認可等(以下「新許可等」という。)を受け、又は同号の届出(以下「新届出」という。)をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものであって、事業区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、高さが1メートル以上のもの(以下「特定埋立て等」という。)について適用

する。

- 3 新条例第 18 条及び第 20 条の規定は、施行日以後に新条例に基づく許可を受けた土砂等の埋立て等及び施行日以後に行う特定埋立て等(施行日前に改正前の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第 8 条第 2 項第 4 号の許可、認可等を受け、又は同号の届出等をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものであって、同号の規定によりあらかじめ市長に届け出たもの(以下「施行日前において許認可済みの土砂等の埋立て等」という。))と同一の事業主によって行われる土砂等の埋立て等であって、施行日以後も引き続き新許可等を受け、又は新届出をして行うもののうち規則で定めるものであり、かつ、あらかじめ市長に届け出たもの(以下「継続中の特定埋立て等」という。))を除く。)について適用し、施行日前に土砂等の埋立て等の許可を受けた土砂等の埋立て等、施行日前において許認可済みの土砂等の埋立て等及び継続中の特定埋立て等については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 26 条第 1 項の規定は、施行日以後に土砂等の埋立て等の許可に係る申請書(以下この項において「許可に係る申請書」という。)を提出した土砂等の埋立て等について適用し、施行日前に許可に係る申請書を提出した土砂等の埋立て等については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定は、施行日以後に土砂等の埋立て等の許可及び譲受けの許可に係る申請書(以下この項において「許可及び譲受けの許可に係る申請書」という。)を提出した土砂等の埋立て等及び保証金の額について適用し、施行日前に許可及び譲受けの許可に係る申請書を提出した土砂等の埋立て等及び保証金の額については、なお従前の例による。
- 6 旧条例第 31 条第 1 項の規定により保証金を預入している者が当該保証金に係る土砂等の埋立て等の搬入土量を増加する場合であって、施行日以後に当該増加に係る変更の許可を申請するときは、当該者が預入すべき保証金の額は、前項の規定にかかわらず、旧条例第 31 条第 2 項の規定により計算して得た額に当該増加する搬入土量に 1 立方メートル当たり 400 円を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加えた額とする。
- 7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

本市において行われる土砂等の埋立て等の適正化を推進するため、土砂等発生者の定義及び責務に係る規定の追加、他の法令等の許認可等を受けた事業主が土砂等の埋立て等を行う場合の義務及びその罰則に係る規定の改正、土砂等の埋立て等に着手するときの通知等の義務に係る規定の追加、保証金の預託の対象とする土砂等の埋立て等の規模及び保証金の額に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 22 号関係資料

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 土砂等発生者の定義及び責務に係る規定の追加(第2条及び第4条関係)

事業区域における不適切な土砂等の搬入等の防止を徹底するため、工事によって土砂等を発生させた当該工事の請負契約の注文者、請負人等を土砂等発生者として定義し、土砂等発生者に対して土砂等の埋立て等が適正に行われるよう努めることとする責務を負わせるもの

(2) 他の法令等の許認可等を受けた事業主が土砂等の埋立て等を行う場合の義務及びその罰則に係る規定の改正(第8条、第8条の2、第18条、第20条、第45条及び第46条関係)

ア 他の法令等に基づく許認可等を受けており、条例に基づく許可を要しない土砂等の埋立て等のうち、事業区域の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、高さが1メートル以上のもの(以下「特定埋立て等」という。)を行おうとする事業主に市長への届出(以下「特定埋立て等の届出」という。)を義務付けるもの

イ 特定埋立て等については、条例に基づく許可を受けた事業と同様に土壤汚染の防止に係る措置を講ずる必要があることから、特定埋立て等の届出をした事業主が事業区域に土砂等を搬入しようとするときに市長に届け出ること(以下「土砂等の搬入の届出」という。)並びに土壤検査及び水質検査を行うこと並びにこれらの検査の結果を市長に報告することを当該事業主に義務付けるもの

ウ ア及びイに係る規定による義務付けに併せて罰則を次のとおりとするもの

(ア) 特定埋立て等の届出をしなかった事業主 50万円以下の罰金

(イ) 特定埋立て等の届出をした事業主であって、土壤検査及び水質検査の結果について市長に報告をしなかったもの又は虚偽の報告をしたもの 50万円以下の罰金

(ウ) 特定埋立て等の届出をした事業主であって、土砂等の搬入の届出をしなかったもの又は虚偽の届出をしたもの 30万円以下の罰金

(3) 土砂等の埋立て等に着手するときの通知等の義務に係る規定の追加(第 2 6 条関係)

ア 土砂等の埋立て等に係る土地の所有者等に、事業の着手日、許可に付随した条件等を確実に知らせるため、当該土砂等の埋立て等の許可を受けた事業主に対し、当該所有者等に当該事業の着手日等を通知することを義務付けるもの

イ アに係る規定による通知を受けた土地の所有者等に対し、当該通知を受けた旨を当該通知をした事業主に報告することを義務付けるもの

(4) 保証金の預託の対象とする土砂等の埋立て等の規模及び保証金の額に係る規定の改正(第 3 1 条関係)

土砂の崩落等による被害が発生した際の処理については、事業の規模にかかわらず相当な額の経費が必要であることから、事業区域の面積が 5 0 0 平方メートル以上 3 , 0 0 0 平方メートル未満であり、かつ、事業区域の面積以外の条件()を満たす土砂等の埋立て等を保証金の預託の対象に加え、保証金の額を次のとおりとするもの

事業区域の面積	保証金の額	
	現 行	改正案
5 0 0 平方メートル以上 3 , 0 0 0 平方メートル未満	—	3 0 0 万円及び搬入土量 1 立方メートル当たり 4 0 0 円
3 , 0 0 0 平方メートル以上	搬入土量 1 立方メートル当たり 2 0 0 円	

事業区域の面積以外の条件

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 2 0 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上であること。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 9 年 7 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1 (2) アに係る規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)後に他の法令等に基づく許認可等を受け、又は届出をして行う特定埋立て等について適用することとするもの

- イ １(２)イに係る規定は、施行日以後に新条例に基づく許可を受けた土砂等の埋立て等及び施行日以後に行う特定埋立て等(施行日前において他の法令等の規定による許認可等を受け、又は届出等をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものであって、あらかじめ市長に届け出たもの(以下「施行日前において許認可済みの土砂等の埋立て等」という。))と同一の事業主によって行われる土砂等の埋立て等であって、施行日以後も引き続き許認可等を受け、又は届出をして行うもののうち規則で定めるものであり、かつ、あらかじめ市長に届け出たもの(以下「継続中の特定埋立て等」という。)を除く。)について適用し、施行日前に土砂等の埋立て等の許可を受けた土砂等の埋立て等、施行日前において許認可済みの土砂等の埋立て等及び継続中の特定埋立て等については、なお従前の例によることとするもの
- ウ １(３)アに係る規定は、施行日以後に土砂等の埋立て等の許可に係る申請書(以下「許可に係る申請書」という。)を提出した土砂等の埋立て等について適用し、施行日前に許可に係る申請書を提出した土砂等の埋立て等については、なお従前の例によることとするもの
- エ １(４)に係る規定は、施行日以後に土砂等の埋立て等の許可及び譲受けの許可に係る申請書(以下「許可及び譲受けの許可に係る申請書」という。)を提出した土砂等の埋立て等及び保証金の額について適用し、施行日前に許可及び譲受けの許可に係る申請書を提出した土砂等の埋立て等及び保証金の額については、なお従前の例によることとするもの
- オ 改正前の条例の規定により保証金を預入している者が当該保証金に係る土砂等の埋立て等の搬入土量を増加する場合であって、施行日以後に当該増加に係る変更の許可を申請するときは、当該者が預入すべき保証金の額は、エに係る規定にかかわらず、改正前の条例の規定により計算して得た額に当該増加する搬入土量に１立方メートル当たり４００円を乗じて得た額(その額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加えた額とするもの
- カ 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例
の一部を改正する条例について

相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例
の一部を改正する条例

相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例(平成元
年相模原市条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「義務づける」を「義務付ける」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 特定建築物 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。)

第 2 条第 2 号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅、寄宿舍及び下宿、長屋
その他これらに類する用途に供する建築物(その性質上、保管場所を確保する
必要性が低い建築物及び災害その他やむを得ない理由により建築する建築物と
して規則で定めるものを除く。)をいう。

第 3 条中「自動車の」及び「(以下単に「保管場所」という。)」を削る。

第 4 条中「住室」の次に「の数」を、「者は、」の次に「住戸又は住室の数に」を、
「基準」の次に「を乗じて得た数」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、編入前の城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の
区域において、住戸又は住室の数が 2 1 以上となる特定建築物を新築しようとする
者は、住戸又は住室の数以上の規模を有する保管場所を当該建築物又はその敷
地内に確保しなければならない。

3 前 2 項の規定を適用する場合において、新築しようとする特定建築物の敷地が
前項の区域及びそれ以外の区域(次項及び次条において「旧相模原市区域」とい

う。)にわたる場合にあっては、当該敷地の過半の属する区域に当該敷地の全部が属するものとみなす。

- 4 第1項の基準を適用する場合(前項の規定により新築しようとする特定建築物の敷地の全部が旧相模原市区域に属するものとみなして第1項の基準を適用する場合を含む。)において、新築しようとする特定建築物の敷地が2以上の用途地域にわたるときは、当該敷地に占める面積の割合が最大の部分の属する旧相模原市区域内の用途地域に当該敷地の全部が属するものとみなす。

第5条中「共同住宅」を「特定建築物」に改め、「住室」の次に「の数」を加え、「この条例の施行の日」を「旧相模原市区域においては平成2年4月1日」に改め、「前に」の次に「、編入前の城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の区域においては平成29年7月1日前に、」を加え、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」を「法」に、「すべて」を「全て」に改める。

第6条中「共同住宅の用途」を「特定建築物」に改め、「用途に供する」を削る。

第8条中「者」の次に「(次条において「確保義務者」という。)」を加える。

第9条中「第4条から第6条までの規定により保管場所を確保しなければならない者(以下この条において「」及び「」という。)」を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「10万円」を「5万円」に、「罰金」を「過料」に改め、同条第2項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に、「罰金」を「過料」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「罰金刑」を「過料」に改め、同条を第17条とする。

附則第2項中「建築基準法」を「法」に改める。

附則第3項及び第4項中「当分の間」を「平成29年6月30日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条

例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその新築、増築又は用途の変更に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書が受理された建築物を建築しようとする者について適用し、施行日前に同項の規定による確認の申請書が受理された建築物を建築しようとする者の自動車の保管場所の確保については、なお従前の例による。

- 3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車の保管場所の確保に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

一定規模以上の共同住宅等に係る自動車の保管場所の確保について、地域特性を踏まえた上で市域全体において一体的に条例の運用を図るため、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の編入に伴う経過措置に係る規定の改正、編入前の城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の区域において特定建築物を建築する場合の保管場所の確保に係る規定の追加、罰則に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 3 号関係資料

相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例 の改正の概要

1 改正の内容

(1) 特定建築物の定義に係る規定の改正(第 2 条関係)

その性質上、自動車の保管場所を確保する必要性が低い建築物及び災害その他やむを得ない理由により建築する建築物について、条例を適用しないこととするもの

(2) 編入前の城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の区域における自動車の保管場所の確保に係る規定の追加(第 4 条関係)

相模原市への編入前の例によることとしていた編入前の城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の区域において、住戸又は住室の数が 2 1 以上の特定建築物の新築等をする場合は、その数以上の規模を有する自動車の保管場所を確保しなければならないこととするもの

相模原市への編入前の例(対象地域は、編入前の旧市町の区域を表す。)

対象地域	対象建築物	保管場所の確保の基準
相模原市	2 1 戸以上の共同住宅等	戸数の 3 0 パーセント、4 0 パーセント又は 5 0 パーセント(用途地域による。)。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は周辺地に設置可
城山町	開発面積が 5 0 0 平方メートル超の開発行為又は高さ 1 2 メートル以上の共同住宅等	戸数分。ただし、戸数の 3 分の 1 未満は周辺地に設置可
津久井町	6 戸以上の共同住宅又はこれに類する建築物	各戸に 1 台。ただし、設置台数の 2 0 パーセント以内は周辺地に設置可
相模湖町	4 戸以上かつ延べ床面積 2 0 0 平方メートル以上の共同住宅又は長屋	各戸に 1 台。ただし、戸数の 7 0 パーセントの台数を敷地内又は敷地の周辺に設置可

藤野町	開発面積が500平方メートル以上の開発行為で20戸以上かつ高さ10メートル又は4階以上の共同住宅	戸数分。ただし、特別な事情があるときは、設置台数の30パーセント以内は周辺地に設置可
-----	--	--

(3) 罰則に係る規定の改正(第16条及び第17条関係)

ア 保管場所の確保義務違反に係る是正措置の命令に従わなかった者に対する罰則について、10万円以下の罰金を5万円以下の過料とするもの

イ 特定建築物又は保管場所への立入検査、その所有者等に対する報告の徴収等の拒否等をした者に対する罰則について、3万円以下の罰金を3万円以下の過料とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年7月1日

(2) 経過措置

ア 改正後の相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその新築、増築又は用途の変更に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書が受理された建築物を建築しようとする者について適用し、施行日前に同項の規定による確認の申請書が受理された建築物を建築しようとする者の自動車の保管場所の確保については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日前にした行為及び2(2)アの規定によりなお従前の例によることとされる自動車の保管場所の確保に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例
相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表上町団地の項中「1009 番地及び」を削り、同表串川第 3 団地の項を削り、同表佐野川住宅の項中「2480 番地 1 及び」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

串川第 3 団地の廃止その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市緑区青山 9 9 7 番地 1
建設年度	昭和 4 3 年度
戸 数	5 戸
敷地面積	1 , 5 8 0 . 3 4 m ²

相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 91 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表公共下水道事業の項中「671,000 人」を「673,400 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業における特定保留区域の市街化区域への編入による下水道事業計画区域の変更に伴い、公共下水道事業の排水人口を改正いたしたく提案するものである。

相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 10 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に改め、「特殊勤務手当」の次に「、へき地手当、へき地手当に準ずる手当」を加え、「第 13 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「、期末手当、勤勉手当」を削る。

第 18 条を第 21 条とし、第 17 条を第 20 条とする。

第 16 条第 6 号及び第 7 号を削り、同条を第 19 条とし、第 15 条を第 18 条とし、第 14 条を第 17 条とする。

第 13 条第 1 項中「、第 8 条、第 11 条」を「から第 10 条まで、第 13 条において準用する一般職給与条例第 14 条の 4 から第 14 条の 9 まで、第 14 条」に改め、「特殊勤務手当」の次に「、へき地手当、へき地手当に準ずる手当」を加え、同条を第 16 条とする。

第 12 条中「特殊勤務手当」の次に「、へき地手当、へき地手当に準ずる手当」を加え、同条を第 15 条とし、第 11 条を第 14 条とし、第 10 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(期末手当及び勤勉手当)

第 13 条 学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、一般職給与条例第 14 条の 4 から第 14 条の 9 までの規定を準用する。この場合において、一般職給与条例第 14 条の 4 第 1 項、第 5 項及び第 6 項、第 14 条の 6 第 8 項並びに第 14 条の 7 第 1 項及び第 2 項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、一般職給与条例第 14 条の 4 第 2 項中「行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして規則で定める職員」とあるのは「教育職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が 4 級又は 5 級であるもの」と、一般職給与条例第 14 条の 6 第 1 項及び第 4 項から第 7 項までの規定並びに第 14 条の 9 中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条の次に次の見出し及び 2 条を加える。

(へき地手当等)

第 9 条 へき地教育振興法(昭和 29 年法律第 143 号)第 2 条に規定する地域に所在する小中学校及びこれに準ずる小中学校で教育委員会規則で定める小中学校(以下「へき地学校等」という。)に勤務する学校職員(再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。第 3 項において同じ。)には、へき地手当を支給する。

2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げるへき地学校等の種別及び同表の中欄に掲げるへき地学校の級別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

へき地学校等の種別	へき地学校の級別	支給割合
へき地学校	1 級	100 分の 8
	2 級	100 分の 12
	3 級	100 分の 16
へき地学校に準ずる学校	—	100 分の 4

3 へき地学校等に勤務する学校職員には、地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

第 10 条 学校職員(再任用職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)が勤務場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は学校職員の勤務する小中学校が移転し、当該移転に伴って学校職

員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する小中学校又はその移転した小中学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する小中学校で教育委員会規則で定める小中学校に該当するときは、当該学校職員には、教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は小中学校の移転の日から起算して3年以内の期間(当該異動又は小中学校の移転の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き当該異動の直後の小中学校又は移転した小中学校に勤務させることが必要であると教育委員会が認める学校職員にあっては6年以内の期間)、へき地手当に準ずる手当を支給する。

- 2 へき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。
- 3 新たにへき地学校等又は第1項の教育委員会規則で定める小中学校に該当することとなった小中学校に勤務する学校職員のうち、同項のへき地手当に準ずる手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。

附則第2項及び第3項中「第7条の規定により一般職給与条例適用職員の例によることとされる場合における」を「第13条において準用する」に改める。

附則第5項中「252,900」を「253,300」に、「221,100」を「221,500」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	249,800	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	252,300	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	254,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	257,100	297,000	410,400

5	161,400	179,500	259,800	299,500	411,800
6	163,300	181,700	262,200	301,900	413,200
7	165,100	183,900	264,400	304,200	414,700
8	166,900	186,100	266,600	306,600	416,300
9	168,700	188,400	268,800	309,000	417,700
10	170,800	191,200	271,000	311,600	419,100
11	172,800	193,900	273,200	314,300	420,500
12	174,800	196,600	275,200	317,200	421,800
13	176,800	199,500	277,500	319,700	423,100
14	179,000	201,200	279,500	321,700	424,500
15	181,200	202,900	281,400	323,700	425,900
16	183,400	204,600	283,400	326,000	427,300
17	185,700	206,400	285,200	328,200	428,500
18	188,300	208,100	287,600	330,400	429,800
19	190,800	209,800	289,900	332,700	431,000
20	193,300	211,400	292,400	334,800	432,300
21	195,800	213,200	294,500	337,000	433,400
22	197,500	215,100	297,000	339,100	434,600
23	199,200	217,000	299,300	341,300	435,900
24	200,900	218,900	302,000	343,400	437,200
25	202,400	220,600	304,400	345,400	438,500
26	204,100	222,600	306,800	347,300	439,700
27	205,800	224,600	309,300	349,300	440,700
28	207,400	226,600	311,600	351,300	441,800
29	208,900	228,500	313,900	353,200	443,100
30	210,600	231,200	316,100	355,000	444,200
31	212,300	233,900	318,200	356,700	445,400
32	214,000	236,600	320,400	358,600	446,500
33	215,600	239,200	322,600	360,200	447,700
34	217,400	242,000	324,700	361,900	448,600
35	219,200	244,600	326,900	363,600	449,500

36	221,000	247,300	328,900	365,400	450,200
37	222,600	249,800	331,000	367,300	451,000
38	224,400	252,300	333,100	368,800	451,800
39	226,200	254,800	335,300	370,300	452,600
40	228,000	257,100	337,500	371,900	453,400
41	229,700	259,800	339,400	373,100	454,300
42	231,400	262,200	341,600	374,500	455,100
43	233,000	264,400	343,700	375,900	455,900
44	234,600	266,600	345,900	377,400	456,700
45	236,200	268,800	347,800	378,900	457,600
46	237,600	271,000	349,700	380,500	458,400
47	238,900	273,200	351,800	382,100	459,200
48	240,100	275,200	353,800	383,600	460,000
49	241,600	277,500	355,500	385,000	460,900
50	243,100	279,500	357,400	386,500	461,700
51	244,300	281,400	359,200	388,000	462,500
52	245,800	283,400	361,100	389,400	463,300
53	247,000	285,200	363,000	390,600	464,200
54	248,200	287,600	364,700	391,900	465,000
55	249,600	289,900	366,400	393,000	465,800
56	250,700	292,400	368,000	394,100	466,600
57	252,000	294,500	369,500	395,500	467,500
58	253,100	297,000	371,000	396,700	
59	254,200	299,300	372,500	397,900	
60	255,400	302,000	373,900	399,200	
61	256,700	304,400	375,000	400,400	
62	258,000	306,800	376,400	401,400	
63	259,400	309,300	377,800	402,800	
64	260,600	311,600	379,100	404,100	
65	261,900	313,900	380,400	405,300	
66	263,400	316,100	381,700	406,400	

再任用職員及び任期付職員以外の職員	67	264,900	318,200	382,900	407,600
	68	266,600	320,400	384,200	408,700
	69	268,100	322,600	385,500	409,700
	70	269,500	324,700	386,600	410,700
	71	270,900	326,900	387,900	411,700
	72	272,300	328,900	389,100	412,700
	73	273,400	331,000	390,500	413,700
	74	274,800	333,100	391,500	414,400
	75	276,200	335,300	392,600	415,100
	76	277,400	337,500	393,600	415,800
	77	278,800	339,300	394,500	416,500
	78	280,000	341,200	395,500	417,200
	79	281,200	343,100	396,600	417,900
	80	282,400	344,900	397,700	418,600
	81	283,500	346,700	398,400	419,400
	82	284,700	348,500	399,300	420,100
	83	285,900	350,100	400,200	420,800
	84	287,100	351,900	401,100	421,500
	85	288,300	353,200	401,900	422,100
	86	289,400	354,800	402,800	422,600
	87	290,500	356,300	403,600	423,200
	88	291,700	357,800	404,400	423,900
	89	292,900	359,200	405,000	424,600
	90	294,000	360,500	405,700	425,200
	91	295,200	361,900	406,400	425,900
	92	296,400	363,300	407,100	426,400
	93	297,100	364,800	407,700	426,800
	94	298,100	366,100	408,500	427,400
	95	299,200	367,400	409,200	428,000
	96	300,400	368,600	410,000	428,600
	97	301,400	369,600	410,700	429,000

98	302,500	370,600	411,500	429,600
99	303,500	371,600	412,300	430,200
100	304,600	372,600	413,100	430,800
101	305,500	373,500	413,700	431,200
102	306,600	374,500	414,400	431,800
103	307,700	375,500	415,100	432,400
104	308,700	376,500	415,800	433,000
105	309,300	377,300	416,600	433,400
106	310,200	378,200	417,300	434,000
107	311,000	379,100	418,000	434,600
108	311,800	380,100	418,800	435,200
109	312,700	380,900	419,400	435,600
110	313,100	381,900	419,900	436,200
111	313,500	382,900	420,400	436,800
112	314,000	383,900	421,000	437,400
113	314,600	384,500	421,500	437,800
114	315,000	385,400	422,000	438,400
115	315,500	386,300	422,500	439,000
116	316,000	387,200	423,000	439,600
117	316,600	388,000	423,600	440,000
118	317,100	388,700	424,100	440,600
119	317,500	389,500	424,600	441,200
120	318,000	390,300	425,100	441,800
121	318,500	390,900	425,700	442,200
122	318,900	391,700	426,200	
123	319,400	392,400	426,700	
124	319,900	393,100	427,200	
125	320,500	393,700	427,800	
126	320,800	394,400	428,300	
127	321,100	394,900	428,800	
128	321,400	395,500	429,300	

129	321,600	396,200	429,900
130	321,900	396,800	430,400
131	322,200	397,300	430,900
132	322,500	397,800	431,400
133	322,700	398,100	432,000
134	322,900	398,700	432,500
135	323,100	399,300	433,000
136	323,400	399,900	433,500
137	323,700	400,400	434,100
138	323,900	401,000	
139	324,200	401,600	
140	324,500	402,200	
141	324,700	402,600	
142	324,900	403,200	
143	325,200	403,700	
144	325,400	404,300	
145	325,700	404,700	
146	325,900	405,300	
147	326,200	405,800	
148	326,500	406,400	
149	326,700	406,800	
150	326,900	407,300	
151	327,200	407,800	
152	327,500	408,300	
153	327,700	408,900	
154	328,000	409,400	
155	328,300	409,900	
156	328,600	410,400	
157	328,700	411,000	
158	329,000	411,500	
159	329,300	412,000	

	160	329,600	412,500			
	161	329,700	413,100			
	162	330,000	413,600			
	163	330,300	414,100			
	164	330,600	414,600			
	165	330,700	415,200			
	166		415,700			
	167		416,200			
	168		416,700			
	169		417,300			
	170		417,800			
	171		418,300			
	172		418,800			
	173		419,400			
	174		419,900			
	175		420,400			
	176		420,900			
	177		421,500			
	178		422,000			
	179		422,500			
	180		423,000			
	181		423,600			
	182		424,100			
	183		424,600			
	184		425,100			
	185		425,700			
再任 用職 員		233,200	270,300	295,800	323,600	404,400
任期 付職		181,200	206,400	262,500	286,100	357,600

員						
---	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、教育職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

学校事務職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	139,100	189,100	225,000	259,400	285,900
	2	140,200	190,900	226,600	261,400	288,100
	3	141,400	192,700	228,200	263,300	290,400
	4	142,500	194,500	229,800	265,400	292,500
	5	143,600	196,100	231,400	267,300	294,500
	6	144,700	197,900	233,100	269,300	296,800
	7	145,800	199,700	234,700	271,400	299,100
	8	146,900	201,500	236,300	273,400	301,300
	9	148,000	203,000	237,900	275,500	303,400
	10	149,400	204,800	239,500	277,500	305,700
	11	150,700	206,600	241,100	279,600	307,900
	12	152,000	208,400	242,700	281,600	310,200
	13	153,300	209,700	244,300	283,600	312,300
	14	154,800	211,500	245,800	285,700	314,400
	15	156,300	213,200	247,300	287,700	316,600
	16	157,900	215,000	248,800	289,700	318,700
	17	159,100	216,700	250,300	291,700	320,800
	18	160,600	218,400	252,100	293,700	322,800
	19	162,100	220,100	253,900	295,800	324,900
	20	163,600	221,700	255,700	297,800	326,900
	21	165,000	223,300	257,400	299,800	328,800
	22	167,700	225,000	259,300	301,900	330,900
	23	170,300	226,700	261,100	303,900	332,800

24	172,900	228,300	262,800	306,000	334,900
25	175,500	229,800	264,800	307,800	336,500
26	177,200	231,400	266,700	309,900	338,400
27	178,900	232,900	268,500	312,000	340,400
28	180,600	234,300	270,300	314,000	342,300
29	182,100	235,700	272,000	315,900	344,000
30	183,900	236,900	273,900	317,900	345,900
31	185,700	238,100	275,800	319,900	347,800
32	187,500	239,400	277,500	322,000	349,600
33	189,100	240,700	279,200	323,500	351,500
34	190,600	242,000	281,100	325,500	353,300
35	192,100	243,300	282,900	327,500	355,100
36	193,600	244,600	284,800	329,600	356,800
37	194,900	245,600	286,400	331,500	358,200
38	196,200	247,100	288,100	333,400	359,500
39	197,500	248,600	289,900	335,400	360,900
40	198,800	250,100	291,700	337,300	362,300
41	200,000	251,500	293,400	339,200	363,600
42	201,300	252,900	295,100	341,100	364,500
43	202,600	254,300	296,700	342,900	365,600
44	203,900	255,600	298,300	344,800	366,700
45	205,000	256,800	300,000	346,300	367,500
46	206,300	258,100	301,700	347,700	368,400
47	207,600	259,500	303,300	349,200	369,300
48	208,900	260,800	305,000	350,700	370,200
49	210,000	262,100	306,100	352,300	371,100
50	211,100	263,200	307,600	353,100	371,900
51	212,200	264,500	309,200	354,300	372,700
52	213,300	265,800	310,800	355,300	373,500
53	214,400	266,800	312,400	356,200	374,200
54	215,400	267,900	314,000	357,300	374,900

再任用職員及び任期付職員以外の職員	55	216,400	269,200	315,600	358,200	375,600
	56	217,400	270,500	317,100	359,300	376,300
	57	218,200	271,600	318,600	360,200	376,800
	58	219,200	272,600	319,800	360,900	377,400
	59	220,100	273,600	321,000	361,600	378,000
	60	221,100	274,700	322,200	362,300	378,700
	61	221,900	275,900	322,900	362,700	379,100
	62	222,900	276,900	323,800	363,300	379,800
	63	223,900	277,800	324,600	364,000	380,400
	64	224,900	278,800	325,400	364,700	381,000
	65	225,600	279,500	326,300	365,000	381,400
	66	226,500	280,400	326,700	365,700	382,000
	67	227,500	281,200	327,400	366,400	382,600
	68	228,600	282,100	328,200	367,100	383,200
	69	229,400	283,100	329,000	367,400	383,600
	70	230,200	283,900	329,700	368,000	384,100
	71	230,900	284,700	330,400	368,700	384,600
	72	231,700	285,500	331,100	369,300	385,200
	73	232,500	286,300	331,600	369,600	385,700
	74	233,200	286,800	332,200	370,200	386,300
	75	233,900	287,200	332,700	370,900	386,900
	76	234,500	287,700	333,300	371,500	387,500
	77	235,200	287,800	333,600	371,900	388,000
	78	236,000	288,200	334,100	372,400	388,400
	79	236,800	288,400	334,500	373,000	388,800
	80	237,500	288,800	335,000	373,500	389,200
	81	238,200	289,000	335,400	374,000	389,500
	82	238,900	289,200	335,900	374,600	389,800
	83	239,600	289,600	336,400	375,100	390,100
	84	240,300	289,900	336,900	375,400	390,300
	85	240,900	290,200	337,200	375,800	390,500

86	241,600	290,500	337,600	376,300	390,700
87	242,300	290,800	338,100	376,700	390,900
88	243,000	291,200	338,500	377,100	391,000
89	243,700	291,500	338,800	377,500	391,200
90	244,200	291,900	339,200	378,000	391,400
91	244,600	292,200	339,700	378,400	391,600
92	245,100	292,600	340,100	378,800	391,700
93	245,400	292,700	340,300	379,100	391,900
94		292,900	340,700		
95		293,300	341,200		
96		293,700	341,600		
97		293,900	341,700		
98		294,200	342,200		
99		294,600	342,600		
100		295,000	342,900		
101		295,200	343,200		
102		295,500	343,600		
103		295,900	344,000		
104		296,200	344,400		
105		296,400	344,900		
106		296,700	345,300		
107		297,100	345,700		
108		297,400	346,100		
109		297,600	346,600		
110		298,000	347,000		
111		298,400	347,300		
112		298,700	347,600		
113		298,800	348,100		
114		299,100			
115		299,400			
116		299,800			

	117		300,000			
	118		300,200			
	119		300,500			
	120		300,800			
	121		301,200			
	122		301,400			
	123		301,700			
	124		302,000			
	125		302,300			
再任用職員		185,800	213,300	253,300	272,700	287,800
任期付職員		144,100	178,200	222,700	241,000	254,300

備考 この表は、小中学校の事務職員に適用する。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特殊勤務手当」の次に「、へき地手当、へき地手当に準ずる手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(へき地手当等)

第9条の2 職員のへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給については、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第14条中「及び」を「並びに」に改め、「地域手当」の次に「及びへき地手当」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 2 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第4条第2号中「規定(」の次に「第7条の2及び第16条の規定にあっては」を、「場合」の次に「を含み、第14条の4及び第14条の7の規定にあっては学校職員給与条例第13条において準用する場合」を加える。

第5条第1項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改める。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

- 3 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち相模原市一般職の給与に関する条例第17条の改正規定中「第16条各号」を「第19条各号」に改める。

第3条のうち相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)第15条の次に1条を加える改正規定中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第4条のうち相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)第2条第1項の改正規定中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第4条のうち相模原市職員の退職手当に関する条例第20条の次に2条を加える改正規定中「及び湘北教職員組合」を削る。

第5条のうち相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)第9条の改正規定中「第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる」を「第13条において準用する」に改める。

- 4 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年相模原市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条のうち相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)第8条の改正規定中「、第7条の3、第14条の7並びに第14条の8及び第14条の9の規定中勤勉手当に関する部分の規定については、」を「及び第7条の3の規定にあっては」に改め、「)第7条の規定により一

般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合」の次に「を含み、第 14 条の 7 並びに第 14 条の 8 及び第 14 条の 9 の規定中勤勉手当に関する部分の規定にあっては学校職員給与条例第 13 条において準用する場合」を加え、「第 9 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に、「第 10 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に、「第 11 条」を「第 14 条」に、「学校職員給与条例第 7 条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる」を「学校職員給与条例第 13 条において準用する」に、「第 14 条の 3 第 3 項及び」を「一般職給与条例第 14 条の 3 第 3 項及び」に、「改め、」「第 14 条の 3 の 2 第 1 項中」を「」「第 14 条の 3 の 2 第 1 項中」に、「と」を削り」を「と、」を「一般職給与条例」に改め」に改め、第 8 条に 1 項を加える改正規定中「第 9 条第 3 項及び第 10 条第 1 項の」を「第 11 条第 3 項及び第 12 条第 1 項の」に、「第 9 条第 3 項及び第 10 条第 1 項中」を「学校職員給与条例第 11 条第 3 項及び第 12 条第 1 項中」に改める。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 26 年法律第 51 号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されるに当たり、へき地手当等に係る規定の追加、学校職員に適用される給料表の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 26 号関係資料

相模原市学校職員の給与に関する条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

ア ヘき地手当及びへき地手当に準ずる手当に係る規定の追加

教育委員会規則で定める小中学校に勤務する学校職員に、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給するための規定並びに地域手当とへき地手当との調整に係る規定を追加するもの

イ 給料表の改正

学校職員に適用する教育職給料表及び学校事務職給料表について、神奈川県人事委員会及び本市人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の状況を勘案し、給料月額を改正するもの

(2) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

職員のへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給について、学校職員の例によることとする規定を追加するもの

2 施行期日

公布の日。ただし、1(2)の規定は、平成29年4月1日

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例について

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加山 俊夫

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例の一部を改正する条例

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「受けていた給料月額」の次に「(同日において県給与条例附則第 47 項の規定の適用を受けていた特定教職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合におけるその者が受けることとされていた給料月額)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定による給料を支給される特定教職員に次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

相模原市職員の懲戒の 手続及び効果に関する 条例(昭和 26 年相模 原市条例第 30 号)附 則第 7 項	給料の額	給料の額(特定教職員 の給料表の切替え等 に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 29 号)の規定による給料 を支給される特定教職 員にあっては、当該給 料の額を含む。)
一般職給与条例附則 第 20 項	この条例の規定によ り支給する給料及び 手当の額	この条例及び特定教 職員の給料表の切替 え等に関する条例(平 成 28 年相模原市条 例第 29 号)の規定に より支給する給料並 びにこの条例の規定 により支給する手当 の額

学校職員給与条例附 則第4項	この条例の規定 により支給する 給料及び手当の 額	この条例及び特定教職員の給料表の 切替え等に関する条例(平成28年 相模原市条例第29号)の規定によ り支給する給料並びにこの条例の規 定により支給する手当の額
-------------------	------------------------------------	--

「

「

6
8
9
10
11
13
14
15
16
17
19
20
21
22
23
24
24
25
26
27
28
29
30
31

9
10
11
12
13
15
16
17
18
19
21
22
23
23
24
25
26
26
27
28
30
31
31
32

別表第 2 第 2 号の表中

3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0

を

3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 9
6 0
6 1
6 1
6 2

に改め、同表第 3 号の表

6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 5
6 7
6 8
6 9
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 7
7 8
7 9
8 0
8 1
8 2
8 3
8 4
8 4
8 5
8 6
8 6
8 7
8 8

6 3
6 4
6 5
6 6
6 7
6 8
6 8
6 9
7 0
7 2
7 2
7 3
7 4
7 6
7 7
7 8
7 9
7 9
8 0
8 1
8 3
8 4
8 4
8 5
8 6
8 7
8 8
8 8
8 9
8 9

8 8

9 0

」

」

「

「

1 6
1 7
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
4 0
4 1
4 3
4 5
4 7
4 9

1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 6
3 7
3 8
3 9
4 1
4 2
4 4
4 6
4 8
5 0

中

を

に改める。

5 1
5 3
5 6
5 8
6 1
6 4
6 7
6 9
7 2
7 5
7 7
7 9
8 1
8 5
9 2

┘

5 3
5 5
5 7
6 0
6 3
6 6
6 9
7 2
7 5
7 7
7 9
8 3
8 7
9 3
9 3

┘

┐

┐

5
7
8
9
1 0
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 8
1 9
2 0

8
9
1 0
1 1
1 2
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
2 0
2 1
2 2

2 1
2 2
2 3
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8

2 2
2 3
2 4
2 5
2 5
2 6
2 7
2 9
3 0
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0

別表第 3 第 2 号の表中

を

に改め、同表第 3 号の表

4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 4
6 6
6 7
6 8
6 9
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 7
7 8

5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 8
5 9
6 0
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 6
6 7
6 7
6 8
6 9
7 1
7 1
7 2
7 3
7 5
7 6
7 7
7 8
7 8
7 9

7 9
8 0
8 1
8 2
8 3
8 3
8 4
8 5
8 5
8 6
8 7
8 7

8 0
8 2
8 3
8 3
8 4
8 5
8 6
8 7
8 7
8 8
8 8
8 9

」

」

「

「

1 5
1 6
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
3 0
3 1
3 2

1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2

中	3 3	を	3 3	に改める。
	3 4		3 5	
	3 5		3 6	
	3 6		3 7	
	3 7		3 8	
	3 9		4 0	
	4 0		4 1	
	4 2		4 3	
	4 4		4 5	
	4 6		4 7	
	4 8		4 9	
	5 0		5 2	
	5 2		5 4	
	5 5		5 6	
	5 7		5 9	
	6 0		6 2	
	6 3		6 5	
	6 6		6 8	
	6 8		7 1	
	7 1		7 4	
	7 4		7 6	
	7 6		7 8	
	7 8		8 2	
	8 0		8 6	
	8 4		9 3	
	9 1		9 3	

別表第 4 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 2 級であったものの新号給

新級 旧号給	2 級	3 級
1	2	2
2	2	2
3	2	2
4	3	2
5	3	2
6	4	2
7	5	2
8	6	2
9	7	2
1 0	8	2
1 1	9	2
1 2	1 0	2
1 3	1 1	2
1 4	1 2	2
1 5	1 3	2
1 6	1 5	2
1 7	1 6	2
1 8	1 7	2
1 9	1 8	2
2 0	1 9	2
2 1	2 0	2
2 2	2 1	2
2 3	2 2	2
2 4	2 3	2
2 5	2 4	3
2 6	2 5	4
2 7	2 6	5
2 8	2 7	6

2 9	2 8	7
3 0	2 9	8
3 1	3 0	9
3 2	3 1	9
3 3	3 2	1 0
3 4	3 3	1 1
3 5	3 4	1 2
3 6	3 5	1 3
3 7	3 6	1 4
3 8	3 7	1 4
3 9	3 8	1 5
4 0	3 9	1 6
4 1	4 0	1 7
4 2	4 1	1 8
4 3	4 1	1 8
4 4	4 2	1 9
4 5	4 3	2 0
4 6	4 4	2 0
4 7	4 5	2 1
4 8	4 6	2 2
4 9	4 7	2 3
5 0	4 9	2 4
5 1	5 0	2 5
5 2	5 1	2 6
5 3	5 2	2 6
5 4	5 4	2 7
5 5	5 5	2 8
5 6	5 7	2 9
5 7	5 8	3 0
5 8	6 0	3 1

5 9	6 1	3 2
6 0	6 3	3 3
6 1	6 4	3 4
6 2	6 6	3 5
6 3	6 8	3 5
6 4	7 0	3 6
6 5	7 2	3 7
6 6	7 4	3 8
6 7	7 7	3 9
6 8	8 4	4 0
6 9	8 8	4 1
7 0	9 3	4 2
7 1	9 7	4 3
7 2	1 0 3	4 4
7 3	1 0 7	4 4
7 4	1 1 2	4 5
7 5	1 1 7	4 6
7 6	1 2 2	4 7
7 7	1 2 5	4 8
7 8	1 2 5	4 9
7 9	1 2 5	4 9
8 0	1 2 5	5 0
8 1	1 2 5	5 1
8 2	1 2 5	5 2
8 3	1 2 5	5 3
8 4	1 2 5	5 4
8 5	1 2 5	5 5
8 6	1 2 5	5 5
8 7	1 2 5	5 6
8 8	1 2 5	5 6

8 9	1 2 5	5 6
9 0	1 2 5	5 7
9 1	1 2 5	5 7
9 2	1 2 5	5 8
9 3	1 2 5	5 8
9 4	1 2 5	5 8
9 5	1 2 5	5 9
9 6	1 2 5	5 9
9 7	1 2 5	6 0
9 8	1 2 5	6 0
9 9	1 2 5	6 1
1 0 0	1 2 5	6 1
1 0 1	1 2 5	6 2
1 0 2	1 2 5	6 2
1 0 3	1 2 5	6 3
1 0 4	1 2 5	6 3
1 0 5	1 2 5	6 4
1 0 6	1 2 5	6 4
1 0 7	1 2 5	6 5
1 0 8	1 2 5	6 5
1 0 9	1 2 5	6 6
1 1 0	1 2 5	6 6
1 1 1	1 2 5	6 7
1 1 2	1 2 5	6 8
1 1 3	1 2 5	6 8
1 1 4	1 2 5	6 8
1 1 5	1 2 5	6 9
1 1 6	1 2 5	6 9
1 1 7	1 2 5	6 9
1 1 8	1 2 5	7 0

1 1 9	1 2 5	7 0
1 2 0	1 2 5	7 1
1 2 1	1 2 5	7 1
1 2 2	1 2 5	7 1
1 2 3	1 2 5	7 2
1 2 4	1 2 5	7 2
1 2 5	1 2 5	7 2
1 2 6	1 2 5	7 3
1 2 7	1 2 5	7 3
1 2 8	1 2 5	7 4
1 2 9	1 2 5	7 4
1 3 0	1 2 5	7 5
1 3 1	1 2 5	7 5
1 3 2	1 2 5	7 6
1 3 3	1 2 5	7 7

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 3 級であったものの新号給

新級 旧号給	3 級	4 級
1	1 6	2
2	1 6	2
3	1 7	2
4	1 8	2
5	1 9	2
6	2 0	2
7	2 0	2
8	2 1	2
9	2 2	2
1 0	2 2	2
1 1	2 3	2

1 2	2 3	2
1 3	2 4	3
1 4	2 5	4
1 5	2 6	4
1 6	2 6	5
1 7	2 7	6
1 8	2 8	7
1 9	2 9	8
2 0	3 0	9
2 1	3 1	1 0
2 2	3 2	1 0
2 3	3 3	1 1
2 4	3 4	1 2
2 5	3 5	1 3
2 6	3 6	1 4
2 7	3 7	1 5
2 8	3 8	1 6
2 9	4 0	1 7
3 0	4 1	1 8
3 1	4 2	1 9
3 2	4 3	1 9
3 3	4 4	2 0
3 4	4 5	2 1
3 5	4 6	2 2
3 6	4 7	2 3
3 7	4 8	2 4
3 8	4 9	2 4
3 9	5 0	2 5
4 0	5 1	2 6
4 1	5 2	2 7

4 2	5 3	2 8
4 3	5 4	2 9
4 4	5 5	2 9
4 5	5 6	3 0
4 6	5 7	3 1
4 7	5 8	3 1
4 8	5 9	3 2
4 9	6 0	3 3
5 0	6 1	3 4
5 1	6 3	3 4
5 2	6 5	3 5
5 3	6 6	3 6
5 4	6 8	3 6
5 5	6 9	3 7
5 6	7 0	3 7
5 7	7 1	3 7
5 8	7 2	3 8
5 9	7 3	3 8
6 0	7 5	3 9
6 1	7 7	3 9
6 2	7 7	3 9
6 3	7 9	4 0
6 4	8 0	4 0
6 5	8 1	4 0
6 6	8 3	4 1
6 7	8 4	4 1
6 8	8 6	4 1
6 9	8 8	4 2
7 0	8 9	4 2
7 1	9 1	4 2

7 2	9 2	4 3
7 3	9 3	4 3
7 4	9 5	4 3
7 5	9 6	4 3
7 6	9 7	4 4
7 7	9 9	4 4
7 8	1 0 0	4 4
7 9	1 0 2	4 5
8 0	1 0 3	4 5
8 1	1 0 4	4 5
8 2	1 0 4	4 5
8 3	1 0 5	4 5
8 4	1 0 6	4 5
8 5	1 0 7	4 6
8 6	1 0 8	4 6
8 7	1 0 9	4 6
8 8	1 0 9	4 6
8 9	1 1 0	4 7
9 0	1 1 1	4 7
9 1	1 1 2	4 7
9 2	1 1 3	4 7
9 3	1 1 3	4 8
9 4	1 1 3	4 8
9 5	1 1 3	4 8
9 6	1 1 3	4 8
9 7	1 1 3	4 8
9 8	1 1 3	4 9
9 9	1 1 3	4 9
1 0 0	1 1 3	4 9
1 0 1	1 1 3	5 0

1 0 2	1 1 3	5 0
1 0 3	1 1 3	5 0
1 0 4	1 1 3	5 0
1 0 5	1 1 3	5 1

r

1 1	2
1 2	2
1 3	2
1 4	2
1 5	2
1 6	3
1 7	4
1 8	5
1 9	6
2 0	7
2 2	8
2 3	9
2 4	1 0
2 5	1 1
2 6	1 2
2 7	1 3
2 8	1 4
2 9	1 5
3 0	1 6
3 1	1 7
3 2	1 7
3 3	1 8
3 4	1 9
3 5	2 0
3 6	2 1

r

1 2	2
1 3	2
1 4	2
1 5	2
1 6	3
1 7	4
1 8	5
1 9	6
2 0	7
2 1	8
2 2	9
2 3	1 0
2 4	1 1
2 5	1 1
2 6	1 2
2 7	1 3
2 8	1 4
2 9	1 5
3 0	1 6
3 1	1 7
3 2	1 8
3 3	1 9
3 5	2 0
3 6	2 1
3 7	2 2

別表第 4 第 3 号の表中

3 7	2 2
3 8	2 3
3 9	2 4
4 0	2 5
4 1	2 6
4 1	2 7
4 2	2 8
4 3	2 9
4 4	3 0
4 5	3 1
4 7	3 2
4 8	3 3
4 9	3 4
5 0	3 4
5 2	3 5
5 3	3 6
5 4	3 7
5 5	3 7
5 6	3 8
5 7	3 9
5 8	4 0
6 0	4 1
6 1	4 1
6 3	4 2
6 5	4 3
6 7	4 4
6 8	4 5
6 9	4 6
7 1	4 7
7 2	4 8

を

3 7	2 3
3 8	2 4
4 0	2 5
4 0	2 6
4 1	2 7
4 2	2 8
4 3	2 8
4 4	2 9
4 5	3 0
4 6	3 1
4 7	3 2
4 9	3 3
5 0	3 4
5 1	3 5
5 2	3 6
5 4	3 7
5 5	3 7
5 6	3 8
5 7	3 9
5 8	4 0
6 0	4 1
6 1	4 1
6 3	4 2
6 5	4 3
6 7	4 4
6 8	4 5
7 0	4 6
7 2	4 7
7 3	4 8
7 5	4 9

に改め、同

7 4	4 9
7 5	4 9
7 6	5 0
7 8	5 1
8 0	5 2
8 0	5 3
8 2	5 4
8 3	5 5
8 4	5 6
8 5	5 6
8 7	5 7
8 8	5 8
9 0	5 9
9 1	6 0
9 2	6 1
9 3	6 1
9 3	6 3
9 3	6 3
9 3	6 3
9 3	6 4
9 3	6 5
9 3	6 7
9 3	6 7
9 3	6 8
9 3	6 9
9 3	7 0
9 3	7 1
9 3	7 2
9 3	7 3
9 3	7 4
9 3	7 5

7 6	5 0
7 7	5 1
7 9	5 2
8 0	5 3
8 2	5 4
8 2	5 4
8 4	5 5
8 5	5 6
8 7	5 7
8 8	5 8
8 9	5 9
9 1	6 0
9 2	6 1
9 3	6 2
9 3	6 3
9 3	6 3
9 3	6 4
9 3	6 5
9 3	6 6
9 3	6 7
9 3	6 8
9 3	6 9
9 3	7 0
9 3	7 1
9 3	7 2
9 3	7 3
9 3	7 4
9 3	7 5
9 3	7 6
9 3	7 7

9 3	7 6
9 3	7 7
9 3	7 8
9 3	8 0
9 3	8 1
9 3	8 3
9 3	8 5
9 3	8 9

9 3	7 9
9 3	8 0
9 3	8 2
9 3	8 4
9 3	8 7
9 3	9 0
9 3	9 3
9 3	9 3

」

」

「

「

2
3
4
5
6
7
8
9
1 0
1 1
1 2
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0

3
4
5
6
7
8
8
9
1 0
1 1
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 0

表第 4 号の表中

2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 2
3 3
3 4
3 5
3 5
3 6
3 7
3 7
3 8
3 8
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3

を

2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 8
3 9
3 9
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3
4 4

に改める。

4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7
4 8
4 8
4 9
4 9
5 0
5 1
5 1
5 2
5 3
5 3
5 4
5 5
5 6
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5

4 5
4 5
4 6
4 6
4 7
4 8
4 8
4 9
5 0
5 0
5 1
5 2
5 2
5 3
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 6
6 7

6 6	6 8
6 7	6 9
6 8	7 1
7 0	7 2
7 1	7 3
7 2	7 4
7 3	7 5
7 4	7 6
7 5	7 7
7 6	7 9
7 7	8 0
7 8	8 2

」 」

別表第 5 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 2 級であったものの新号給

新級 旧号給	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	2	1
5	2	1
6	3	1
7	4	1
8	5	1
9	6	1
1 0	7	1
1 1	8	1
1 2	9	1

1 3	1 0	1
1 4	1 1	1
1 5	1 2	1
1 6	1 4	1
1 7	1 5	1
1 8	1 6	1
1 9	1 7	1
2 0	1 8	1
2 1	1 9	1
2 2	2 0	1
2 3	2 1	1
2 4	2 2	1
2 5	2 3	2
2 6	2 4	3
2 7	2 5	4
2 8	2 6	5
2 9	2 7	6
3 0	2 8	7
3 1	2 9	8
3 2	3 0	8
3 3	3 1	9
3 4	3 2	1 0
3 5	3 3	1 1
3 6	3 4	1 2
3 7	3 5	1 3
3 8	3 6	1 3
3 9	3 7	1 4
4 0	3 8	1 5
4 1	3 9	1 6
4 2	4 0	1 7

4 3	4 0	1 7
4 4	4 1	1 8
4 5	4 2	1 9
4 6	4 3	1 9
4 7	4 4	2 0
4 8	4 5	2 1
4 9	4 6	2 2
5 0	4 8	2 3
5 1	4 9	2 4
5 2	5 0	2 5
5 3	5 1	2 5
5 4	5 3	2 6
5 5	5 4	2 7
5 6	5 6	2 8
5 7	5 7	2 9
5 8	5 9	3 0
5 9	6 0	3 1
6 0	6 2	3 2
6 1	6 3	3 3
6 2	6 5	3 4
6 3	6 7	3 4
6 4	6 9	3 5
6 5	7 1	3 6
6 6	7 3	3 7
6 7	7 6	3 8
6 8	8 3	3 9
6 9	8 7	4 0
7 0	9 2	4 1
7 1	9 6	4 2
7 2	1 0 2	4 3

7 3	1 0 6	4 3
7 4	1 1 1	4 4
7 5	1 1 6	4 5
7 6	1 2 1	4 6
7 7	1 2 5	4 7
7 8	1 2 5	4 8
7 9	1 2 5	4 8
8 0	1 2 5	4 9
8 1	1 2 5	5 0
8 2	1 2 5	5 1
8 3	1 2 5	5 2
8 4	1 2 5	5 3
8 5	1 2 5	5 4
8 6	1 2 5	5 4
8 7	1 2 5	5 5
8 8	1 2 5	5 5
8 9	1 2 5	5 5
9 0	1 2 5	5 6
9 1	1 2 5	5 6
9 2	1 2 5	5 7
9 3	1 2 5	5 7
9 4	1 2 5	5 7
9 5	1 2 5	5 8
9 6	1 2 5	5 8
9 7	1 2 5	5 9
9 8	1 2 5	5 9
9 9	1 2 5	6 0
1 0 0	1 2 5	6 0
1 0 1	1 2 5	6 1
1 0 2	1 2 5	6 1

1 0 3	1 2 5	6 2
1 0 4	1 2 5	6 2
1 0 5	1 2 5	6 3
1 0 6	1 2 5	6 3
1 0 7	1 2 5	6 4
1 0 8	1 2 5	6 4
1 0 9	1 2 5	6 5
1 1 0	1 2 5	6 5
1 1 1	1 2 5	6 6
1 1 2	1 2 5	6 7
1 1 3	1 2 5	6 7
1 1 4	1 2 5	6 7
1 1 5	1 2 5	6 8
1 1 6	1 2 5	6 8
1 1 7	1 2 5	6 8
1 1 8	1 2 5	6 9
1 1 9	1 2 5	6 9
1 2 0	1 2 5	7 0
1 2 1	1 2 5	7 0
1 2 2	1 2 5	7 0
1 2 3	1 2 5	7 1
1 2 4	1 2 5	7 1
1 2 5	1 2 5	7 1
1 2 6	1 2 5	7 2
1 2 7	1 2 5	7 2
1 2 8	1 2 5	7 3
1 2 9	1 2 5	7 3
1 3 0	1 2 5	7 4
1 3 1	1 2 5	7 4
1 3 2	1 2 5	7 5

1 3 3	1 2 5	7 6
-------	-------	-----

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 3 級であったものの新号給

新級 旧号給	3 級	4 級
1	1 5	1
2	1 5	1
3	1 6	1
4	1 7	1
5	1 8	1
6	1 9	1
7	1 9	1
8	2 0	1
9	2 1	1
1 0	2 1	1
1 1	2 2	1
1 2	2 2	1
1 3	2 3	2
1 4	2 4	3
1 5	2 5	3
1 6	2 5	4
1 7	2 6	5
1 8	2 7	6
1 9	2 8	7
2 0	2 9	8
2 1	3 0	9
2 2	3 1	9
2 3	3 2	1 0
2 4	3 3	1 1
2 5	3 4	1 2

2 6	3 5	1 3
2 7	3 6	1 4
2 8	3 7	1 5
2 9	3 9	1 6
3 0	4 0	1 7
3 1	4 1	1 8
3 2	4 2	1 8
3 3	4 3	1 9
3 4	4 4	2 0
3 5	4 5	2 1
3 6	4 6	2 2
3 7	4 7	2 3
3 8	4 8	2 3
3 9	4 9	2 4
4 0	5 0	2 5
4 1	5 1	2 6
4 2	5 2	2 7
4 3	5 3	2 8
4 4	5 4	2 8
4 5	5 5	2 9
4 6	5 6	3 0
4 7	5 7	3 0
4 8	5 8	3 1
4 9	5 9	3 2
5 0	6 0	3 3
5 1	6 2	3 3
5 2	6 4	3 4
5 3	6 5	3 5
5 4	6 7	3 5
5 5	6 8	3 6

5 6	6 9	3 6
5 7	7 0	3 6
5 8	7 1	3 7
5 9	7 2	3 7
6 0	7 4	3 8
6 1	7 6	3 8
6 2	7 6	3 8
6 3	7 8	3 9
6 4	7 9	3 9
6 5	8 0	3 9
6 6	8 2	4 0
6 7	8 3	4 0
6 8	8 5	4 0
6 9	8 7	4 1
7 0	8 8	4 1
7 1	9 0	4 1
7 2	9 1	4 2
7 3	9 2	4 2
7 4	9 4	4 2
7 5	9 5	4 2
7 6	9 6	4 3
7 7	9 8	4 3
7 8	9 9	4 3
7 9	1 0 1	4 4
8 0	1 0 2	4 4
8 1	1 0 3	4 4
8 2	1 0 3	4 4
8 3	1 0 4	4 4
8 4	1 0 5	4 4
8 5	1 0 6	4 5

8 6	1 0 7	4 5
8 7	1 0 8	4 5
8 8	1 0 8	4 5
8 9	1 0 9	4 6
9 0	1 1 0	4 6
9 1	1 1 1	4 6
9 2	1 1 2	4 6
9 3	1 1 3	4 7
9 4	1 1 3	4 7
9 5	1 1 3	4 7
9 6	1 1 3	4 7
9 7	1 1 3	4 7
9 8	1 1 3	4 8
9 9	1 1 3	4 8
1 0 0	1 1 3	4 8
1 0 1	1 1 3	4 9
1 0 2	1 1 3	4 9
1 0 3	1 1 3	4 9
1 0 4	1 1 3	4 9
1 0 5	1 1 3	5 0

г

1 0	1
1 1	1
1 2	1
1 3	1
1 4	1
1 5	2
1 6	3
1 7	4
1 8	5

г

1 1	1
1 2	1
1 3	1
1 4	1
1 5	2
1 6	3
1 7	4
1 8	5
1 9	6

1 9	6
2 1	7
2 2	8
2 3	9
2 4	1 0
2 5	1 1
2 6	1 2
2 7	1 3
2 8	1 4
2 9	1 5
3 0	1 6
3 1	1 6
3 2	1 7
3 3	1 8
3 4	1 9
3 5	2 0
3 6	2 1
3 7	2 2
3 8	2 3
3 9	2 4
4 0	2 5
4 0	2 6
4 1	2 7
4 2	2 8
4 3	2 9
4 4	3 0
4 6	3 1
4 7	3 2
4 8	3 3
4 9	3 3

2 0	7
2 1	8
2 2	9
2 3	1 0
2 4	1 0
2 5	1 1
2 6	1 2
2 7	1 3
2 8	1 4
2 9	1 5
3 0	1 6
3 1	1 7
3 2	1 8
3 4	1 9
3 5	2 0
3 6	2 1
3 6	2 2
3 7	2 3
3 9	2 4
3 9	2 5
4 0	2 6
4 1	2 7
4 2	2 7
4 3	2 8
4 4	2 9
4 5	3 0
4 6	3 1
4 8	3 2
4 9	3 3
5 0	3 4

別表第 5 第 3 号の表中

5 1	3 4
5 2	3 5
5 3	3 6
5 4	3 6
5 5	3 7
5 6	3 8
5 7	3 9
5 9	4 0
6 0	4 0
6 2	4 1
6 4	4 2
6 6	4 3
6 7	4 4
6 8	4 5
7 0	4 6
7 1	4 7
7 3	4 8
7 4	4 8
7 5	4 9
7 7	5 0
7 9	5 1
7 9	5 2
8 1	5 3
8 2	5 4
8 3	5 5
8 4	5 5
8 6	5 6
8 7	5 7
8 9	5 8
9 0	5 9

を

5 1	3 5
5 3	3 6
5 4	3 6
5 5	3 7
5 6	3 8
5 7	3 9
5 9	4 0
6 0	4 0
6 2	4 1
6 4	4 2
6 6	4 3
6 7	4 4
6 9	4 5
7 1	4 6
7 2	4 7
7 4	4 8
7 5	4 9
7 6	5 0
7 8	5 1
7 9	5 2
8 1	5 3
8 1	5 3
8 3	5 4
8 4	5 5
8 6	5 6
8 7	5 7
8 8	5 8
9 0	5 9
9 1	6 0
9 2	6 1

に改め、同

9 1	6 0
9 2	6 0
9 3	6 2
9 3	6 2
9 3	6 3
9 3	6 4
9 3	6 6
9 3	6 6
9 3	6 7
9 3	6 8
9 3	6 9
9 3	7 0
9 3	7 1
9 3	7 2
9 3	7 3
9 3	7 4
9 3	7 5
9 3	7 6
9 3	7 7
9 3	7 9
9 3	8 0
9 3	8 2
9 3	8 4
9 3	8 8
9 3	9 2

9 3	6 2
9 3	6 2
9 3	6 3
9 3	6 4
9 3	6 5
9 3	6 6
9 3	6 7
9 3	6 8
9 3	6 9
9 3	7 0
9 3	7 1
9 3	7 2
9 3	7 3
9 3	7 4
9 3	7 5
9 3	7 6
9 3	7 8
9 3	7 9
9 3	8 1
9 3	8 3
9 3	8 6
9 3	8 9
9 3	9 3
9 3	9 3
9 3	9 3

」

」

「

「

1
2
3

2
3
4

4
5
6
7
8
9
1 0
1 1
1 1
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 1

5
6
7
7
8
9
1 0
1 1
1 2
1 3
1 4
1 5
1 6
1 7
1 8
1 9
1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2

表第 4 号の表中

3 2
3 3
3 4
3 4
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 7
4 7
4 8
4 8
4 9
5 0

を

3 3
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 8
3 8
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 7
4 7
4 8
4 9
4 9
5 0
5 1
5 1

に改める。

5 0
5 1
5 2
5 2
5 3
5 4
5 5
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 6
6 7
6 9
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 7

J

5 2
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 6
6 7
6 8
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 8
7 9
8 1

J

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されるに当たり、移譲時の神奈川県の給料月額を踏まえ、号給の切替えに係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成 29 年 4 月 1 日
- 3 契約の金額
15,012,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方
住所 川崎市麻生区白山 4 丁目 1 番 2 - 420 号
氏名 畝井 俊樹
資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 28 号関係資料

畝井 俊樹 略歴

1 生年月日

昭和 29 年 12 月 18 日

2 公認会計士登録

昭和 63 年 3 月 23 日 登録番号 第 9447 号

3 学 歴

昭和 52 年 3 月 立命館大学経済学部卒業

4 経 歴

昭和 52 年 4 月) 播磨化成工業株式会社(現ハリマ化成株式会社)勤務
昭和 57 年 11 月)

昭和 59 年 9 月) 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)勤務
平成 23 年 9 月)

平成 11 年 4 月) 川崎市包括外部監査人補助者
平成 13 年 3 月)

平成 12 年 5 月) 川崎市個別外部監査人補助者
平成 12 年 7 月)

平成 14 年 4 月) 千葉県包括外部監査人補助者
平成 16 年 3 月)

平成 17 年 4 月) 世田谷区包括外部監査人補助者
平成 19 年 3 月)

平成 18 年 4 月) 船橋市包括外部監査人補助者
平成 20 年 3 月)

平成 23 年 10 月 畝井公認会計士事務所開設(現在に至る。)

平成 25 年 4 月) 日本公認会計士協会神奈川県会幹事
平成 28 年 9 月)

平成 26 年 6 月) 公益財団法人川崎市学校給食会監事
平成 28 年 6 月)

平成 27 年 4 月 東京地方税理士会参事(現在に至る。)

平成 27 年 6 月 独立行政法人日本学生支援機構契約監視委員会委員(現在に至る。)

公益財団法人神奈川県都市整備技術センター監事(現在に至る。)

平成 28 年 4 月 相模原市包括外部監査人(現在に至る。)

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
麻溝台 182 号	南区麻溝台 8 丁目 2870 番 5 地先	南区麻溝台 8 丁目 2819 番 3 地先	6 . 0	4 0	別図 1
当麻 292 号	南区当麻 2306 番 1 地内	南区当麻 2575 番 47 地内	6 . 0 ~ 15 . 1	7 7 9	別図 2
当麻 293 号	南区当麻 2669 番 4 地内	南区当麻 2663 番 4 地内	8 . 0	5 6	
相原 325 号	緑区相原 2 丁目 1119 番 15 地先	緑区相原 2 丁目 1119 番 7 地先	4 . 0 ~ 5 . 0	8 3	別図 3
太井 22 号	緑区太井 271 番 4 地先	緑区太井 271 番 11 地先	4 . 5 ~ 6 . 0	7 6	別図 4
長竹 54 号	緑区長竹 295 番 5 地先	緑区長竹 316 番 4 地先	4 . 5 ~ 9 . 0	2 7 0	別図 5
向原 19 号	緑区向原 2 丁目 1173 番 8 地先	緑区向原 2 丁目 1180 番 17 地先	4 . 5 ~ 5 . 0	4 5	別図 6
上溝 918 号	中央区上溝 4509 番 61 地先	中央区上溝 4509 番 55 地先	4 . 5 ~ 5 . 0	4 0	別図 7
上溝 919 号	中央区上溝 1965 番 17 地先	中央区上溝 1965 番 14 地先	4 . 0 ~ 4 . 5	4 1	別図 8
淵野辺 105 号	中央区淵野辺 5 丁目 922 番 28 地先	中央区淵野辺 5 丁目 922 番 46 地先	9 . 0 ~ 12 . 2	1 7 3	
淵野辺 106 号	中央区淵野辺 5 丁目 922 番 132 地先	中央区淵野辺 5 丁目 922 番 74 地先	6 . 0	1 6 5	

淵野辺 107号	中央区淵野辺5丁目 922番119地先	中央区淵野辺5丁目 922番133地先	5.0	63	別図9
淵野辺 108号	中央区淵野辺5丁目 922番111地先	中央区淵野辺5丁目 922番126地先	5.0	94	
淵野辺 109号	中央区淵野辺5丁目 922番99地先	中央区淵野辺5丁目 922番120地先	5.0	96	
陽光台 78号	中央区陽光台4丁目 5792番40地先	中央区陽光台4丁目 5792番43地先	4.0 ～6.0	94	別図10
磯部 260号	南区磯部 1157番16地先	南区磯部 1157番10地先	4.5 ～5.0	41	別図11
大野台 243号	南区大野台1丁目 2428番11地先	南区大野台1丁目 2428番18地先	4.0 ～4.5	55	別図12
上鶴間 842号	南区上鶴間6丁目 1581番44地先	南区上鶴間6丁目 1581番55地先	4.0 ～4.5	38	別図13
上鶴間本町 35号	南区上鶴間本町1丁目 3292番7地先	南区上鶴間本町1丁目 3293番15地先	4.0 ～5.0	117	別図14
古淵 86号	南区古淵1丁目 1488番14地先	南区古淵1丁目 1488番4地先	6.0	89	別図15
下溝 532号	南区下溝 1976番8地先	南区下溝 1962番3地先	5.0 ～6.0	100	別図16
東大沼 66号	南区東大沼1丁目 3286番4地先	南区東大沼1丁目 3287番63地先	4.5 ～5.0	98	別図17
麻溝台 183号	南区麻溝台8丁目 3013番2地先	南区麻溝台8丁目 3008番1地先	4.0 ～4.5	106	別図18
大野台 244号	南区大野台6丁目 2210番868地先	南区大野台6丁目 2210番68地先	5.0	51	別図19

提案の理由

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業、当麻宿地区土地区画整理事業、開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

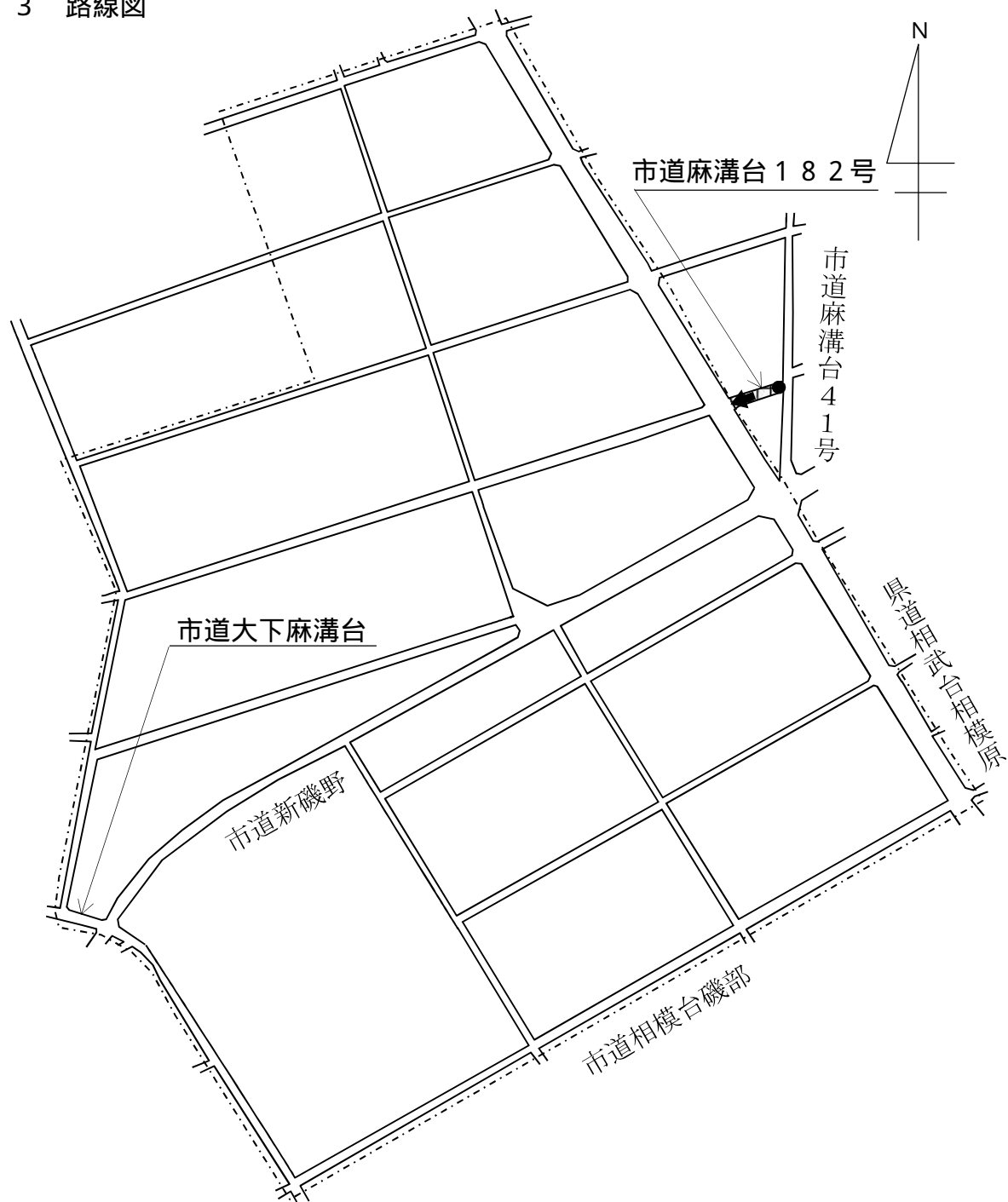
1 案内図



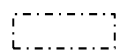
2 道路の概要

路線名	麻溝台182号
認定の理由	土地区画整理事業に伴う路線整理
土地区画整理事業の所在	南区麻溝台2816番2 外835筆
土地区画整理事業区域の面積	38.09ha
予定建築物の用途等	専用住宅等
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例



麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業区域



認定路線

幅員 6.0m

延長 40m

別 図 2

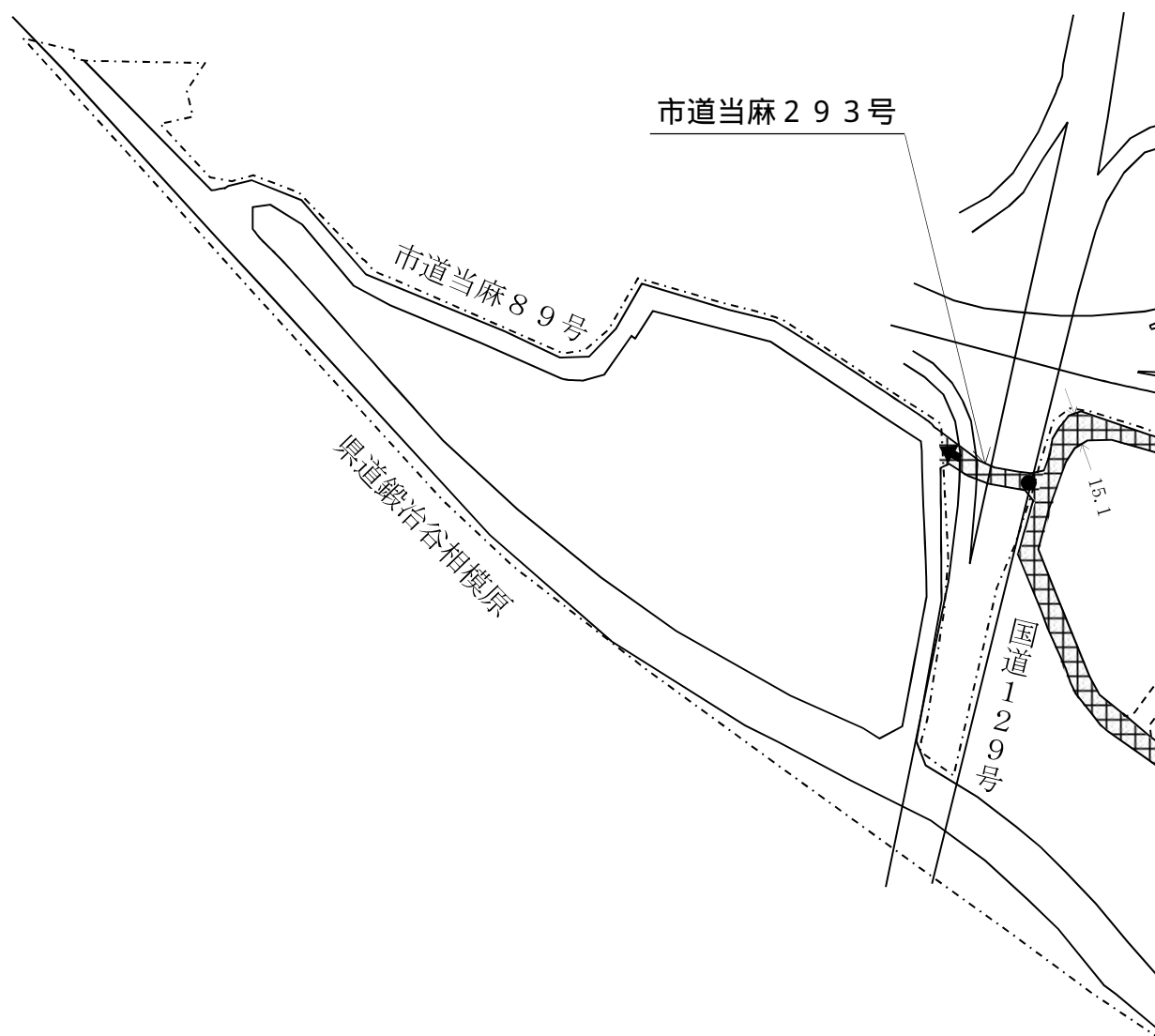
1 案内図

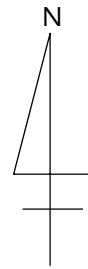


2 道路の概要

路線名	当麻292号、当麻293号
認定の理由	土地区画整理事業に伴う認定
土地区画整理事業の所在	南区当麻2298番 外459筆
土地区画整理事業区域の面積	約14.5ha
予定建築物の用途等	専用住宅等
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域・工業地域)
備考	

3 路線図



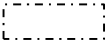
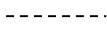


市道当麻182号

県道相模原町田

市道当麻292号

凡 例

-  当麻宿地区土地区画整理事業区域
-  新設予定路線
-  認定路線

市道当麻292号

幅員 6.0～15.1m

延長 779m

市道当麻293号

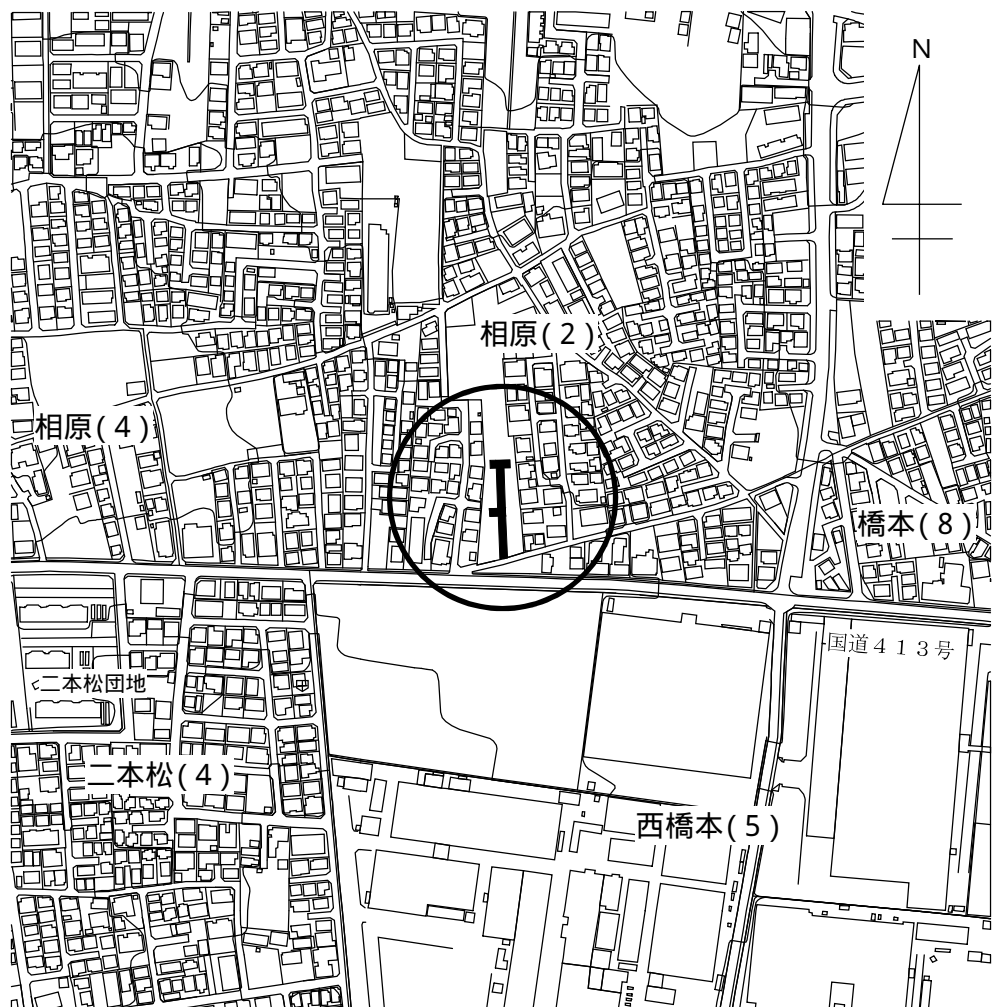
幅員 8.0m

延長 56m



別 図 3

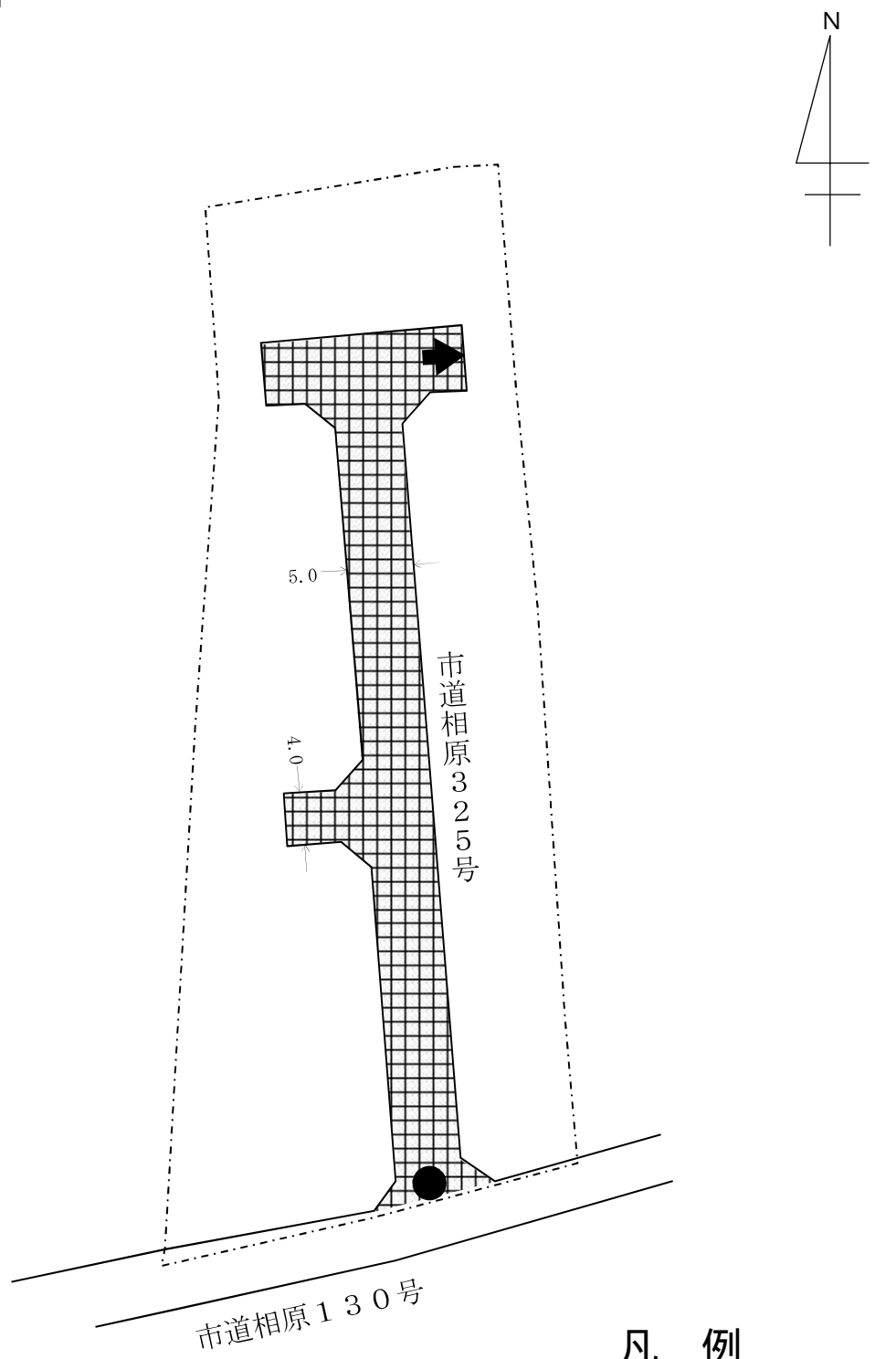
1 案内図



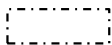
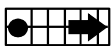
2 道路の概要

路線名	相原325号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区相原2丁目1119番1 外15筆
開発行為の面積	2,041.19㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域・ 第2種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

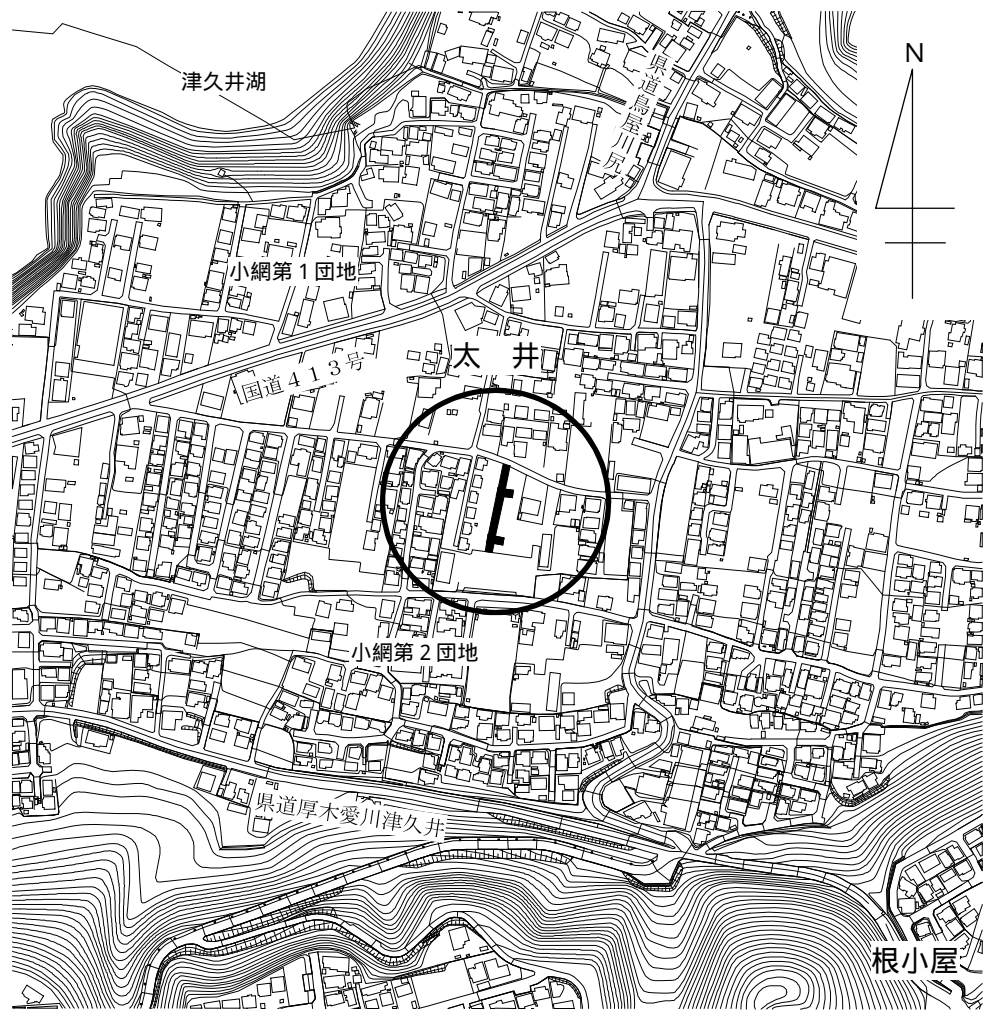


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0～5.0m
- 延長 83m

別 図 4

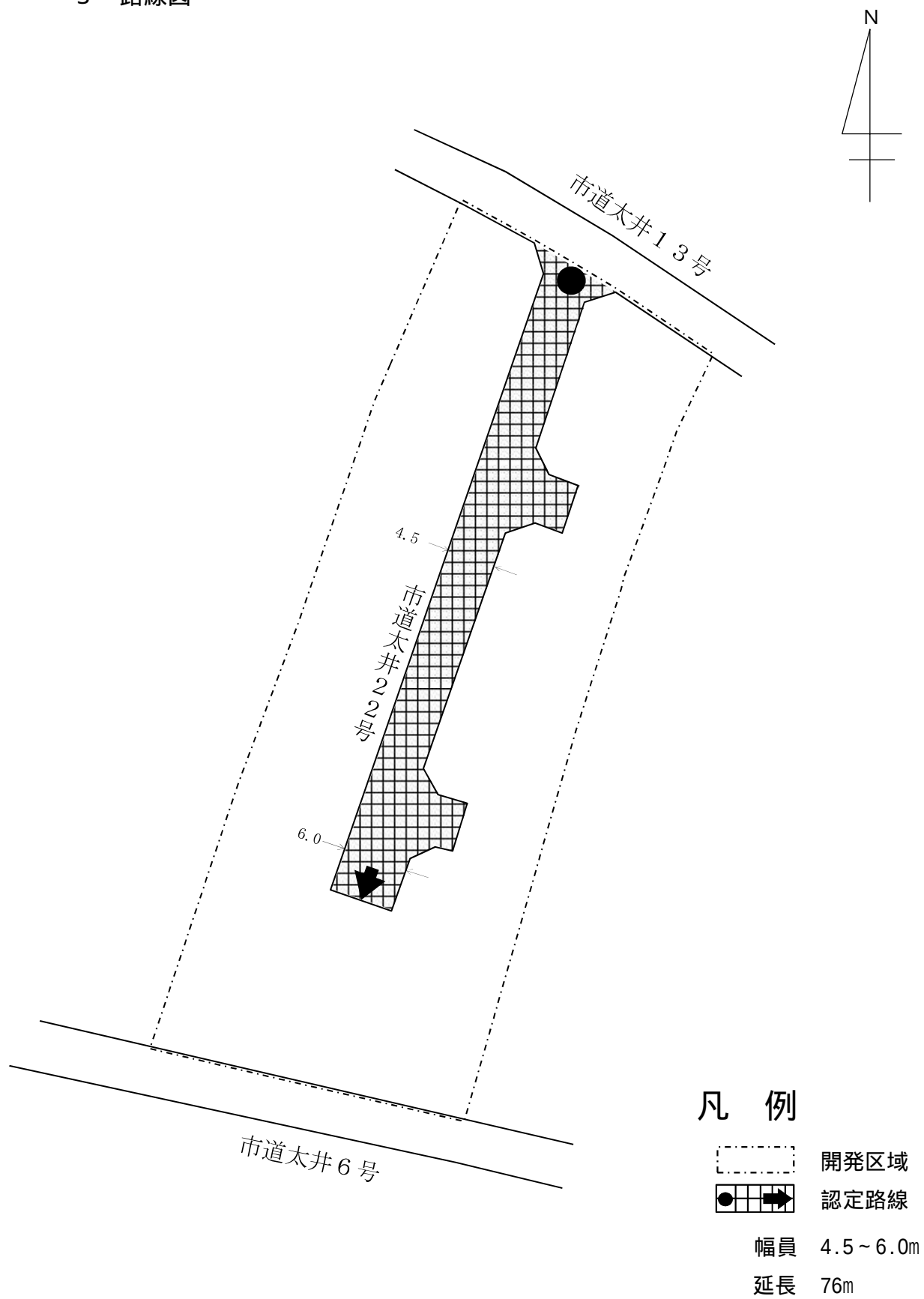
1 案内図



2 道路の概要

路線名	太井22号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区太井271番1 外14筆
開発行為の面積	2,446.73㎡
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	津久井都市計画区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 5

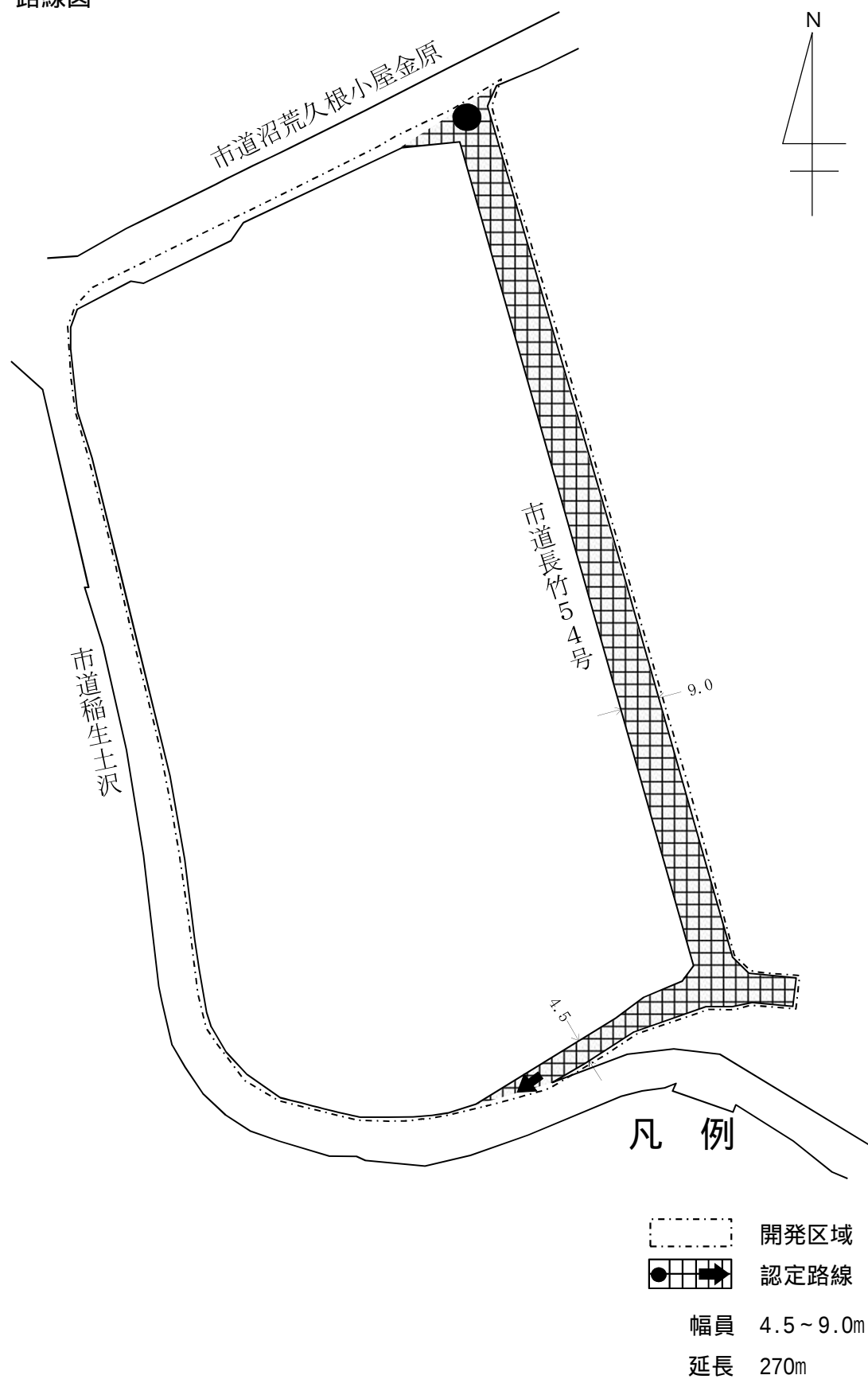
1 案内図



2 道路の概要

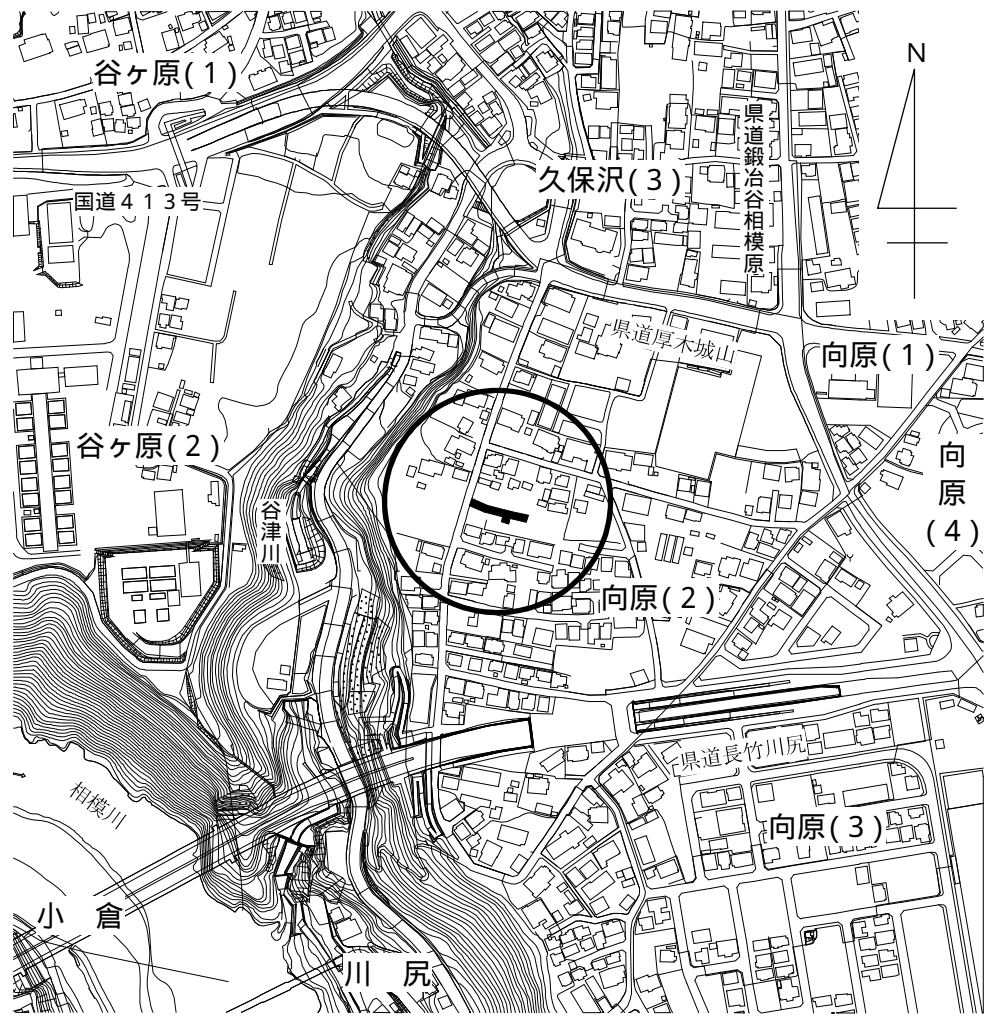
路線名	長竹54号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区長竹295番1 外38筆
開発行為の面積	24,192.00㎡
予定建築物の用途等	工場1棟
区域区分等	津久井都市計画区域 (用途地域指定なし)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 6

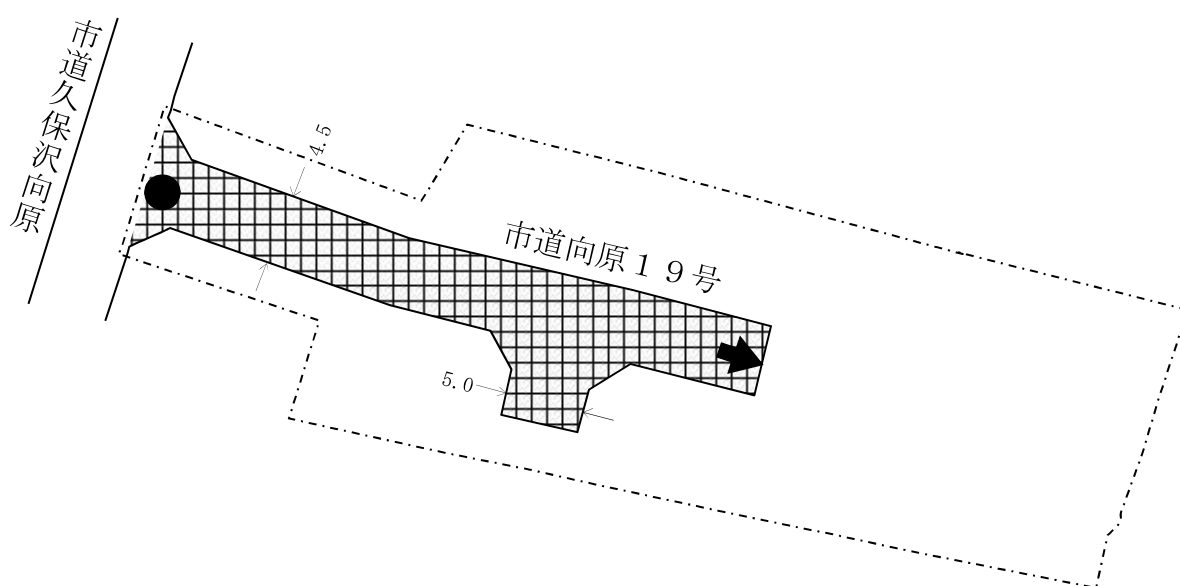
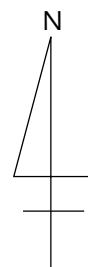
1 案内図



2 道路の概要

路線名	向原19号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区向原2丁目1173番1 外22筆
開発行為の面積	1,133.16㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

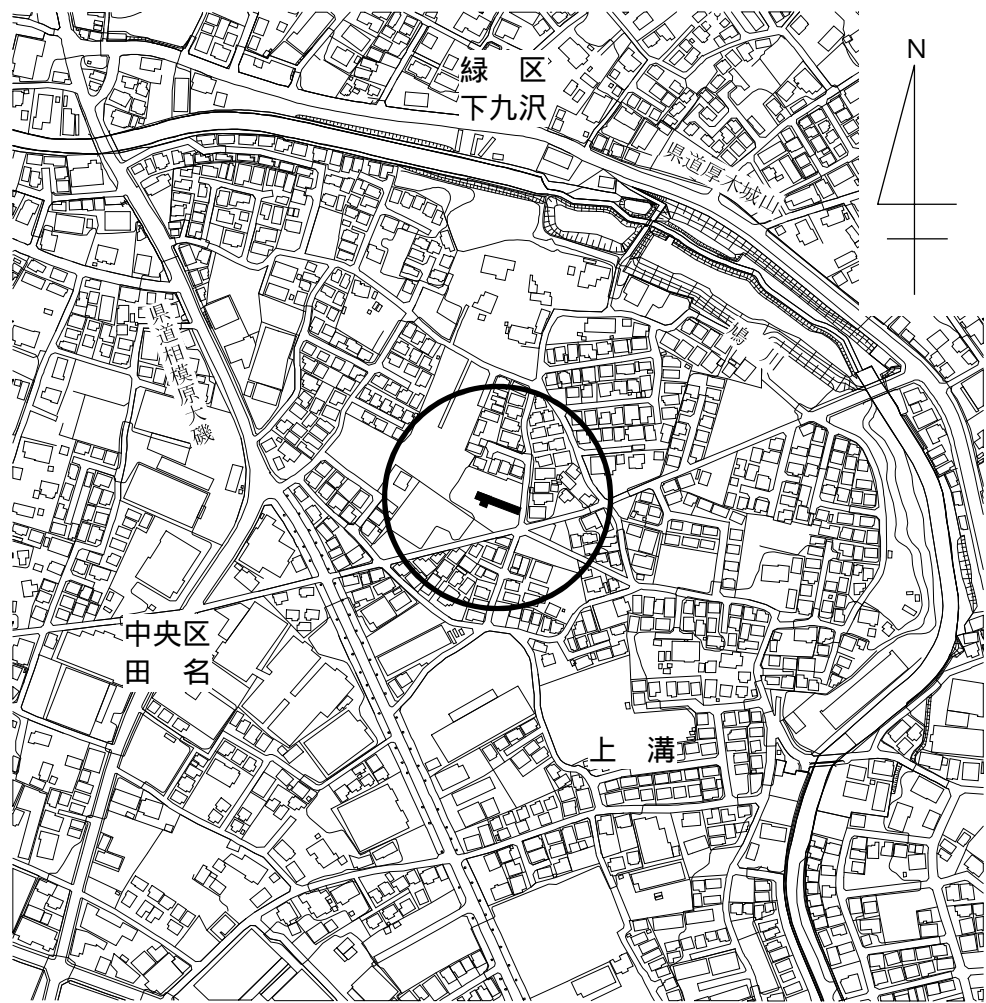


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 45m

別 図 7

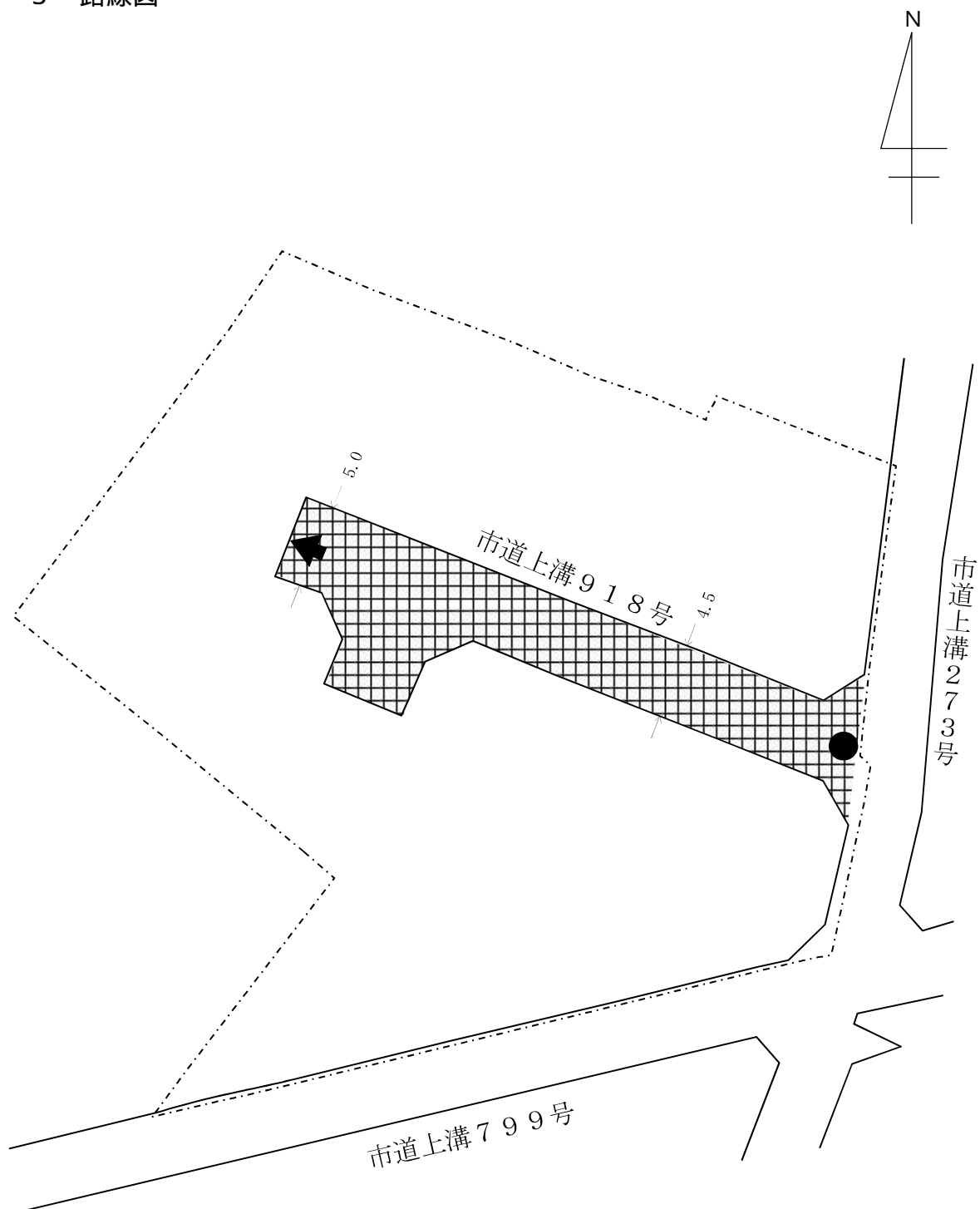
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝918号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝4509番2 外14筆
開発行為の面積	1,640.13㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

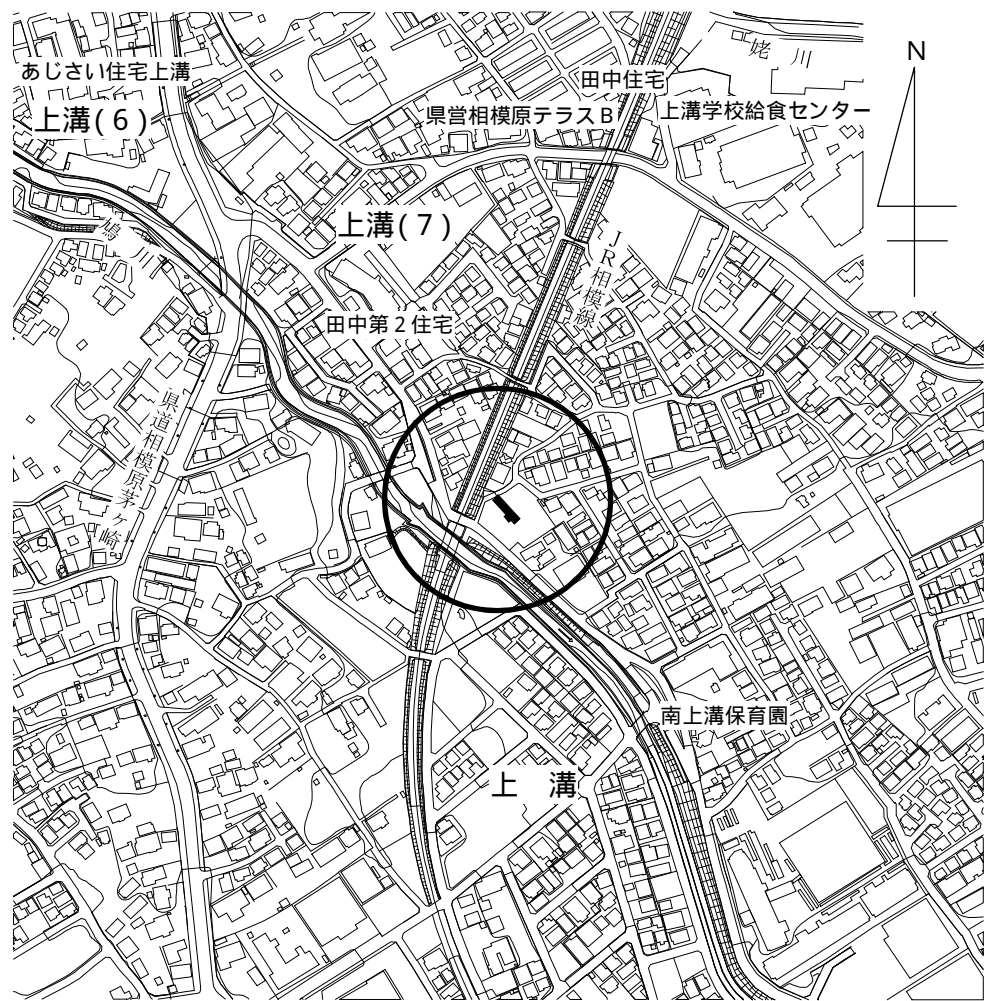


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5～5.0m
- 延長 40m

別 図 8

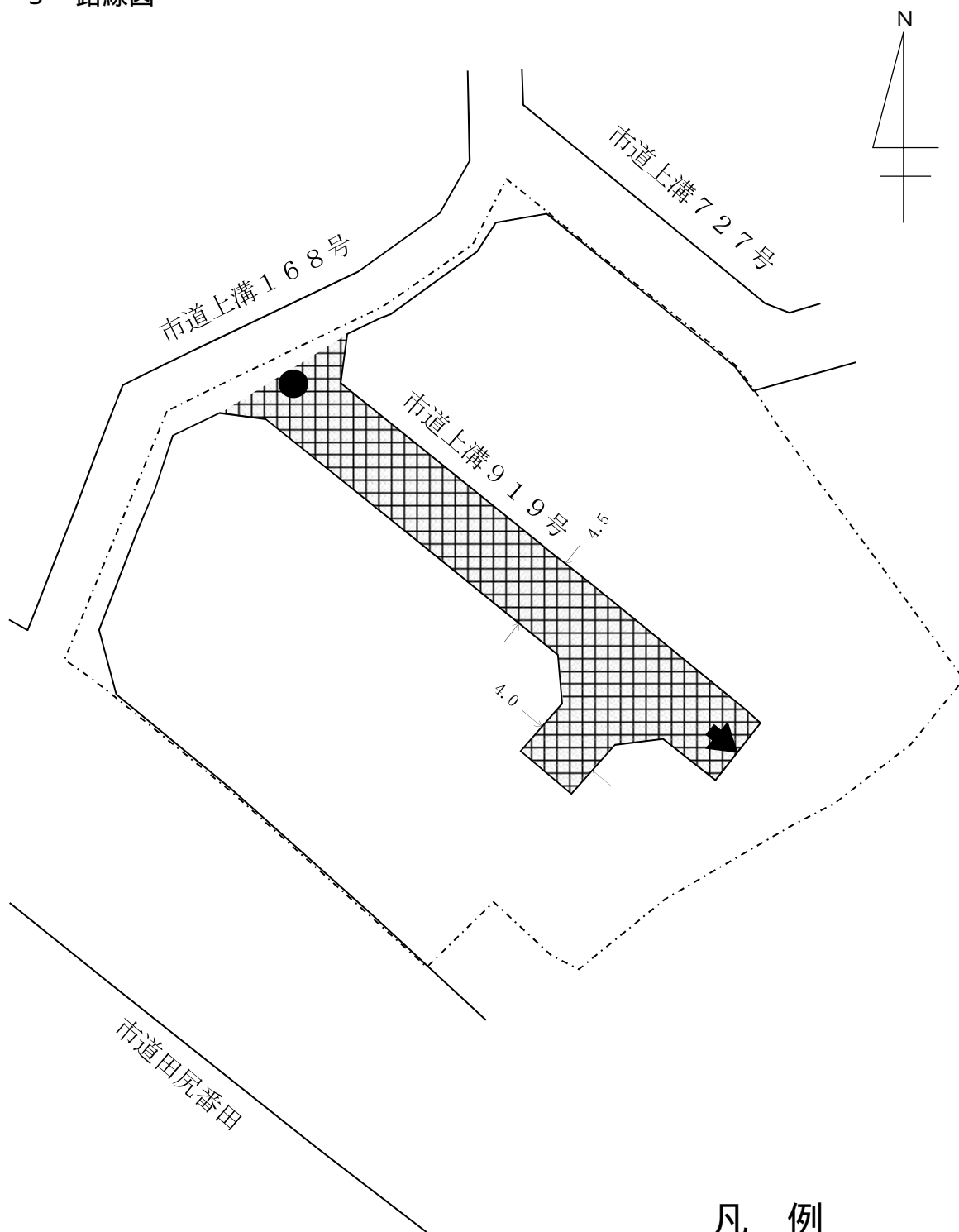
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝919号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝1965番1 外13筆
開発行為の面積	1,489.42㎡
予定建築物の用途等	専用住宅11宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

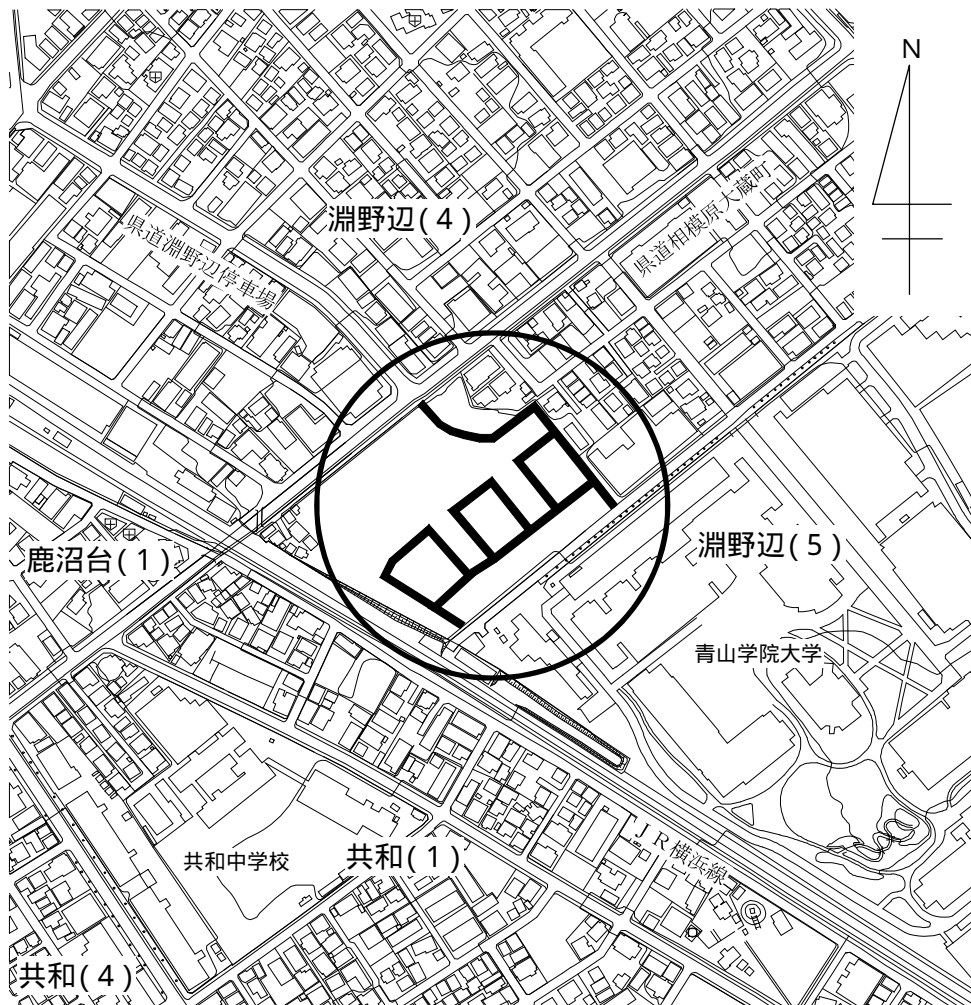


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 41m

別 図 9

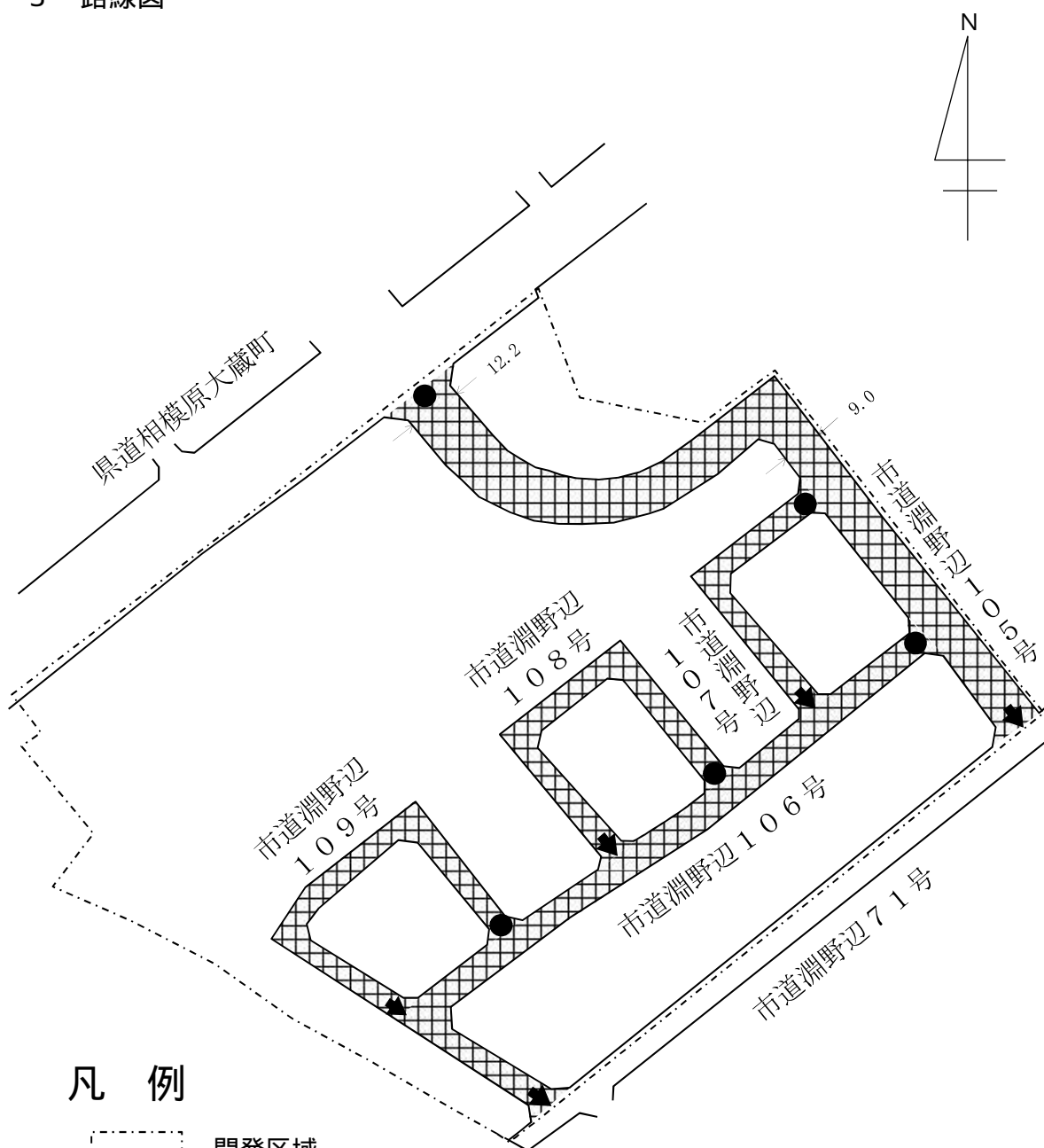
1 案内図



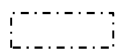
2 道路の概要

路線名	淵野辺105号	淵野辺106号、淵野辺107号、 淵野辺108号、淵野辺109号
認定の理由	開発行為による帰属	
開発行為の所在	中央区淵野辺5丁目922番1 外107筆	
開発行為の面積	21,400.73m ²	
予定建築物の用途等	専用住宅80宅地、商業施設	
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域・近隣商業地域)	
路面の状況	舗装、側溝あり	
備考	片隅切	

3 路線図



凡 例



開発区域



認定路線

市道淵野辺105号

幅員 9.0 ~ 12.2m

延長 173m

市道淵野辺106号

幅員 6.0m

延長 165m

市道淵野辺107号

幅員 5.0m

延長 63m

市道淵野辺108号

幅員 5.0m

延長 94m

市道淵野辺109号

幅員 5.0m

延長 96m

別 図 1 0

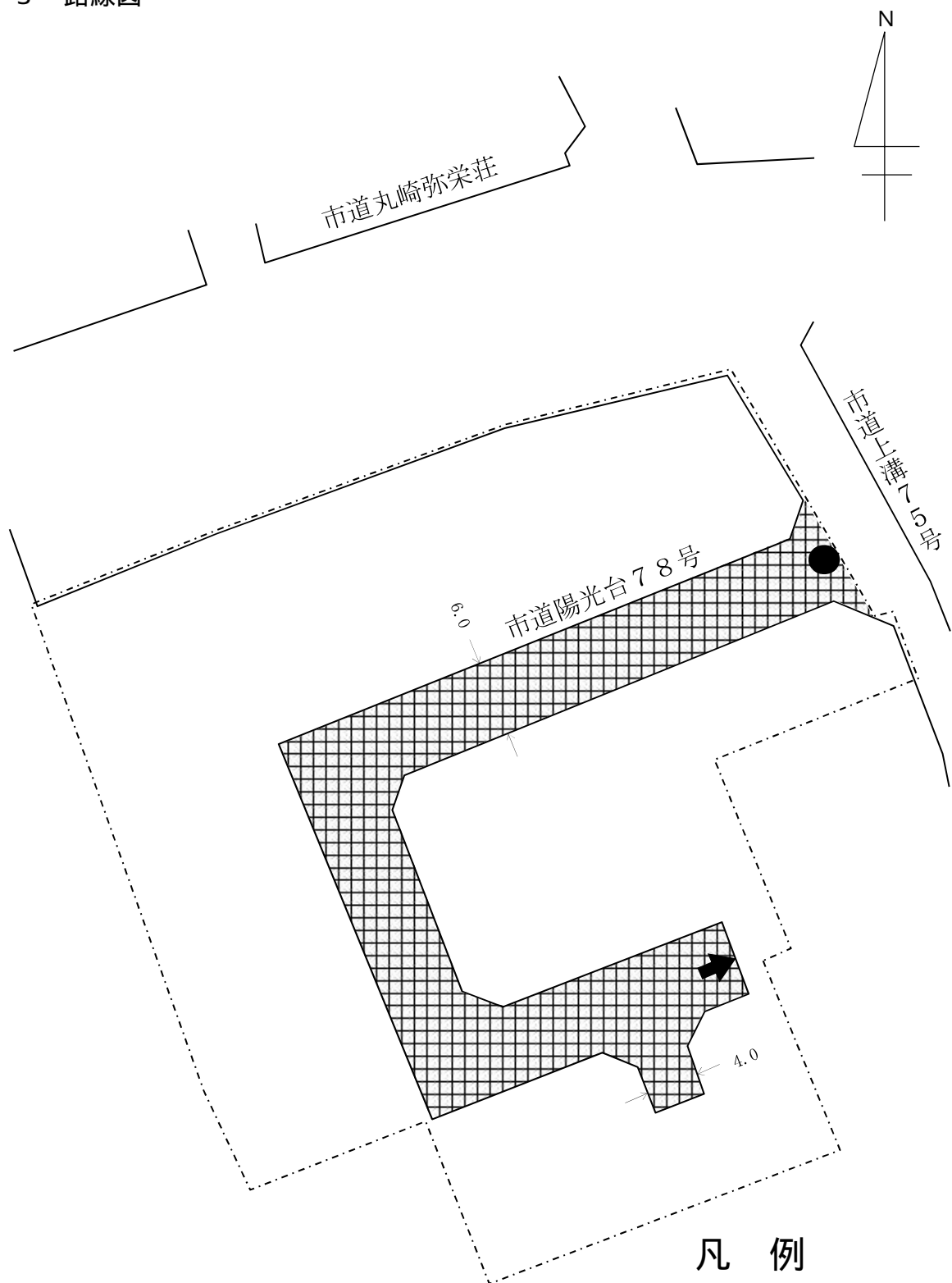
1 案内図



2 道路の概要

路線名	陽光台78号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区陽光台4丁目5792番1 外19筆
開発行為の面積	2,923.16㎡
予定建築物の用途等	専用住宅18宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例



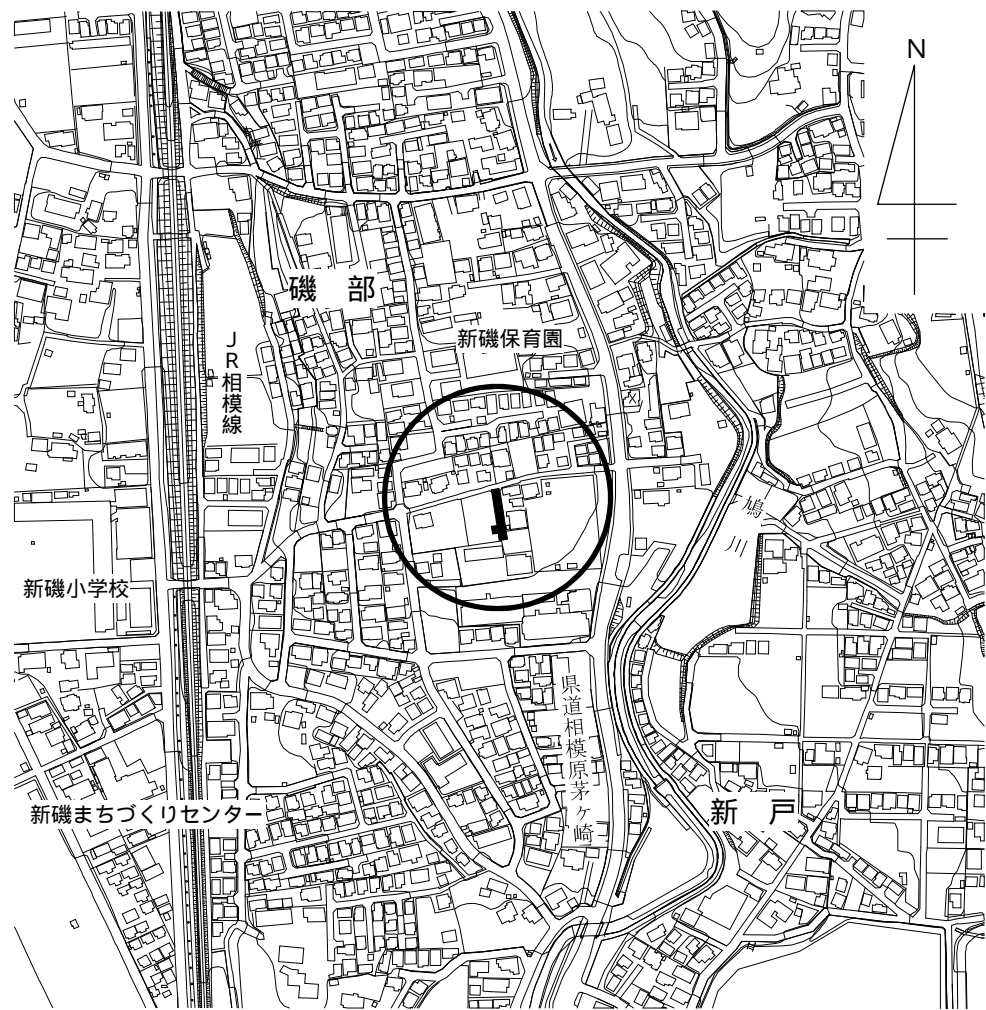
認定路線

幅員 4.0～6.0m

延長 94m

別 図 1 1

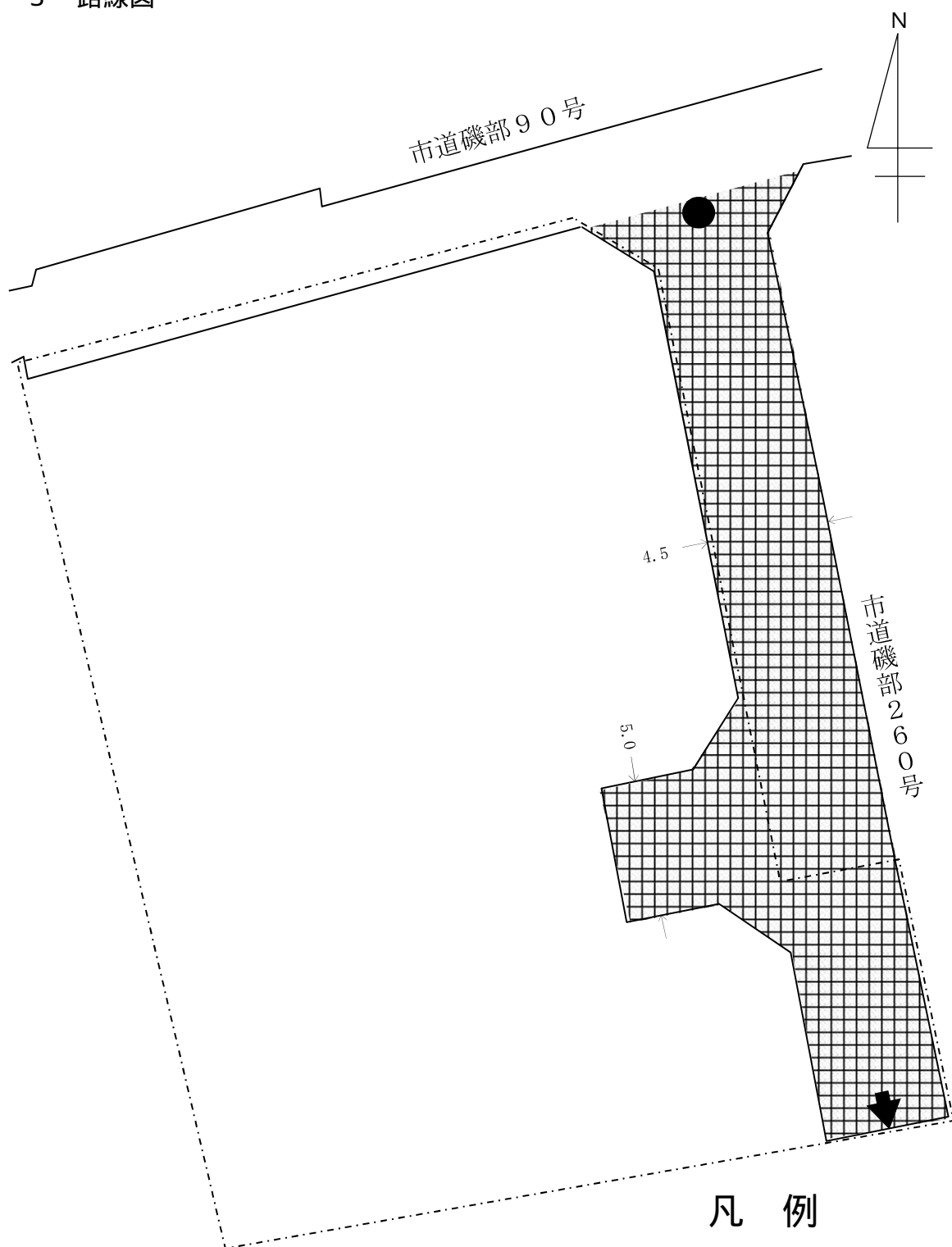
1 案内図



2 道路の概要

路線名	磯部260号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区磯部1157番1 外12筆
開発行為の面積	829.21㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 41m

別 図 1 2

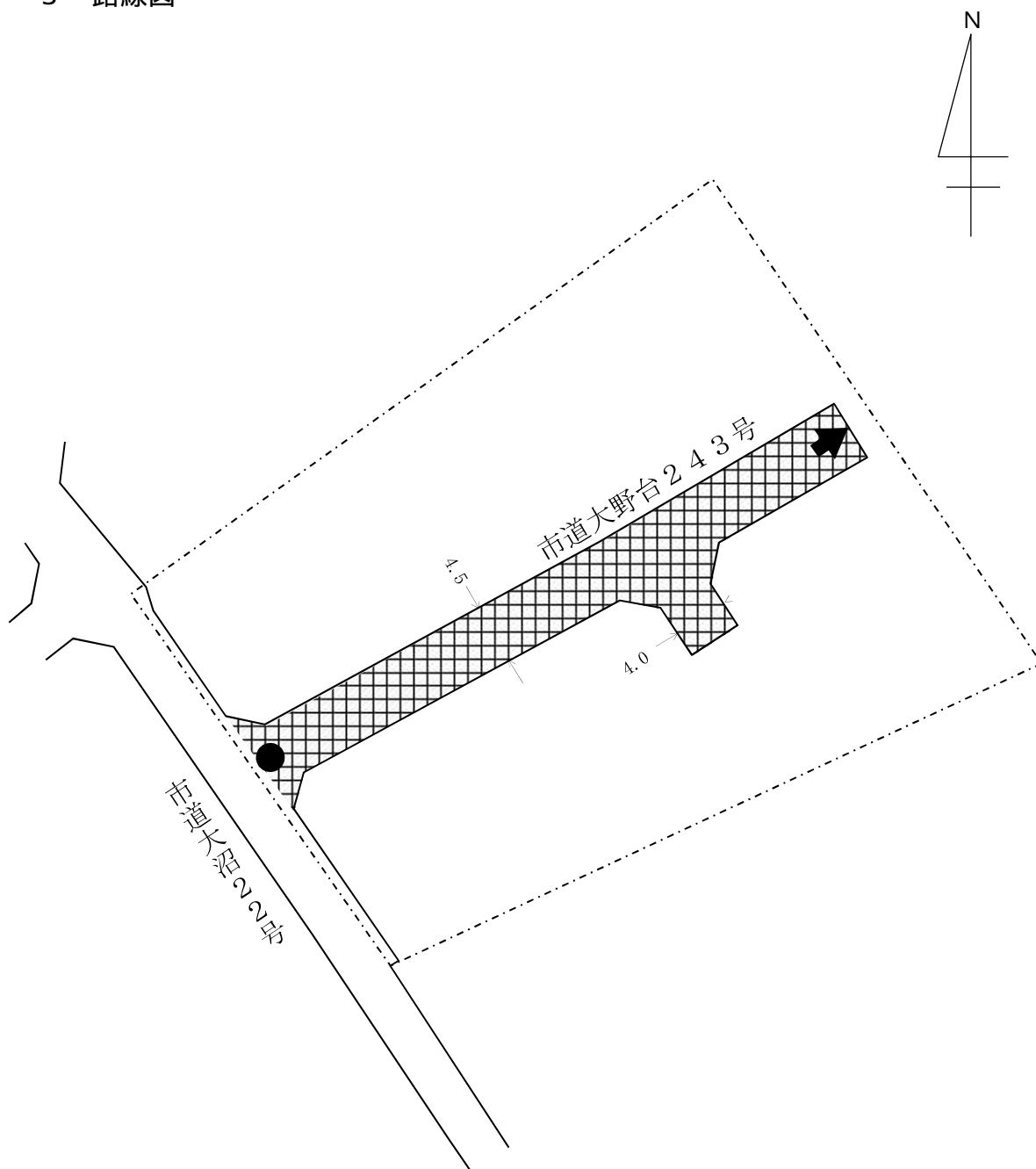
1 案内図



2 道路の概要

路線名	大野台243号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区大野台1丁目2428番1 外17筆
開発行為の面積	2,013.34㎡
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

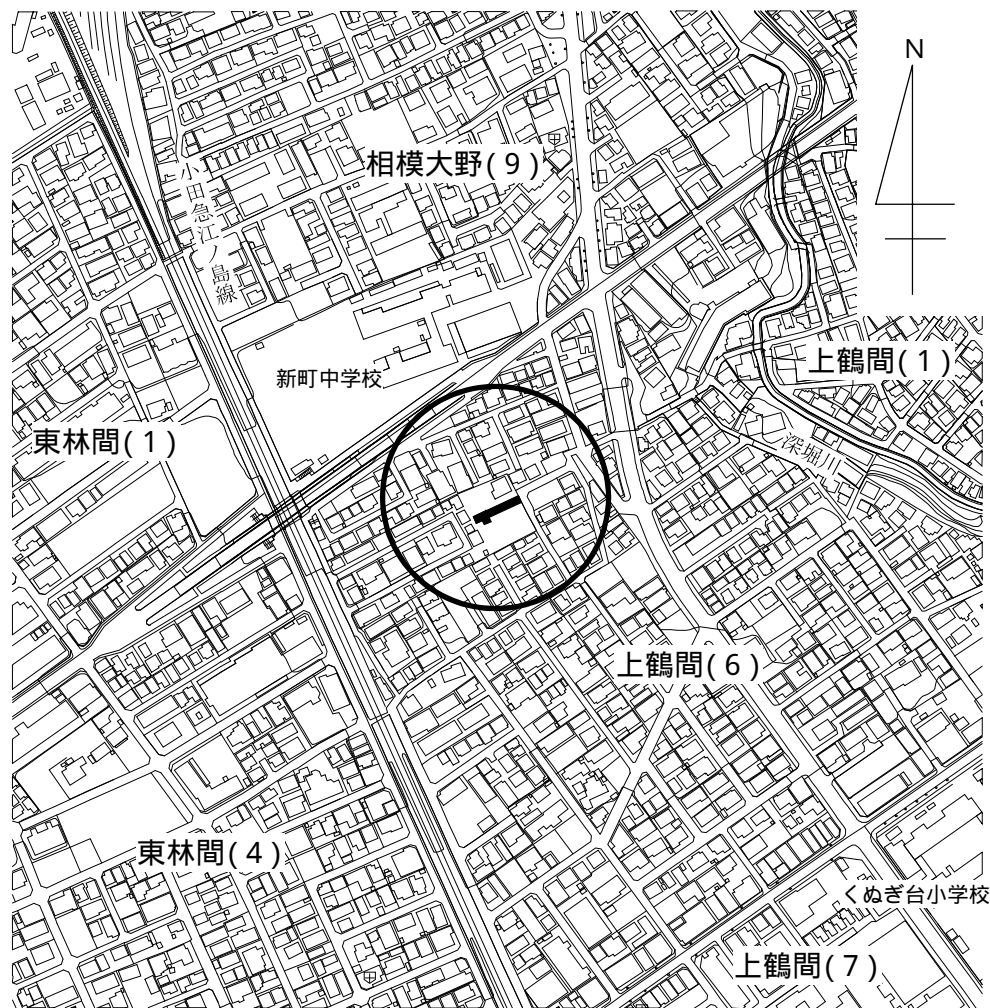


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 55m

別 図 1 3

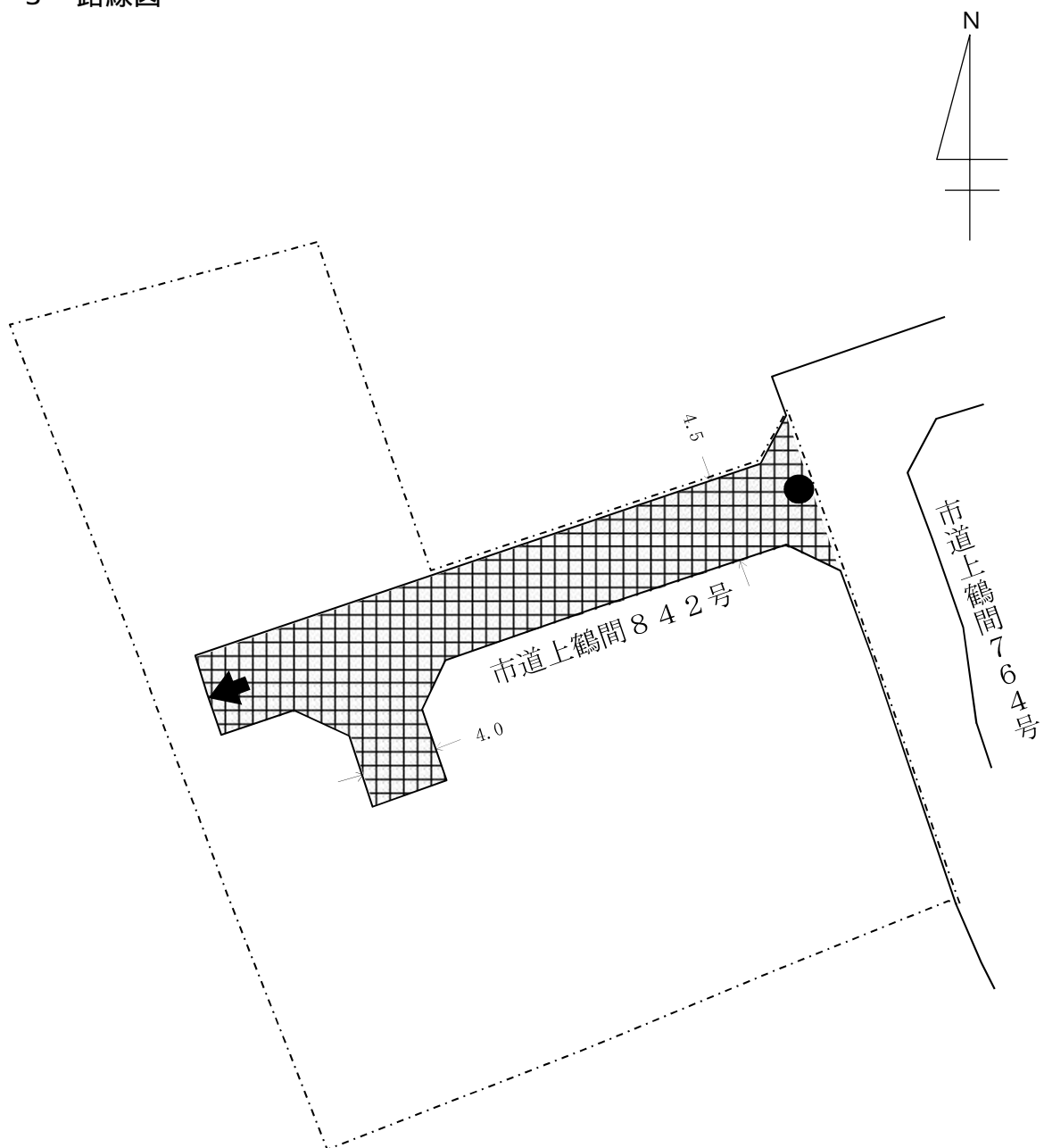
1 案内図



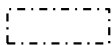
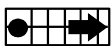
2 道路の概要

路線名	上鶴間842号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間6丁目1581番48 外10筆
開発行為の面積	1,215.57㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 38m

別 図 1 4

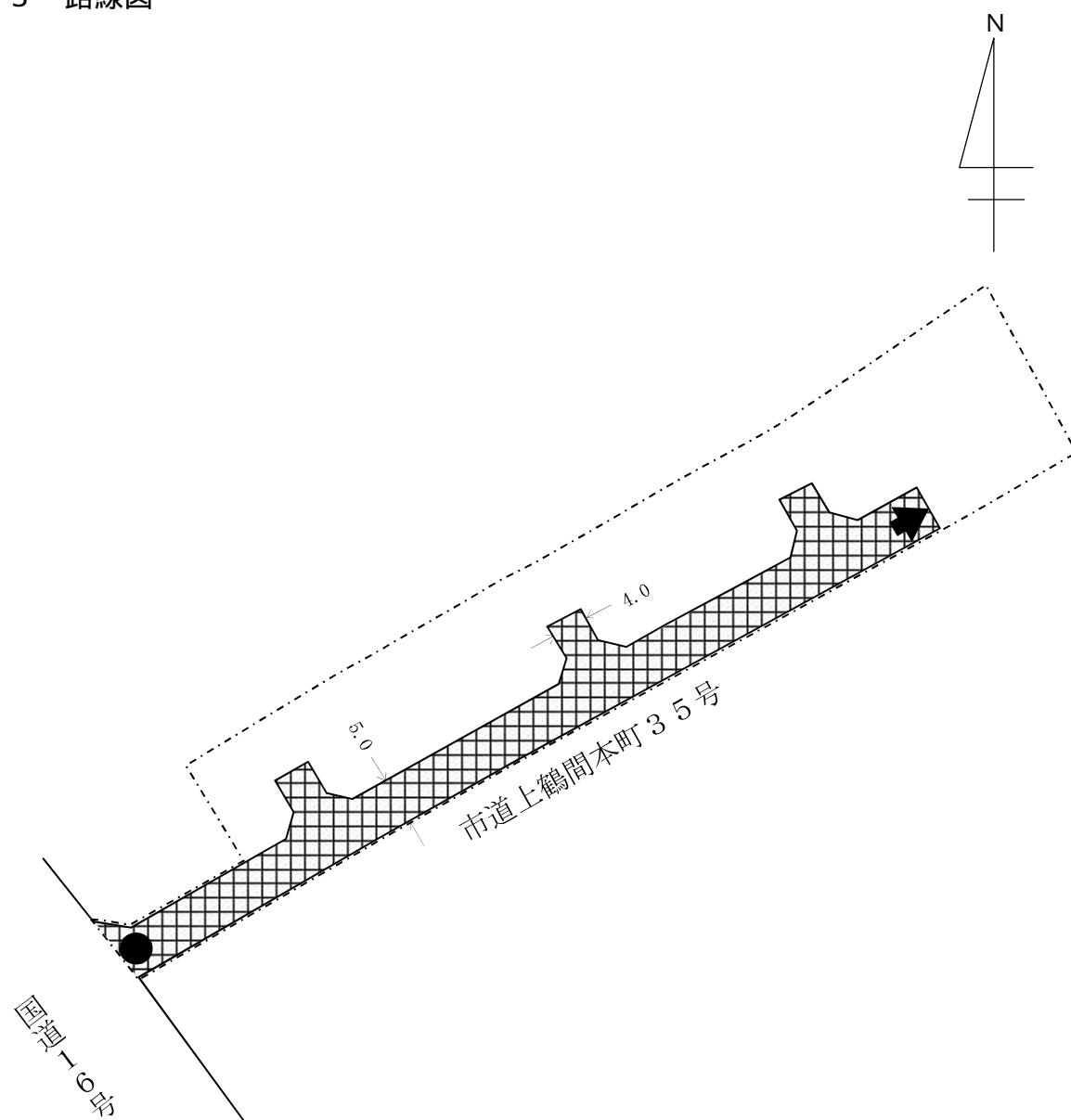
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上鶴間本町35号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町1丁目3293番1 外13筆
開発行為の面積	1,922.35㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域・ 準住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

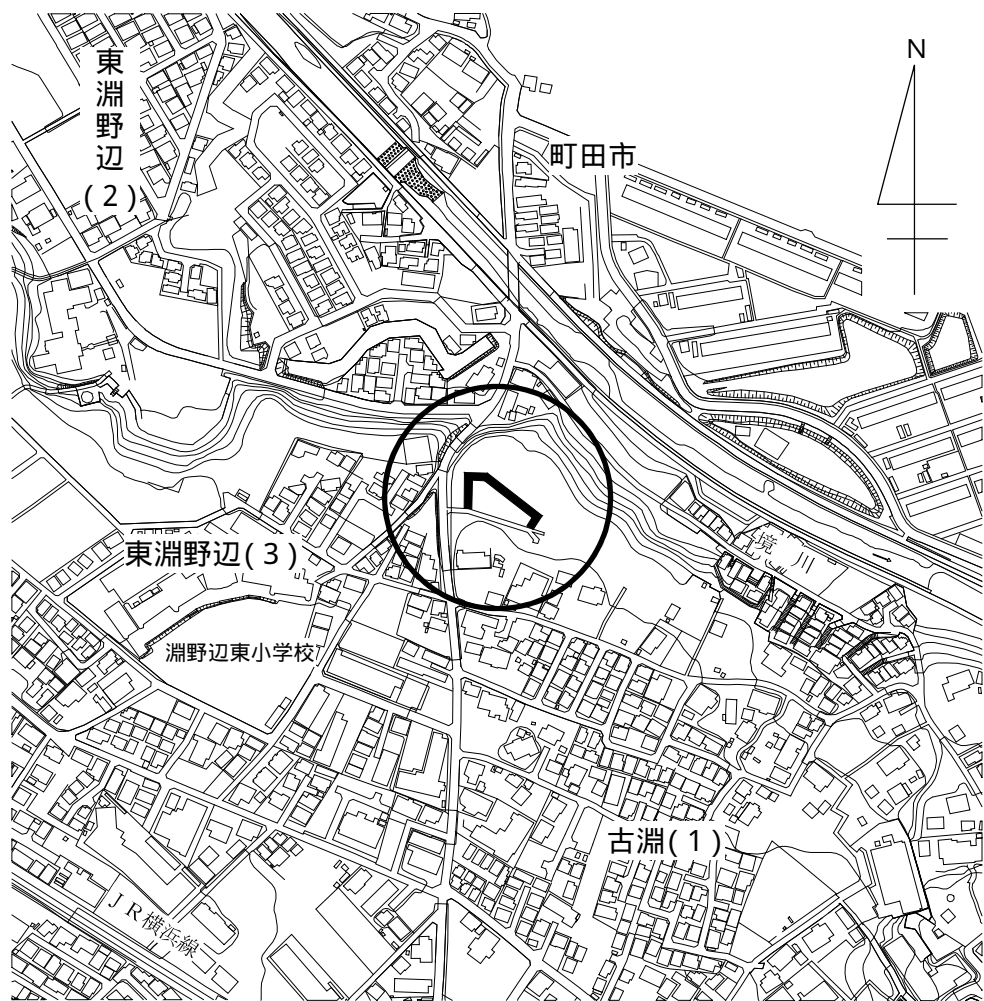


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 4.0～5.0m
- 延長 117m

別 図 1 5

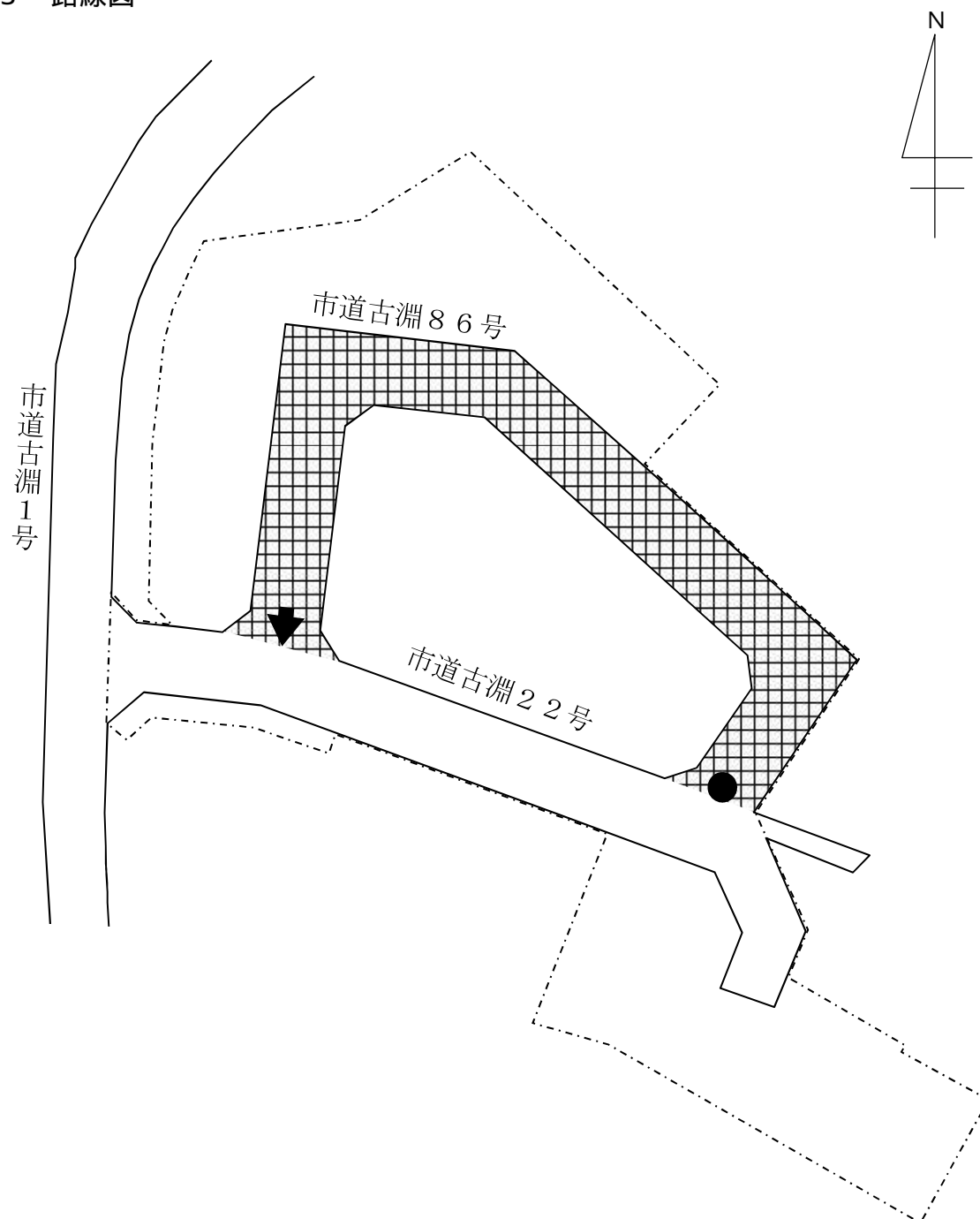
1 案内図



2 道路の概要

路線名	古淵86号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区古淵1丁目1487番1 外29筆
開発行為の面積	2,979.94㎡
予定建築物の用途等	専用住宅16宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

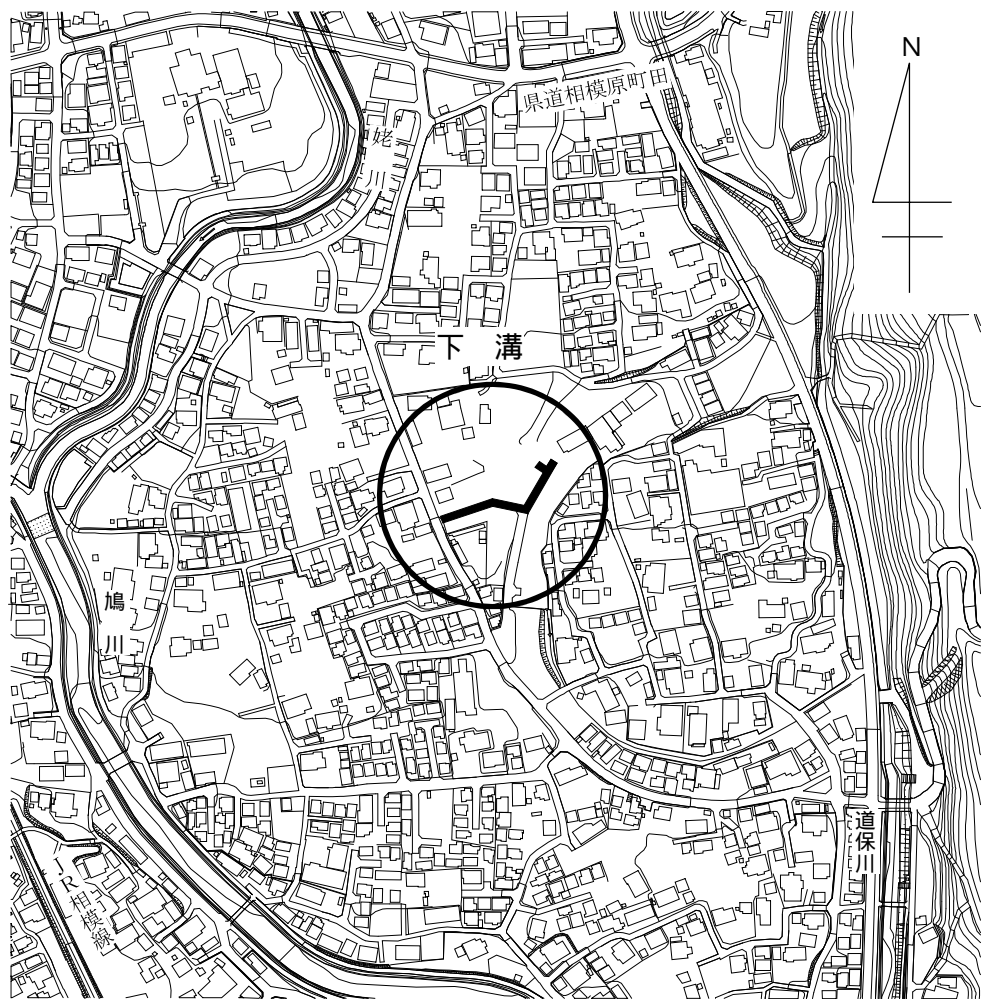


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 6.0m
- 延長 89m

別 図 1 6

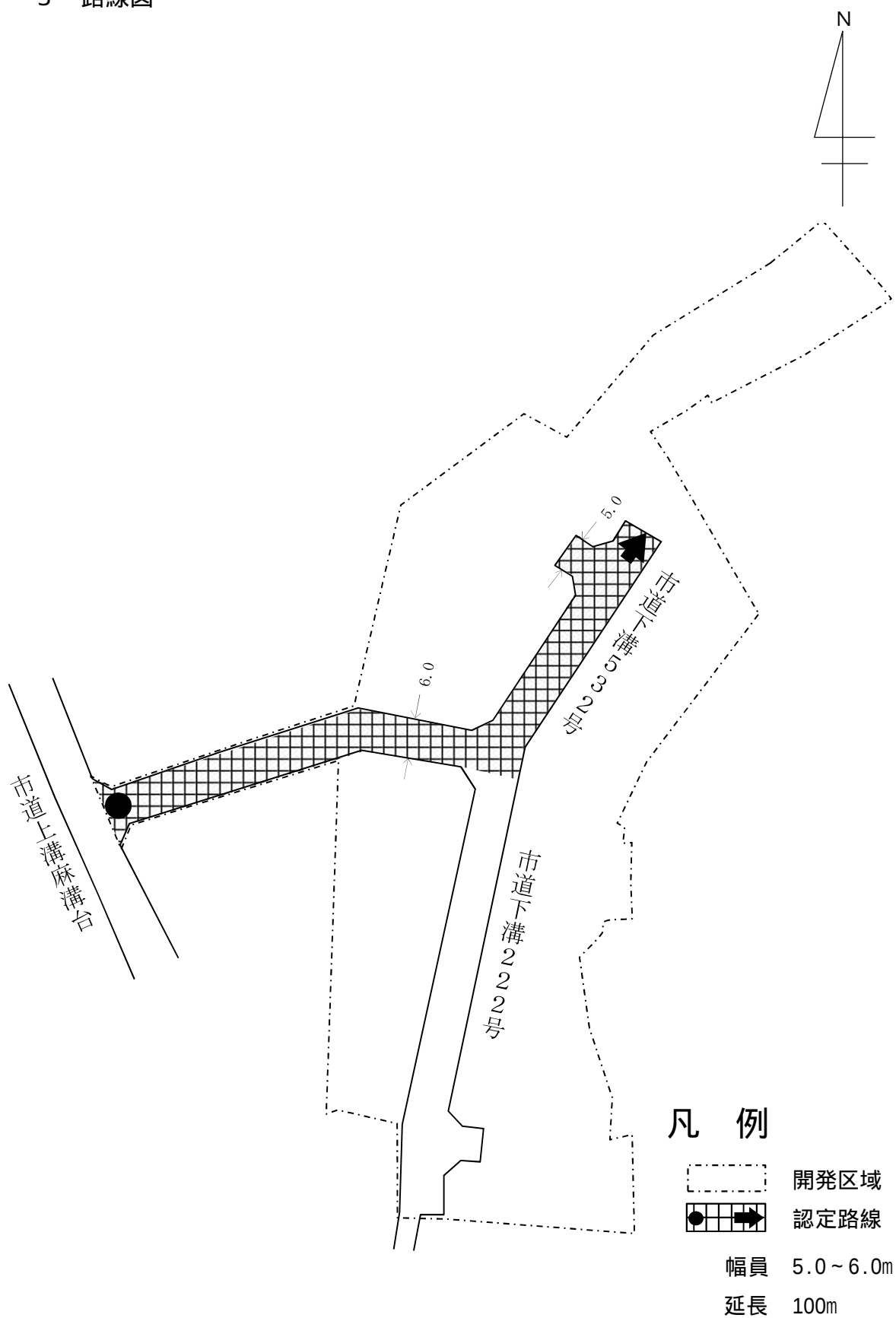
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下溝532号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝1962番1 外124筆
開発行為の面積	5,411.96㎡
予定建築物の用途等	専用住宅27宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 1 7

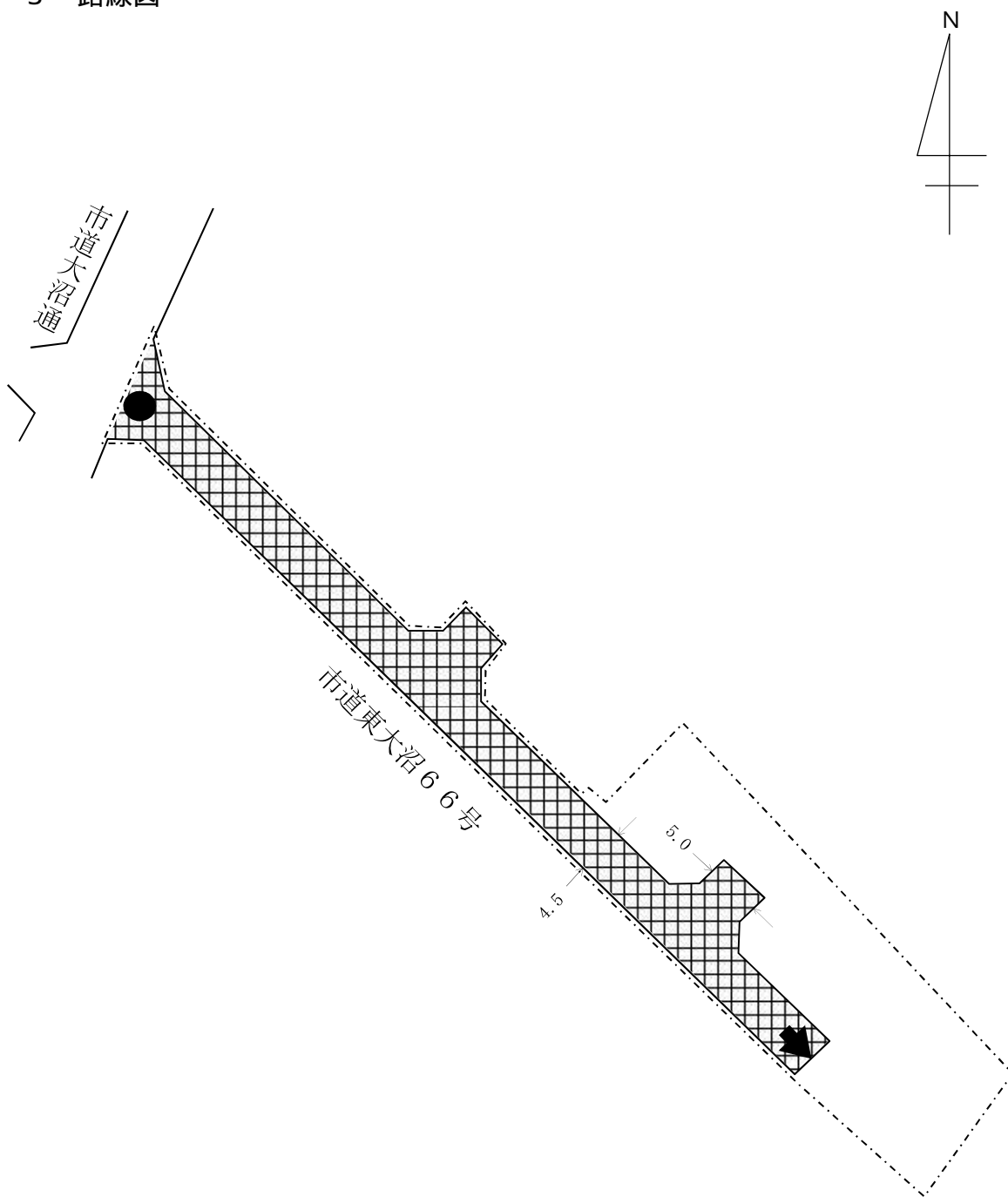
1 案内図



2 道路の概要

路線名	東大沼66号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区東大沼1丁目3287番4 外13筆
開発行為の面積	975.04㎡
予定建築物の用途等	専用住宅4宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域・ 第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

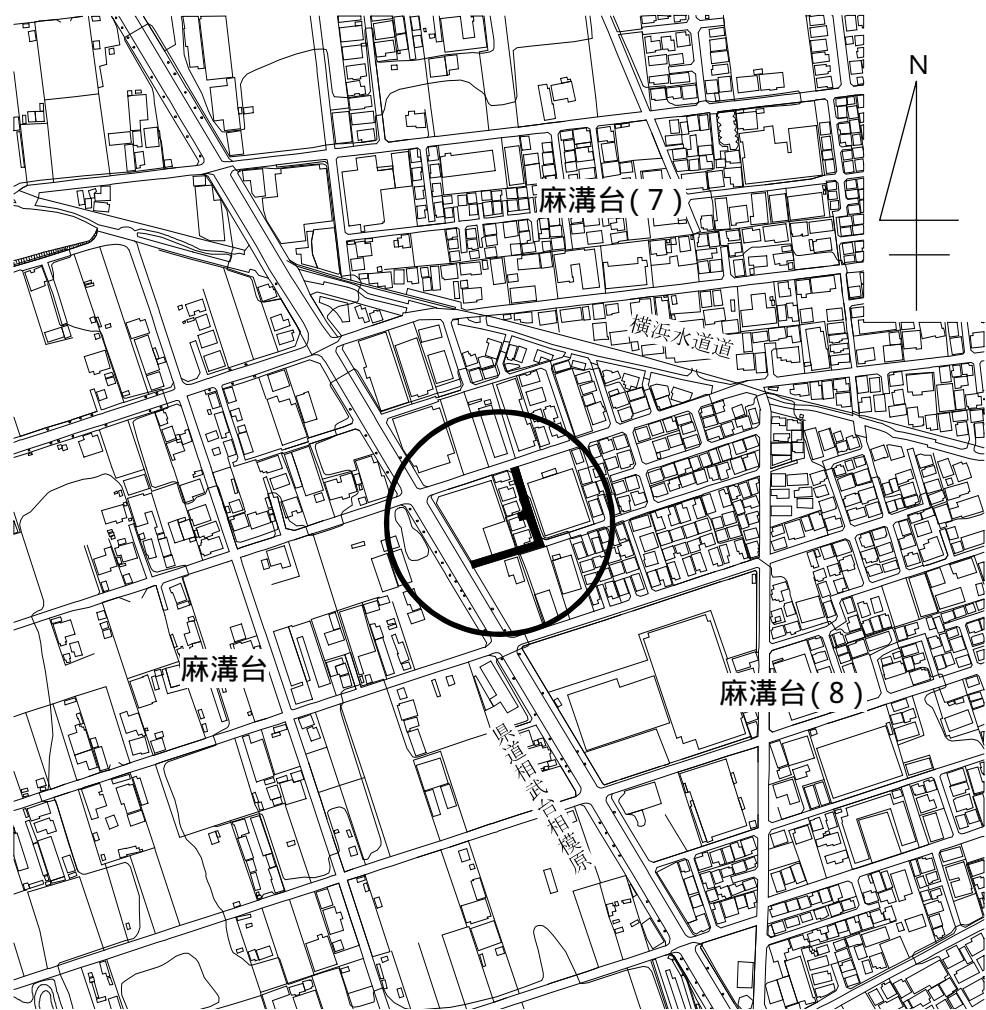


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 98m

別 図 1 8

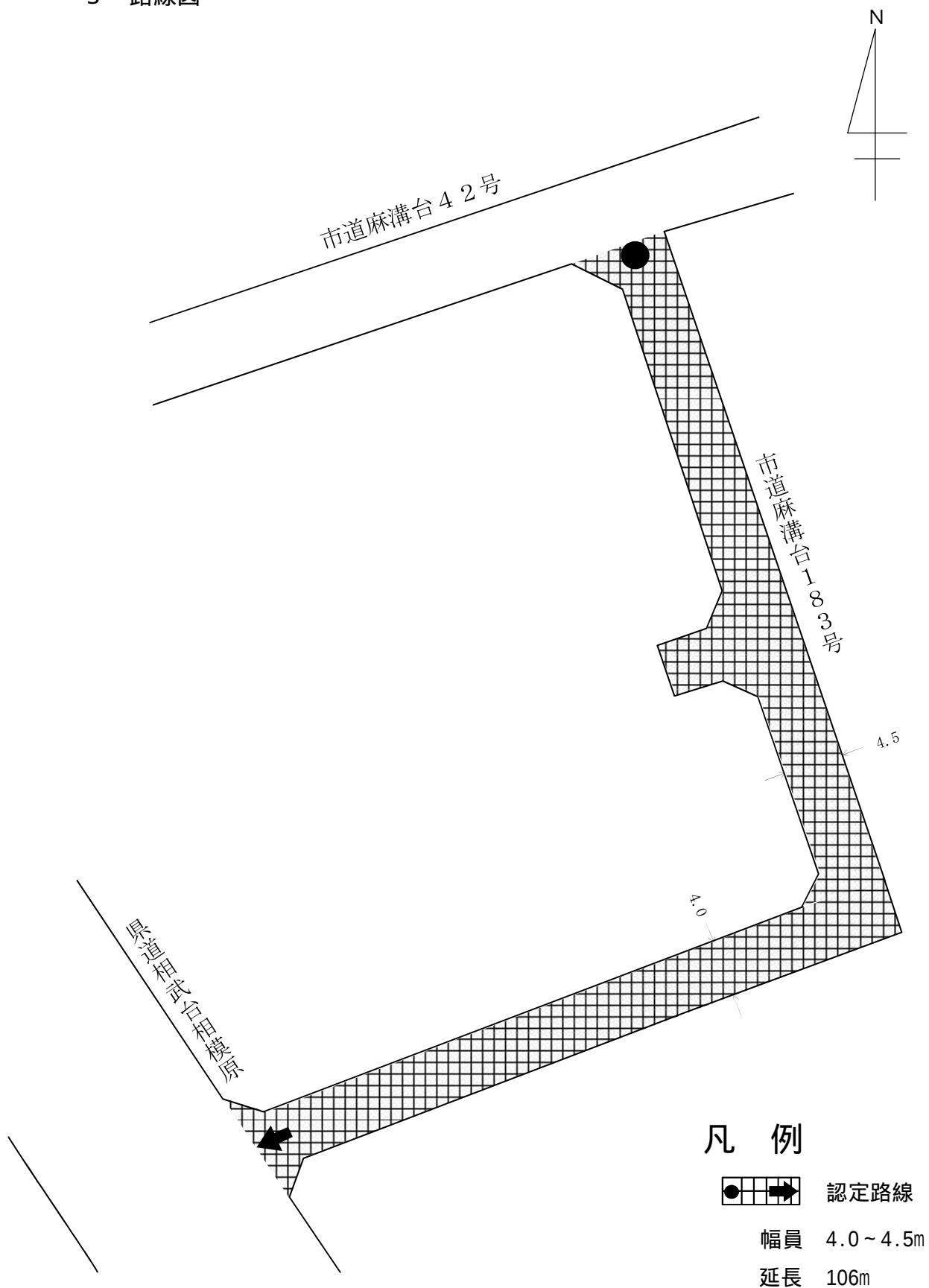
1 案内図



2 道路の概要

路線名	麻溝台183号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区麻溝台8丁目3013番1 外1筆
受納面積	268.24㎡
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



別 図 1 9

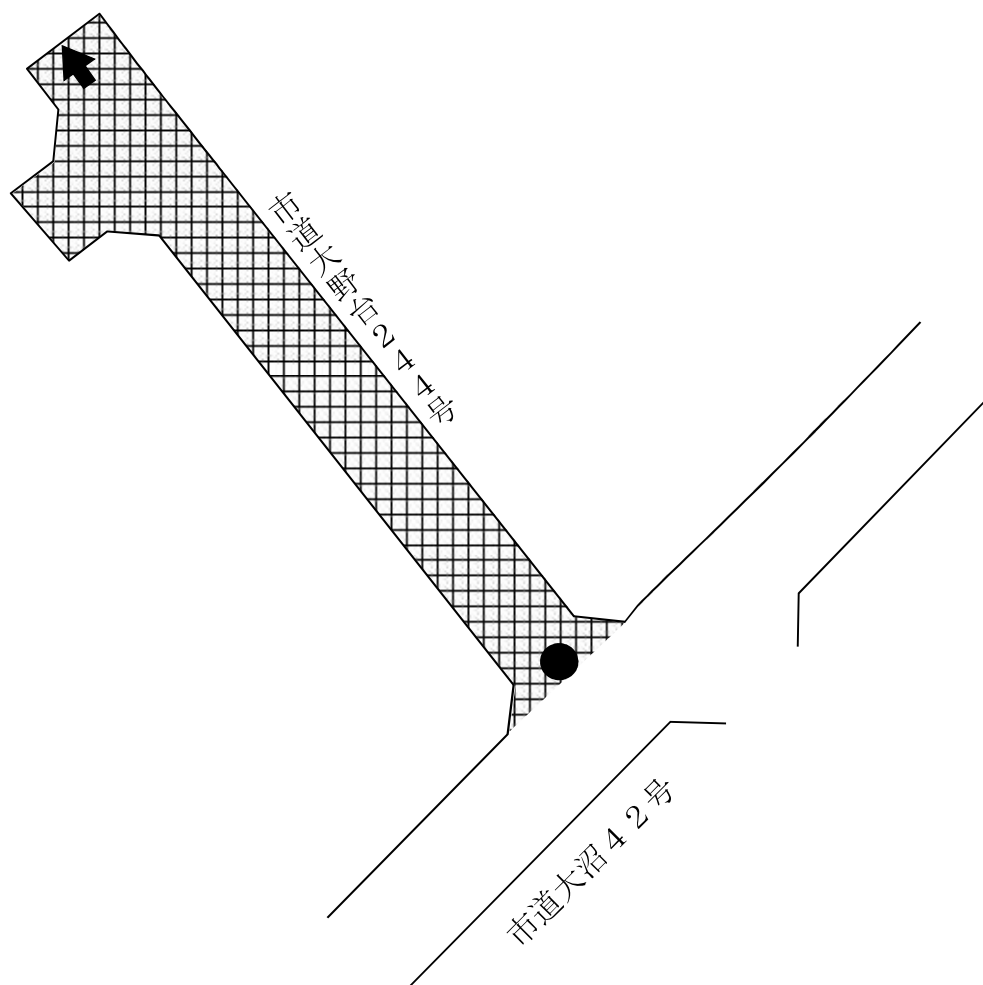
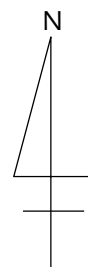
1 案内図



2 道路の概要

路線名	大野台244号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区大野台6丁目2210番877 外1筆
受納面積	90.38㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例



認定路線

幅員 5.0m

延長 51m

平成 28 年度相模原市下水道事業会計資本金の額の減少について

平成 28 年度相模原市下水道事業会計資本金 98,818,781,624 円の
うち 493,736,970 円を減少し、利益剰余金へ振り替える。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

提案の理由

平成 28 年度相模原市下水道事業会計における資本金の額を減少し、利益剰余金への振替をいたしたく、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 4 項の規定により提案するものである。

平成 28 年度相模原市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 28 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為補正)

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
道 路 境 界 確 定 事 業 (緑 土 木 事 務 所 分)	平成28年度	0
	平成29年度	4,000
道 路 境 界 確 定 事 業 (津 久 井 土 木 事 務 所 分)	平成28年度	0
	平成29年度	5,000
道 路 境 界 確 定 事 業 (南 土 木 事 務 所 分)	平成28年度	0
	平成29年度	5,000
道 路 維 持 補 修 費 (市 道 関 野 下 小 淵)	平成28年度	0
	平成29年度	23,555
道 路 維 持 補 修 費 (相模原駅南口バスロータリー)	平成28年度	0
	平成29年度	15,000
道 路 維 持 補 修 費 (緑 土 木 事 務 所 分)	平成28年度	0
	平成29年度	15,000
道 路 維 持 補 修 費 (津 久 井 土 木 事 務 所 分)	平成28年度	0
	平成29年度	5,000
道 路 維 持 補 修 費 (中 央 土 木 事 務 所 分)	平成28年度	0
	平成29年度	30,000
道 路 維 持 補 修 費 (南 土 木 事 務 所 分)	平成28年度	0
	平成29年度	30,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	平成28年度	0
	平成29年度	5,000
道 路 改 良 事 業 (県 道 4 6 号 (相 模 原 茅 ヶ 崎))	平成28年度	0
	平成29年度	24,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
道 路 改 良 事 業 (市道上青根上野田釜立)	平成28年度	0
	平成29年度	15,088
道 路 改 良 事 業 (市道淵野辺10号)	平成28年度	0
	平成29年度	5,000
道 路 改 良 事 業 (市道古淵1号)	平成28年度	0
	平成29年度	8,000
狭あい道路等整備事業 (市道上溝68号)	平成28年度	0
	平成29年度	11,000
狭あい道路等整備事業 (市道南台15号ほか1)	平成28年度	0
	平成29年度	15,574
狭あい道路等整備事業 (緑土木事務所分)	平成28年度	0
	平成29年度	9,000
狭あい道路等整備事業 (中央土木事務所分)	平成28年度	0
	平成29年度	7,500
狭あい道路等整備事業 (南土木事務所分)	平成28年度	0
	平成29年度	5,000
準用河川姥川改修事業	平成28年度	0
	平成29年度	37,779
小 学 校 工 事 設 計 等 委 託	平成28年度	0
	平成29年度	77,900
中 学 校 工 事 設 計 等 委 託	平成28年度	0
	平成29年度	46,800

平成 28 年度相模原市一般会計補正予算(第 6 号)

平成 28 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 264,497,000 千円に歳入歳出それぞれ 656,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 265,153,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表地方債補正」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
34 国有提供施設等所在 市長村助成交付金		千円 1,235,000	千円 75,993	千円 1,310,993
	5 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1,235,000	75,993	1,310,993
50 使用料及び手数料		5,684,560	9,377	5,693,937
	5 使用料	3,818,285	10,177	3,828,462
	10 手数料	1,866,275	△800	1,865,475
55 国庫支出金		49,038,196	△493,820	48,544,376
	5 国庫負担金	39,713,254	4,919	39,718,173
	10 国庫補助金	9,018,973	△498,739	8,520,234
60 県支出金		14,248,112	193,727	14,441,839
	10 県補助金	2,937,724	193,727	3,131,451
65 財産収入		381,835	25,778	407,613
	5 財産運用収入	155,249	10,278	165,527
	10 財産売却収入	226,586	15,500	242,086
70 寄附金		114,870	15,000	129,870
	5 寄附金	114,870	15,000	129,870
75 繰入金		9,141,312	△261,088	8,880,224
	10 基金繰入金	9,082,831	△261,088	8,821,743
80 繰越金		2,953,653	176,879	3,130,532
	5 繰越金	2,953,653	176,879	3,130,532
85 諸収入		16,806,274	△255,046	16,551,228
	15 貸付金元利収入	11,530,200	△209,588	11,320,612
	25 雑入	3,568,994	△45,458	3,523,536
90 市債		20,142,600	1,169,200	21,311,800
	5 市債	20,142,600	1,169,200	21,311,800
歳 入 合 計		264,497,000	656,000	265,153,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		千円 1,008,520	千円 △4,408	千円 1,004,112
	5 議会費	1,008,520	△4,408	1,004,112
10 総務費		24,082,401	423,437	24,505,838
	5 総務管理費	14,487,864	526,735	15,014,599
	10 徴税費	2,244,416	△21,783	2,222,633
	13 市民生活費	6,536,980	△69,594	6,467,386
	15 選挙費	367,415	△11,921	355,494
15 民生費		120,508,780	△356,736	120,152,044
	5 社会福祉費	50,076,288	△70,387	50,005,901
	10 児童福祉費	45,706,730	△283,890	45,422,840
	15 生活保護費	24,725,762	△2,459	24,723,303
20 衛生費		22,301,819	△108,317	22,193,502
	5 保健衛生費	11,566,817	△27,103	11,539,714
	10 清掃費	10,078,260	△71,068	10,007,192
	15 環境保全費	656,742	△10,146	646,596
30 農林水産業費		840,583	165,903	1,006,486
	5 農業費	722,126	169,313	891,439
	10 林業費	118,457	△3,410	115,047
35 商工費		13,754,098	△470,676	13,283,422
	5 商工費	13,754,098	△470,676	13,283,422
40 土木費		25,246,438	1,165,537	26,411,975
	5 道路橋りょう費	9,399,844	△52,792	9,347,052
	10 河川費	1,216,752	136,548	1,353,300
	15 都市計画費	11,155,155	178,560	11,333,715
	20 公園費	2,632,040	909,170	3,541,210
	25 住宅課	842,647	△5,949	836,698
45 消防費		7,649,514	188,947	7,838,461
	5 消防費	7,649,514	188,947	7,838,461
50 教育費		22,987,899	△347,687	22,640,212
	5 教育総務費	4,662,507	△49,205	4,613,302
	10 小学校費	7,501,709	△61,100	7,440,609
	15 中学校費	4,727,929	△140,219	4,587,710
	18 幼稚園費	1,355,401	△7,605	1,347,796
	20 社会教育費	3,066,003	△89,558	2,976,445
歳 出 合 計		264,497,000	656,000	265,153,000

第2表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
50 教育費	20 社 会 教育費	相 武 台 ま ち づ く り セ ン タ ー ・ 公 民 館 整 備 事 業	千円 637,300	27	千円 401,200	千円 620,446	27	千円 401,200
				28	236,100		28	219,246

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	防災情報通信関連経費	13,411
	13 市民生活費	戸籍住民事務運営費	53,983
15 民生費	5 社会福祉費	障害者施設設置運営等対策事業	110,800
30 農林水産業費	5 農業費	畜産振興対策事業	177,496
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路維持管理経費(路面復旧負担金)	3,996
		道路改良事業(市道相原76号道路改良事業ほか2)	725,044
		橋りょう長寿命化事業(城山大橋橋りょう修繕耐震補強工事ほか1)	70,150
	10 河川費	準用河川鳩川改修事業	37,000
	15 都市計画費	広域交流拠点推進事業	49,856
		バス対策事業	3,600
		都市計画道路等整備事業(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか4)	106,203
	20 公園費	相模総合補給廠共同使用区域整備事業	31,531
45 消防費	5 消防費	消防車両購入費	206,489

第4表 債務負担行為補正

変 更

事 項	期 間	限 度 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
中学校完全給食推進事業 (平成28年度設定分)	平成28年度	千円 134,704	千円 △ 438	千円 134,266
	平成29年度	515,477	△ 141,794	373,683
	平成30年度	515,477	△ 141,794	373,683
	平成31年度	515,477	△ 141,794	373,683
	平成32年度	515,477	△ 141,794	373,683
	平成33年度	360,836	△ 88,877	271,959

第5表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(総務債) 防災対策整備費	18,300	13,400	31,700
(民生債) 障害者福祉施設整備費	28,900	11,600	40,500
(衛生債) 塵芥処理施設建設費	366,800	△ 800	366,000
(農林水産業債) 農業施設整備費	24,800	△ 4,600	20,200
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 街路整備費 土地区画整理費	1,115,500 53,900 1,079,200 167,400 206,600	158,700 110,600 696,200 △ 2,000 △ 41,700	1,274,200 164,500 1,775,400 165,400 164,900
(消防債) 消防施設整備費	350,800	119,200	470,000
(教育債) 小学校整備費 中学校整備費 公民館建設費	2,159,700 1,894,000 242,800	△ 5,700 143,100 △ 28,800	2,154,000 2,037,100 214,000
計	20,142,600	1,169,200	21,311,800

平成 28 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 28 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額 92,600,000 千円に歳入歳出それぞれ 100,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,700,000 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 15,617,000	千円 25,000	千円 15,642,000
	5 国庫負担金	14,507,000	25,000	14,532,000
25 県支出金		4,698,000	25,000	4,723,000
	5 県負担金	553,000	25,000	578,000
30 共同事業交付金		20,800,000	50,000	20,850,000
	5 共同事業交付金	20,800,000	50,000	20,850,000
歳 入 合 計		92,600,000	100,000	92,700,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
25 共同事業拠出金		千円 20,900,100	千円 100,000	千円 21,000,100
	5 共同事業拠出金	20,900,100	100,000	21,000,100
歳 出 合 計		92,600,000	100,000	92,700,000

平成 28 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 28 年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額 45,320,000 千円から歳入歳出それぞれ 15,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,305,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金		千円 7,430,000	千円 △20,000	千円 7,410,000
	5 一般会計繰入金	6,830,000	△20,000	6,810,000
45 繰越金		0	5,000	5,000
	5 繰越金	0	5,000	5,000
歳 入 合 計		45,320,000	△15,000	45,305,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 1, 023, 973	千円 △20, 000	千円 1, 003, 973
	5 総務管理費	329, 266	△1, 000	328, 266
	10 徴収費	61, 071	△3, 000	58, 071
	15 介護認定審査会費	633, 636	△16, 000	617, 636
35 諸支出金		16, 000	5, 000	21, 000
	5 償還金及び還付加算金	16, 000	5, 000	21, 000
歳 出 合 計		45, 320, 000	△15, 000	45, 305, 000

平成 28 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成 28 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
5 麻溝台・新磯野 第一整備地区土 地区画整理事業 費	5 麻溝台・新磯野 第一整備地区土 地区画整理事業 費	土地地区画整理事業費	783,536

平成 28 年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 28 年度相模原市簡易水道事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 713,000 千円から歳入歳出それぞれ 124,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 589,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 180,000	千円 △41,000	千円 139,000
	10 国庫補助金	180,000	△41,000	139,000
30 繰入金		131,000	△28,000	103,000
	5 繰入金	131,000	△28,000	103,000
35 繰越金		10,000	17,770	27,770
	5 繰越金	10,000	17,770	27,770
40 諸収入		32	9,230	9,262
	10 雑入	32	9,230	9,262
45 市債		360,000	△82,000	278,000
	5 市債	360,000	△82,000	278,000
歳 入 合 計		713,000	△124,000	589,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 簡易水道事業費		千円 656,937	千円 △124,000	千円 532,937
	5 簡易水道事業費	656,937	△124,000	532,937
歳 出 合 計		713,000	△124,000	589,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
10 簡易水道事業費	5 簡易水道事業費	藤野簡易水道整備費(篠原浄水場新設工事)	120,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
簡易水道事業費	360,000	△ 82,000	278,000
計	360,000	△ 82,000	278,000

平成 28 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 28 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 2,659,000 千円に歳入歳出それぞれ 230,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,889,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 13, 000	千円 230, 000	千円 243, 000
	5 財産売払収入	13, 000	230, 000	243, 000
歳 入 合 計		2, 659, 000	230, 000	2, 889, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 公債費		千円 24, 000	千円 230, 000	千円 254, 000
	5 公債費	24, 000	230, 000	254, 000
歳 出 合 計		2, 659, 000	230, 000	2, 889, 000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
10 公共用地先行 取得事業費	5 公共用地先行 取得事業費	道路用地取得事業費 (都市計画道路相模大野線ほか4)	177,859

平成 28 年度相模原市公債管理特別会計補正予算(第 1 号)

平成 28 年度相模原市公債管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 40,968,000 千円に歳入歳出それぞれ 230,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,198,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		千円 36,059,100	千円 230,000	千円 36,289,100
	5 他会計繰入金	35,559,100	230,000	35,789,100
歳 入 合 計		40,968,000	230,000	41,198,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 公債費		千円 40,968,000	千円 230,000	千円 41,198,000
	5 公債費	40,968,000	230,000	41,198,000
歳 出 合 計		40,968,000	230,000	41,198,000

平成28年度相模原市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度相模原市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度相模原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
（1） 公共下水道整備事業(管渠)	3,618,685千円	△86,000千円	3,532,685千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	15,660,885千円	493,737千円	16,154,622千円
第1項 公共下水道営業費用	13,129,382千円	493,737千円	13,623,119千円
第2款 農業集落排水事業費用	46,762千円	3,437千円	50,199千円
第1項 農業集落排水営業費用	44,422千円	3,437千円	47,859千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 公共下水道資本的収入	7,184,396千円	△86,000千円	7,098,396千円
第1項 公共下水道企業債	3,570,100千円	△86,000千円	3,484,100千円
支 出			
第1款 公共下水道資本的支出	11,083,373千円	△86,000千円	10,997,373千円
第1項 公共下水道建設改良費	3,776,385千円	△86,000千円	3,690,385千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	相南地区雨水 幹線整備事業	千円		千円	千円		千円
				27	180,000		27	180,000
			520,000	28	340,000	500,000	28	254,000
							29	66,000

(企業債)

第6条 予算第5条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
公共下水道建設費充当	2,923,800千円	△86,000千円	2,837,800千円
合 計	3,986,500千円	△86,000千円	3,900,500千円

平成29年2月21日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例及び相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例及び相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例及び相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 6 号)の一部を次のように改正す
る。

第 1 7 9 条に次の 1 項を加える。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の
就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたもの
としなければならない。

第 1 8 0 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、
同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加え
る。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に
係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の
総額以上となるようにしなければならない。

第 180 条に次の 1 項を加える。

- 6 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第 184 条の次に次の 1 条を加える。

(運営規程)

第 184 条の 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第 180 条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第 185 条中「第 88 条から」の次に「第 90 条まで、第 92 条から」を加え、「第 185 条において準用する第 91 条」を「第 184 条の 2」に改め、「、第 91 条中「第 94 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 94 条」とを削る。

(相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 24 年相模原市条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

第 72 条の次に次の 1 条を加える。

(運営規程)

第 72 条の 2 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(6) 就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第 80 条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

(7) 通常の事業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

第 79 条に次の 1 項を加える。

3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第 80 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 85 条中「、第 37 条」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 5 号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)の改正に伴い、指定就労継続支援 A 型事業者等について、利用者への就労の機会の提供並びに賃金及び工賃に係る規定の追加並びに運営規程に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 40 号関係資料

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例及び相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 利用者への就労の機会の提供に係る規定の追加(第1条(第179条)及び第2条(第79条)関係)

指定就労継続支援A型事業者及び就労継続支援A型事業者(以下「指定就労継続支援A型事業者等」という。)について、就労の機会を提供するに当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこととするもの

(2) 利用者への賃金及び工賃に係る規定の追加(第1条(第180条)及び第2条(第80条)関係)

ア 指定就労継続支援A型事業者等について、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が利用者への賃金の総額以上となるようにしなければならないこととするもの

イ 指定就労継続支援A型事業者について、利用者への賃金及び工賃の支払に、原則として、自立支援給付費を充ててはならないこととするもの

(3) 運営規程に係る規定の改正(第1条(第184条の2)及び第2条(第72条の2)関係)

指定就労継続支援A型事業者等が定める運営規程について、生産活動の内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間に係る規定を加えることとするもの

就労継続支援A型事業

一般企業等における就労が困難な障害者のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスをいう。

2 施行期日

平成29年4月1日

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「及び第 4 9 条」を「、第 4 9 条及び第 7 3 条」に改める。

第 7 3 条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 9 0 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、 2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第 2 項及び第 5 項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第 7 7 条の次に次の 1 条を加える。

(情報の提供等)

第 77 条の 2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてではない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第 26 条第 3 項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第 78 条中「から第 50 条まで」を「、第 49 条、第 50 条」に改める。

第 79 条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第 8 1 条中「から第 5 0 条まで」を「、第 4 9 条、第 5 0 条」に、「及び第 7 7 条(第 1 項を除く。)」を「、第 7 7 条(第 1 項を除く。)及び第 7 7 条の 2 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第 7 3 条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 7 3 条の規定にかかわらず、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 7 9 条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新条例第 7 9 条の規定にかかわらず、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

提案の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 2 9 年厚生労働省令第 6 号)による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号)の改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所等に配置すべき従業者に係る規定の改正及び指定放課後等デイサービス事業者等が実施する事業の内容に関する情報の提供等に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 4 1 号関係資料

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 指定放課後等デイサービス事業所等に配置すべき従業者に係る規定の改正 (第 7 3 条及び第 7 9 条関係)

指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所に配置すべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、その半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととするもの

(2) 指定放課後等デイサービス事業者等が実施する事業の内容に関する情報の提供等に係る規定の追加(第 7 7 条の 2 及び第 8 1 条関係)

指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととし、支援の提供体制の整備、従業者の資質の向上のための取組等の評価項目について、自己評価するとともに、利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図らなければならないこととするもの

放課後等デイサービス

就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスをいう。

児童指導員

社会福祉士、精神保健福祉士及びその他障害児支援業務等の経験を有する者で放課後等デイサービス事業所に配置される従業者をいう。

障害福祉サービス経験者

高等学校の卒業者等であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)に基づく障害福祉サービス事業に係る業務に 2 年以上従事した者をいう。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

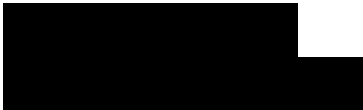
(2) 経過措置

この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、 1 (1) に係る規定にかかわらず、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例によることとするもの

教育委員会の委員の選任について
次の者を、本市教育委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	平 岩 夏 木	

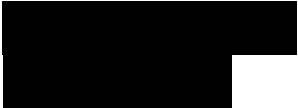
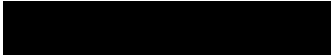
提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 4 条
第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	彦 根 啓	

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

固定資産評価審査委員会の委員の選任について
次の者を、本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので同意されたい。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	白 井 一 郎	

提案の理由

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	水 谷 里 枝 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 損害賠償額

1 , 1 2 2 , 0 6 6 円

2 被害者

市外在住者

3 事故の概要等

平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日午後 5 時頃、相模原市南区西大沼 2 丁目 3 5 2 4 番 6 先の市道において、被害者の運転する普通乗用車が走行していた際、市道脇の相模原近郊緑地特別保全地区内の枯れた樹木が倒れ、当該普通乗用車に接触し、破損させたものである。

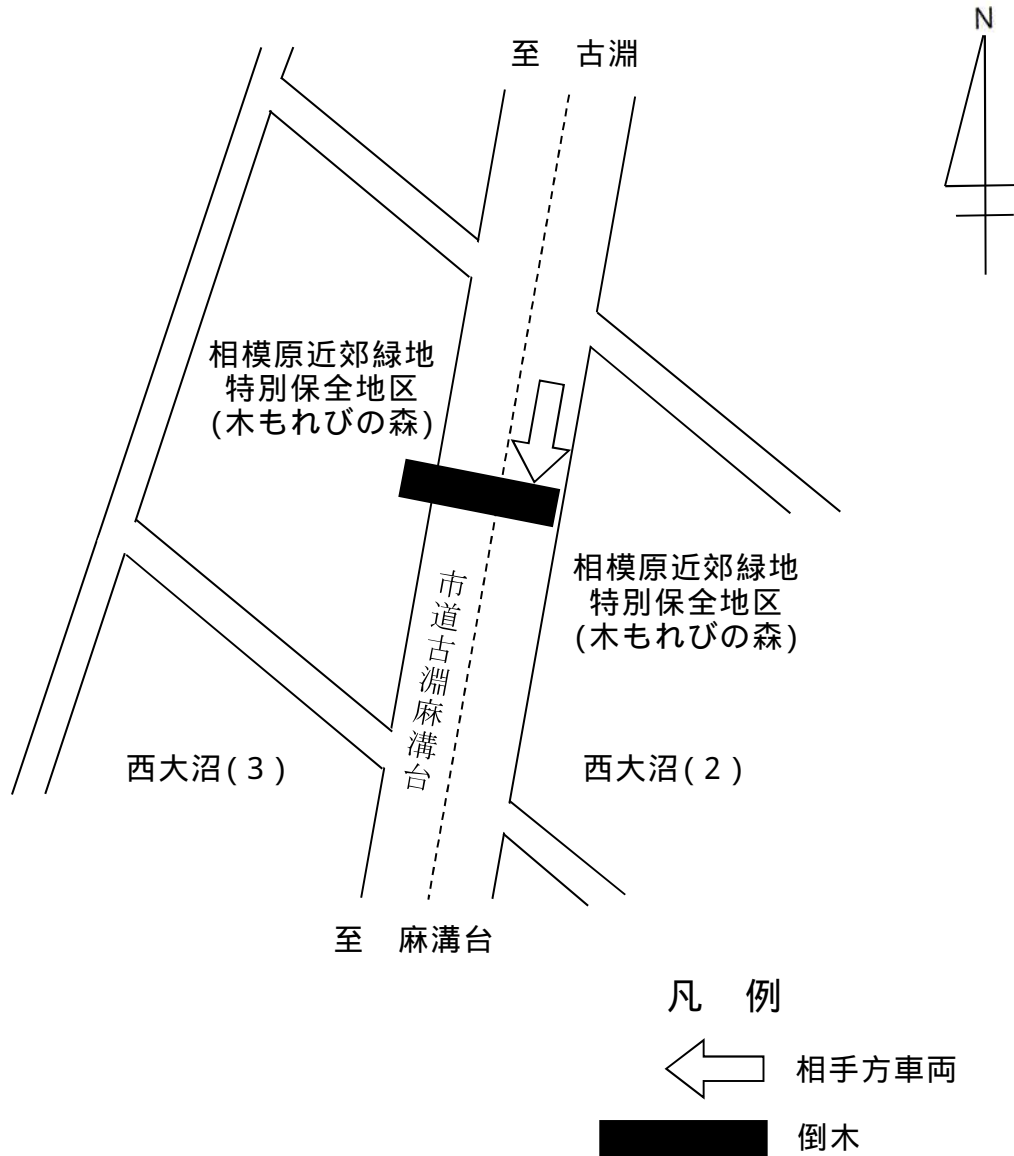
(本市の責任割合 1 0 0 %)

提案の理由

市が維持管理する近郊緑地特別保全地区の管理^{かし}瑕疵により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第 4 6 号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

普通乗用車右サイドミラー、フロントバンパー、リアバンパー等破損

3 損害賠償額

1 , 1 2 2 , 0 6 6 円